

守口市地域防災計画

資料編

目 次

1	防災組織・体制関係.....	1
《資料1-1》	守口市防災会議条例	1
《資料1-2》	守口市防災会議運営要綱	2
《資料1-3》	守口市防災会議委員の構成	3
《資料1-4》	守口市災害対策本部条例	4
《資料1-5》	守口市災害対策本部運営要綱.....	5
《資料1-6》	守口市災害警戒本部設置要綱.....	7
《資料1-7》	守口市防災対策推進本部設置要綱.....	9
《資料1-8》	守口市防災資機材貸与要綱	10
《資料1-9》	守口市自主防災組織一覧表	12
《資料1-10》	市保有資機材一覧表	21
《資料1-11》	守口市災害対策本部の組織及び事務分掌.....	23
2	自然条件・災害履歴関係.....	27
《資料2-1》	災 害 履 歴	27
3	通信関係	31
《資料3-1》	守口市防災行政無線システム回線構成図.....	31
《資料3-2》	同報系(MCA 固定局)指令局・屋外拡声局設置場所一覧表	32
《資料3-3》	地域防災行政無線系移動局一覧表.....	36
《資料3-4》	防災相互波系無線基地局・移動局一覧表.....	39
《資料3-5》	防災関係機関等連絡先一覧表.....	40
4	消防・水防関係.....	43
《資料4-1》	常備消防力の状況	43
《資料4-2》	消防水利の状況.....	47
《資料4-3》	公設防火水槽・耐震性貯水槽設置場所一覧表	49
《資料4-4》	守口市消防団の組織	50
《資料4-5》	市消防団分団庫図	51
《資料4-6》	守口市門真市消防組合資機材一覧表	52
《資料4-7》	危険物施設等一覧表	54
5	ライフライン関係	55
《資料5-1》	大阪広域水道震災対策中央本部組織図	55

《資料５－２》	下水道計画図	56
《資料５－３》	下水道普及状況一覧表	57
《資料５－４》	下水道ポンプ施設一覧表	58
《資料５－５》	貯留施設	59
《資料５－６》	浸水対策ポンプ場一覧表	60
6	備蓄関係	61
《資料６－１》	各避難所備蓄品一覧表	61
7	医療・衛生等関係	65
《資料７－１》	災害医療機関一覧	65
《資料７－２》	市保有防疫用資機材一覧表	67
《資料７－３》	ごみ、し尿処理委託・許可業者及び施設一覧表	68
《資料７－４》	飯盛霊園組合葬儀取扱指定店一覧表	69
《資料７－５》	要配慮者利用施設一覧表	70
8	都市計画関係	79
《資料８－１》	都市公園等整備状況一覧表	79
《資料８－２》	都市計画道路整備状況一覧表	80
《資料８－３》	地下街等一覧表	81
9	交通関係	83
《資料９－１》	緊急交通路図	83
《資料９－２》	地域緊急交通路一覧表	84
《資料９－３》	災害時用臨時ヘリポート一覧表	85
《資料９－４》	公用車保有状況一覧表	86
10	避難関係	89
《資料１０－１》	避難場所・避難所一覧表	89
《資料１０－２》	避難場所・避難所等位置図	94
11	災害応援協定関係	95
《資料１１－１》	災害時応援協定（北河内７市）	95
《資料１１－２》	災害時の相互応援に関する協定書（友好都市）	97
《資料１１－３》	災害時における物資の優先供給に関する協定（京阪百貨店、北河内農業協同組合）	100
《資料１１－４》	災害時における物資の供給に関する協定書（イオンリテール株式会社西日本カンパニー）	102
《資料１１－５》	災害時におけるプロパンガス等の供給協力に関する協定書（大阪ガス）	104

《資料 1 1 - 6 》	災害時における守口市と守口市内郵便局との相互協力に関する協定（守口市郵便局）	106
《資料 1 1 - 7 》	災害時における米穀の優先供給協力に関する協定書（守口市門真米穀小売組合）	108
《資料 1 1 - 8 》	大規模災害時における初動期協力に関する協定書（守口市建設業協同組合）	110
《資料 1 1 - 9 》	大規模災害時における応急対策に関する協定書（守口市造園協力会）	112
《資料 1 1 - 10 》	災害時における応急対策業務に関する協定書（社団法人日本下水道管路管理業協会）	114
《資料 1 1 - 11 》	一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定（東大阪ブロック各市、3 施設組合）	116
《資料 1 1 - 12 》	災害時における一般廃棄物処理に関する支援協定書（民間 6 業者）	119
《資料 1 1 - 13 》	災害時等の緊急放送における協定（株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジュピターテレコム関西メディアセンター）	122
《資料 1 1 - 14 》	災害時における放送要請に関する基本協定（株式会社エフエムもりぐち）	124
《資料 1 1 - 15 》	大規模災害時等における協力体制に関する基本協定（学校法人大阪国際大学）	126
《資料 1 1 - 16 》	大阪府北ブロック消防相互応援協定	128
《資料 1 1 - 17 》	大阪市・守口市門真市消防組合消防相互応援協定	130
《資料 1 1 - 18 》	守口市門真市消防組合・東大阪市消防相互応援協定	132
《資料 1 1 - 19 》	大阪府下広域消防相互応援協定	133
《資料 1 1 - 20 》	大阪市・守口市門真市消防組合航空消防応援協定	136
《資料 1 1 - 21 》	大阪広域水道震災対策相互応援協定書	137
1 2	被害情報関係	141
《資料 1 2 - 1 》	大阪府防災情報システムによる報告	141
《資料 1 2 - 2 》	災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領による報告	142
《資料 1 2 - 3 》	被害状況等報告基準	146
《資料 1 2 - 4 》	調査ブロック図	148
1 3	災害救助法関係	149
《資料 1 3 - 1 》	被害認定統一基準	149
《資料 1 3 - 2 》	災害救助法による救助の程度・方法及び期間の早見表	150
1 4	復旧・復興関係	155
《資料 1 4 - 1 》	応急仮設住宅建設候補地一覧表	155
《資料 1 4 - 2 》	守口市災害弔慰金の支給等に関する条例	159
《資料 1 4 - 3 》	守口市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	161

様式		165
〈様式1〉	職員動員報告書.....	165
〈様式2〉	防災関係機関被害報告様式	166
〈様式3〉	被害状況受付表.....	167
〈様式4〉	災害時の広報文例	169
〈様式5〉	緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章.....	174
〈様式6〉	緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証.....	177

1 防災組織・体制関係

《資料1-1》 守口市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、守口市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 守口市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員35人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（平12.3.23条例11）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平24.12.19条例35）

この条例は、公布の日から施行する。

《資料1-2》 守口市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、守口市防災会議条例（昭和39年守口市条例第19号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、守口市防災会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理委員)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、同条第5項第4号に規定する委員のうちから会長が指名する委員とする。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の代理出席)

第4条 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、自らの属する機関又は団体の職員等のうちからあらかじめ指名した者を代理出席させることができる。

(専決処分)

第5条 緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、やむを得ない事情により会議を招集することができないとき、又は軽易な事項であるときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分をすることができる。

(1) 守口市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(4) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、又はその他必要な協力を求めること。

(5) 守口市地域防災計画資料編の修正に関すること。

(6) 守口市地域防災計画の軽微な修正に関すること。

2 前項第6号に定める軽微な修正とは、関係法令の改正及び新たな制定又は廃止等による上位計画の変更に伴う文言の修正、組織の名称及び機構等の変更に伴う文言の修正等という。

(事務局)

第6条 会議の事務を処理させるため、会議に事務局を設ける。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は市民生活部長をもって充て、その他の職員は防災主管課の職員をもって充てる。

4 事務局は、次に掲げる事務を行う。

(1) 会議の庶務に関する事務

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事務

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月29日から施行する。

《資料1－3》 守口市防災会議委員の構成

平成 26 年 4 月 1 日現在

会長	守口市長
第 1 号委員	近畿農政局大阪地域センター総括管理官
	北大阪労働基準監督署長
	近畿地方整備局淀川河川事務所長
第 2 号委員	大阪府守口保健所長
	大阪府枚方土木事務所地域防災監
第 3 号委員	大阪府守口警察署長
第 4 号委員	守口市水道事業管理者
	守口市企画財政部長
	守口市総務部長
	守口市環境部長
	守口市こども部長
	守口市健康福祉部長
	守口市都市整備部長
	守口市下水道部長
	守口市人権室長
	守口市健康推進課長代理
第 5 号委員	守口市教育委員会教育長
第 6 号委員	守口市門真市消防組合消防長
	守口市消防団長
第 7 号委員	日本郵便株式会社守口郵便局長
	西日本電信電話（株）大阪支店設備部長
	日本通運（株）大阪東支店長
	関西電力（株）守口営業所長
	淀川左岸水防事務組合事務局長
	京阪電気鉄道（株）大阪エリア統括駅長
	京阪バス（株）寝屋川営業所長
	大阪ガス（株）北東部導管部保安チームマネジャー
	（一社）守口市医師会理事
第 8 号委員	守口市赤十字奉仕団委員長
	守口市エイフボランタリーネットワーク会長
	守口市身体障害者福祉会理事
	守口市自主防災組織連絡代表者

委員定数： 35 人以内

実数： 32 人

任期： 2 年

《資料1－4》 守口市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、守口市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員の中から本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長及び本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（平8.3.5条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平24.12.5条例22）

この条例は、公布の日から施行する。

《資料1-5》 守口市災害対策本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、守口市災害対策本部条例（昭和39年守口市条例第20号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、守口市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 守口市災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、本部を設置するものとする。

- (1) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策を要すると認められるとき。
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 守口市又は大阪市東淀川区、大阪市旭区、大阪市鶴見区、寝屋川市、門真市若しくは摂津市の区域において震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本部長が本部を設置する必要があると認めたとき。

(所掌事務)

第3条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 災害応急対策の基本方針の決定
- (2) 災害に関する情報収集
- (3) 職員の動員の指令
- (4) 各部局間の連絡調整事項の指示
- (5) 避難の勧告及び指示等の発令
- (6) 災害警戒区域の設定
- (7) 応急公用負担の実施
- (8) 現地災害対策本部の設置
- (9) 災害救助法の適用申請
- (10) 自衛隊の派遣要請
- (11) 他の市町村及び関係機関への応援要請
- (12) 前各号に掲げるもののほか、災害応急対策に関し必要な事務

(組織)

第4条 本部は、市長及び副市長並びに別表に掲げる者をもって組織する。

(副本部長)

第5条 副本部長は、市民生活部を所管する副市長をもって充てる。

(本部長の職務代理)

第6条 前条の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合において、副本部長にも事故があるとき又は副本部長も欠けたときは、市民生活部を所管しない副市長、企画財政部長、総務部長の順序でその職務を代理する。

(本部長の権限)

第7条 本部長は、次に掲げる権限を有する。

- (1) 緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合において、第3条に掲げる事務を行うこと。
- (2) 職員に対する配備指令を発すること。

(会議)

第8条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(連絡責任者)

第9条 本部及び各部局との連絡を図るため、各部局に連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、各部局の長が指名する者をもって充てる。

3 連絡責任者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 職員の動員の指令及びその他本部からの指令等の伝達に関する事務
- (2) 部局内の連絡調整に関する事務
- (3) 部局内の災害応急対策の実施状況及び被害状況の把握並びに報告に関する事務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事務

(本部の廃止)

第10条 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本部を廃止するものとする。

- (1) 予想された災害の危険が解消したとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本部長が本部を設置する必要がないと認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月13日から施行する。

別表(第4条)

水道事業管理者 教育長 理事 市長室長 企画財政部長 行財政管理監 総務部長 市民生活部長 環境部長 健康福祉部長 こども部長 都市整備部長 都市整備管理監 下水道部長 水道局長 教育次長 教育委員会管理部長 教育委員会学校施設整備監 教育委員会指導部長 教育委員会生涯学習部長 中央公民館長 議会事務局長 会計管 理者
--

《資料1－6》 守口市災害警戒本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、守口市地域防災計画に基づく災害情報の収集及び伝達その他災害警戒活動を行う、守口市災害警戒本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 守口市災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、本部を設置するものとする。

- (1) 暴風、大雨又は洪水に関する気象注意報、気象警報又は気象特別警報が発令され、災害の発生のおそれがあるとき。
- (2) 降雨量、水位等の観測状況から災害の発生のおそれがあるとき。
- (3) 市の区域内の局地的に軽微な災害が発生したとき。
- (4) 守口市又は大阪市東淀川区、大阪市旭区、大阪市鶴見区、寝屋川市、門真市若しくは摂津市の区域において震度4の地震が観測されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本部長が本部を設置する必要があると認めたとき。

(所掌事務)

第3条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 災害情報の収集及び分析並びに提供
- (2) 災害応急対策の検討
- (3) 職員の動員の指令
- (4) 各部局間の連絡調整事項の指示
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害警戒活動に関し必要な事務

(組織)

第4条 本部は、副市長及び別表に掲げる者をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第5条 本部に、本部長及び副本部長各1人を置く。

- 2 本部長は市民生活部を所管する副市長をもって充て、副本部長は市民生活部を所管しない副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 前項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合において、副本部長にも事故があるとき又は副本部長も欠けたときは、企画財政部長がその職務を代理する。

(本部長の権限)

第6条 本部長は、次に掲げる権限を有する。

- (1) 緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合において、第3条に掲げる事務を行うこと。
- (2) 職員に対する配備指令を発すること。

(会議)

第7条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(本部の廃止)

第8条 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本部を廃止するものとする。

- (1) 守口市災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 第2条第1号又は第2号に規定する災害の発生のおそれがなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が本部を設置する必要がないと認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

別表(第4条)

理事 市長室長 企画財政部長 行財政管理監 総務部長 市民生活部長 環境部長 健康福祉部長 こども部長 都市整備部長 都市整備管理監 下水道部長 水道局長 教育次長 教育委員会管理部長 教育委員会学校施設整備監 教育委員会指導部長 教 育委員会生涯学習部長 中央公民館長 議会事務局長 会計管理者

《資料1－7》 守口市防災対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 守口市地域防災計画に基づく防災対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、守口市災害対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域防災計画の推進及び修正案の検討
- (2) 防災施策の審議
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災に係る研究及び調査

(組織)

第3条 推進本部は、別表に掲げる者をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に、本部長及び副本部長各1人を置く。

- 2 本部長は市民生活部長をもって充て、副本部長は企画財政部長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 前項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合において、副本部長にも事故があるとき又は副本部長も欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、防災主管課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

別表（第3条）

理事	市長室長	企画財政部長	行財政管理監	総務部長	市民生活部長	環境部長
健康福祉部長	こども部長	都市整備部長	都市整備管理監	下水道部長	水道局長	
教育次長	教育委員会管理部長	教育委員会学校施設整備監	教育委員会指導部長	教育委員会生涯学習部長	中央公民館長	議会事務局長
				会計管理者		

《資料1－8》 守口市防災資機材貸与要綱

（目的）

第1条 この要綱は、自主防災組織に対し防災活動に必要な資材、機材等（以下「防災資機材」という。）を貸与することにより、その組織活動の充実を図り、もって地域住民の自発的な防災意識の高揚に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において自主防災組織とは、地震風水害の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において被害を防止し、若しくは軽減し、又は火災その他の災害を予防するため、地域住民が連帯共同して自主的に設置する防災組織をいう。

（届出）

第3条 防災資機材の貸与を受けようとする自主防災組織は、自主防災組織結成届出書に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

- （1） 自主防災組織の規約
- （2） 自主防災組織の防災計画書
- （3） その他市長が必要と認める書類

（貸与の対象）

第4条 市長は、前条の届出があったときは、その内容を審査し、第2条に規定する自主防災組織に適合すると認めるものについては、防災資機材の貸与の対象とすることができる。

（防災資機材の内容）

第5条 防災資機材の内容は、予算の範囲内で購入した別表に掲げるものとする。

- 2 前条の規定により貸与の対象となった自主防災組織（以下「対象組織」という。）に貸与する防災資機材の種類、数量等については、事前に対象組織と協議するものとする。

（貸与の回数等）

第6条 防災資機材の貸与回数は、1対象組織に対して1回限りとし、その貸与期間は、3年とする。

- 2 貸与することができる防災資機材は、1対象組織当たり300,000円相当のものを限度とする。

ただし、対象組織を構成する世帯数が500世帯を超える組織については、400,000円を限度とする。

- 3 第1項の貸与期間を満了した防災資機材は、当該対象組織に帰属するものとする。

（貸与申請）

第7条 対象組織は、第5条第2項の協議が調ったときは、防災資機材貸与申請書に市長が必要と認める書類を添えて、防災資機材貸与の申請をすることができる。

(貸与の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、関係書類を審査し、防災資機材貸与につき承認又は不承認の決定をし、その結果を防災資機材貸与承認・不承認決定通知書により当該対象組織に対し通知するものとする。

(防災資機材の貸与)

第9条 市長は、前条の規定により承認したときは、速やかに防災資機材を対象組織に対して貸与するものとする。

2 前項の規定により貸与を受けた対象組織は、貸与防災資機材受領書を市長に提出しなければならない。

(申請事項等の変更)

第10条 対象組織は、第3条の届出書及びその添付書類の記載事項に変更が生じたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(調査等)

第11条 市長は、防災資機材の貸与に関し必要があると認めたときは、対象組織に対して調査し、又は関係者に報告を求め、若しくは指示をすることができる。

(貸与防災資機材の返還等)

第12条 市長は、対象組織が次の各号の一に該当するときは、防災資機材の貸与の決定を取り消し、又は貸与資機材の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 不正の手段により防災資機材の貸与を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 貸与された防災資機材をこの要綱の目的に反して使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成8年9月1日から施行する。

≪資料1－9≫ 守口市自主防災組織一覧表

平成 26 年度 自主防災組織一覧表						
H26. 4. 1 現在 159 組織						
地区名 《組織数》	No	自主防災組織名称	世帯数 (概数)	結成年月日	資機材保管場所	備 考
守 口 《5》	31	神木地区町内会自主防災会	420	H9. 8. 11	神木町児童公園	
	138	本町地区自主防災会	820	H13. 12. 6	桜町団地敷地内	
	140	八島町会自主防災会	520	H14. 7. 31	八島さくら公園	
	152	御幸地区防災ネットワーク	773	H20. 4. 1	桃町緑道公園	
	158	八雲南町会自主防災会	800	H22. 4. 1	(既設) 八雲南会館横倉庫	
土 居 《5》	134	南日吉地区防犯委員会自主防災会	850	H13. 7. 10	エーノ京阪 (旧土居小)	
	141	土居地区自主防災会	512	H15. 1. 8	土居駅上り階段下 (旧土居小)	
	145	祝地区自主防災会	600	H16. 2. 5	日吉公園 (旧土居小)	
	147	北日吉地区自主防災会	520	H16. 9. 24	日吉公園 (西側) (旧土居小)	
	149	メロディハム守口1 自主防災会	535	H17. 12. 14	マンション内倉庫 (旧土居小)	
滝 井 《3》	150	滝井西町自主防災会	360	H18. 2. 10	関西医大病院南側敷地内	
	151	寿地区・太子地区連合会自主防災会	840	H19. 11. 14	平代うさぎ公園	
	153	滝井東町会自主防災会	1, 000	H20. 7. 1	滝井りす公園	
三 郷 《6》	1	西郷町会自主防災会	390	H8. 10. 1	東光町1 丁目第1 児童公園	
	41	東光南町会自主防災会	200	H9. 12. 15	東光町1 丁目第1 児童公園	
	139	東光一町会自主防災会	520	H14. 2. 1	東光町1 丁目第二児童公園	

	148	大枝東町自主防災会	420	H17. 7. 19	大枝神社境内	
	157	東光二町会自主防災会	330	H22. 3. 3	東光二丁目事務所	
	159	大枝南町自主防災会	700	H23. 4. 1	大枝南町 12-22 付近	
寺 方 《 9 》	25	南寺方西町会自主防災会	430	H9. 5. 20	南寺方西公園	
	27	南寺方北之町会自主防災会	180	H9. 7. 7	市営住宅内	
	28	西郷南町会自主防災会	750	H9. 8. 1	西郷通 4 丁目児童公園	
	40	北親会自主防災会	250	H9. 12. 1	元市営住宅空地	
	42	南高瀬自主防災会(高瀬 3・4・5 丁目)	640	H9. 12. 18	高瀬公園	
	109	東光三町会自主防災会	650	H11. 12. 26	大枝テニスコート横	
	110	寺方町会自主防災会	1, 250	H11. 12. 28	寺方元町 4 丁目第一児童公園	
	131	馬場三町会自主防災会	330	H13. 1. 31	高瀬公園	
	132	馬場二町会自主防災会	270	H13. 1. 31	同 上(共同使用)	
橋 波 《15》	54	橋波東之町会第一分団自主防災会	270	H10. 12. 8	東橋波会館	
	57	西橋波自主防災会	850	H11. 1. 6	西橋波さつき公園	
	58	西橋波西郷地区自主防災会	400	H11. 1. 6	橋波西之町 1 丁目児童公園	
	60	大宮菊水町会自主防災会	1, 160	H11. 4. 12	大宮菊水ホッポ場公園(小)	
	63	西郷隣友会自主防災会	70	H11. 6. 18	JR 宿舎内の 1 号棟倉庫	
	64	J R 宿舎協議会自主防災会	50	H11. 6. 18	同上(共同使用)	
	65	西郷新町会自主防災会	75	H11. 6. 18	大宮公園	
	66	菊水親ぼく会自主防災会	230	H11. 6. 18	同上(共同使用)	
	67	大宮団地住宅町会自主防災会	70	H11. 6. 18	市営大宮団地内	
	68	菊水町会自主防災会	218	H11. 6. 18	同 上(共同使用)	
	69	大宮二町会自主防災会	240	H11. 6. 18	同 上(共同使用)	

	70	殖親町会自主防災会	170	H11. 6. 18	同 上（共同使用）	
	71	大宮三町会自主防災会	170	H11. 6. 18	大宮南公園内	
	72	大宮四町会自主防災会	207	H11. 6. 18	同 上（共同使用）	
	133	橋波東之町会第二分団自主防災会	422	H13. 6. 4	橋波東之町 2 丁目児童公園	
春 日 《3》	15	土居東自主防災会	430	H8. 12. 1	土居公園	
	154	高瀬一自主防災会	300	H20. 5. 13	大枝公園	
	155	高瀬二自主防災会	250	H20. 7. 1	大枝公園	
庭 窪 《12》	3	大日町 1 丁目自主防災会	210	H8. 12. 1	大日町 1 丁目児童公園	
	4	大日町 4 丁目自主防災会	607	H8. 12. 1	大日町 4 丁目第 1 児童公園	
	12	大日町 3 丁目自主防災会	397	H8. 12. 1	大日東公園	
	14	大日町 2 丁目自主防災会	436	H8. 12. 1	大日会館横	
	32	佐太中町 1 丁目南町会自主防災会	180	H9. 9. 1	庭窪小学校	
	33	佐太中町 1 丁目北町会自主防災会	170	H9. 9. 1	佐太中町 1 丁目児童公園	
	34	佐太中町 2 丁目東町会自主防災会	110	H9. 9. 1	佐太中町 2 丁目第 2 児童公園	
	35	佐太中町 2 丁目西町会自主防災会	130	H9. 9. 1	佐太中町 2 丁目第 3 児童公園	
	36	佐太中町 3 丁目町会自主防災会	120	H9. 9. 1	市営佐太団地内	
	37	佐太西町 1 丁目町会自主防災会	127	H9. 9. 1	国道 1 号線高架下淀川側道公園	
	38	佐太団地自治会自主防災会	54	H9. 9. 1	市営佐太住宅内	
	46	キングマンション守口自主防災会	188	H10. 5. 25	キングマンション守口敷地	
八 雲 《7》	90	守口淀江住宅自主防災会	220	H11. 7. 6	守口淀江住宅敷地内	
	95	大庭町 1 丁目町会自主防災会	580	H11. 10. 4	大庭町 1 丁目児童公園	
	96	大庭町 2 丁目町会自主防災会	290	H11. 10. 6	大庭町 2 丁目公園	
	99	八雲西 4 町会自主防災会	243	H11. 10. 27	八雲中央公園八雲西 4 会館横	

	105	八雲北 3 丁目自治会自主防災会	600	H11. 11. 12	八雲北第 2 公園	
	112	八雲本町町会自主防災会	300	H12. 1. 20	八雲公園	
	125	守口ハイライフ自主防災会	600	H12. 7. 10	守口ハイライフ集会所横	
東 《10》	2	東町 2 丁目自治会自主防災会	530	H8. 10. 13	東町 1 丁目第 2 児童公園	
	97	大久保 4 丁会自主防災会	475	H11. 10. 18	大久保中学校裏門内横	
	98	大久保団地自治会自主防災会	200	H11. 10. 20	大久保団地内	
	114	大久保本町町会自主防災会	200	H12. 2. 2	同 上(共同使用)	
	115	藤田 6 丁会自主防災会	280	H12. 2. 3	藤田東公園	
	116	新栄町会自主防災会	630	H12. 2. 3	大久保南公園	
	117	大久保新町町会自主防災会	350	H12. 3. 6	大久保町 5 丁目第四児童公園	
	119	東町一町会自主防災会	330	H12. 6. 15	東町広場	
	123	大久保 5 丁会自主防災会	190	H12. 6. 23	大久保 5 丁目第 3 児童公園	
	162	本町東町会自主防災会	160	H26. 1. 23	本町東町会会館内	
錦 《12》	18	みどり町会自主防災会	500	H9. 2. 1	南寺方東通 1 丁目児童公園	
	29	東郷町会自主防災会	160	H9. 7. 10	東郷公園	
	100	寺方錦町会自主防災会	250	H11. 10. 29	(仮称) 寺方錦公園	
	104	菊水南町会自主防災会	430	H11. 11. 10	菊水公園	
	108	寺方東町内会自主防災会	330	H11. 12. 15	寺方本通 4 丁目第二児童公園	
	111	錦野町会自主防災会	250	H12. 1. 14	南寺方公園	
	120	さくら町会自主防災会	310	H12. 6. 20	錦公園	
	121	南寺方東・互町会自主防災会	600	H12. 6. 21	南寺方東公園	
	122	ふたば町会	60	H12. 6. 23	北寺方府営住宅内の公園	旧北寺方府営住宅自治会自主防災会
	124	錦団地自治会自主防災会	300	H12. 6. 30	錦団地内集会所横	

	129	欠番	110	H13. 1. 22	北寺方府営住宅内の公園	旧北寺方さつき町会自主防災会
	130	東郷地区自治会自主防災会	170	H13. 1. 25	東郷北公園	
	160	レックスガーデン自治会自主防災会	700	H23. 4. 1	貸与なし	
南 《4》	30	南寺方南町会自主防災会	350	H9. 8. 1	南小学校	
	47	南寺方中町会自主防災会	130	H10. 6. 1	南寺方中通2丁目児童公園	
	53	南寺方町会自主防災会	500	H10. 7. 14	南寺方南通2丁目児童公園	
	73	守口第2日光ハイツ自主防災会	120	H11. 6. 23	寺方南通1丁目児童公園	
金 田 《12》	26	金田町5丁目自治会自主防災会	468	H9. 5. 20	金田西公園	
	39	金田町3丁目南自治会自主防災会	198	H9. 10. 8	金田東公園	
	43	金田2丁会自主防災会	548	H10. 1. 5	金田山王権現児童公園	
	45	三中町会自主防災会	201	H10. 5. 22	金田町第二府住児童公園	
	56	金田町6丁目自治会自主防災会	476	H10. 12. 19	金田北公園	
	59	金田南住宅自治会自主防災会	182	H11. 2. 26	府営守口金田南住宅内	
	61	金田町3丁目東自治会自主防災会	220	H11. 4. 22	金田3丁目第1児童公園	
	62	金田北住宅自主防災会	190	H11. 6. 15	府営金田北住宅内	
	86	金田町二丁目南町会自主防災会	208	H11. 6. 25	金田きりん公園	
	92	金田4丁目自主防災会	125	H11. 7. 22	金田4丁目児童公園集会所	
	128	金田3丁目西自治会自主防災会	60	H12. 11. 13	金田第二府営児童公園集会所	
	142	佐太東町2丁目自治会自主防災会	227	H15. 4. 30	佐太東2児童公園	
梶 《15》	21	金田町1丁目第5自治会自主防災会	400	H9. 4. 1	金田公園	
	22	梶四丁目町会自主防災会	600	H9. 3. 25	梶町4丁目第2児童公園	
	23	梶三西町会自主防災会	262	H9. 4. 1	梶町3丁目第2児童公園	
	24	金田第一町会自主防災会	245	H9. 5. 25	金田町1丁目第3児童公園	

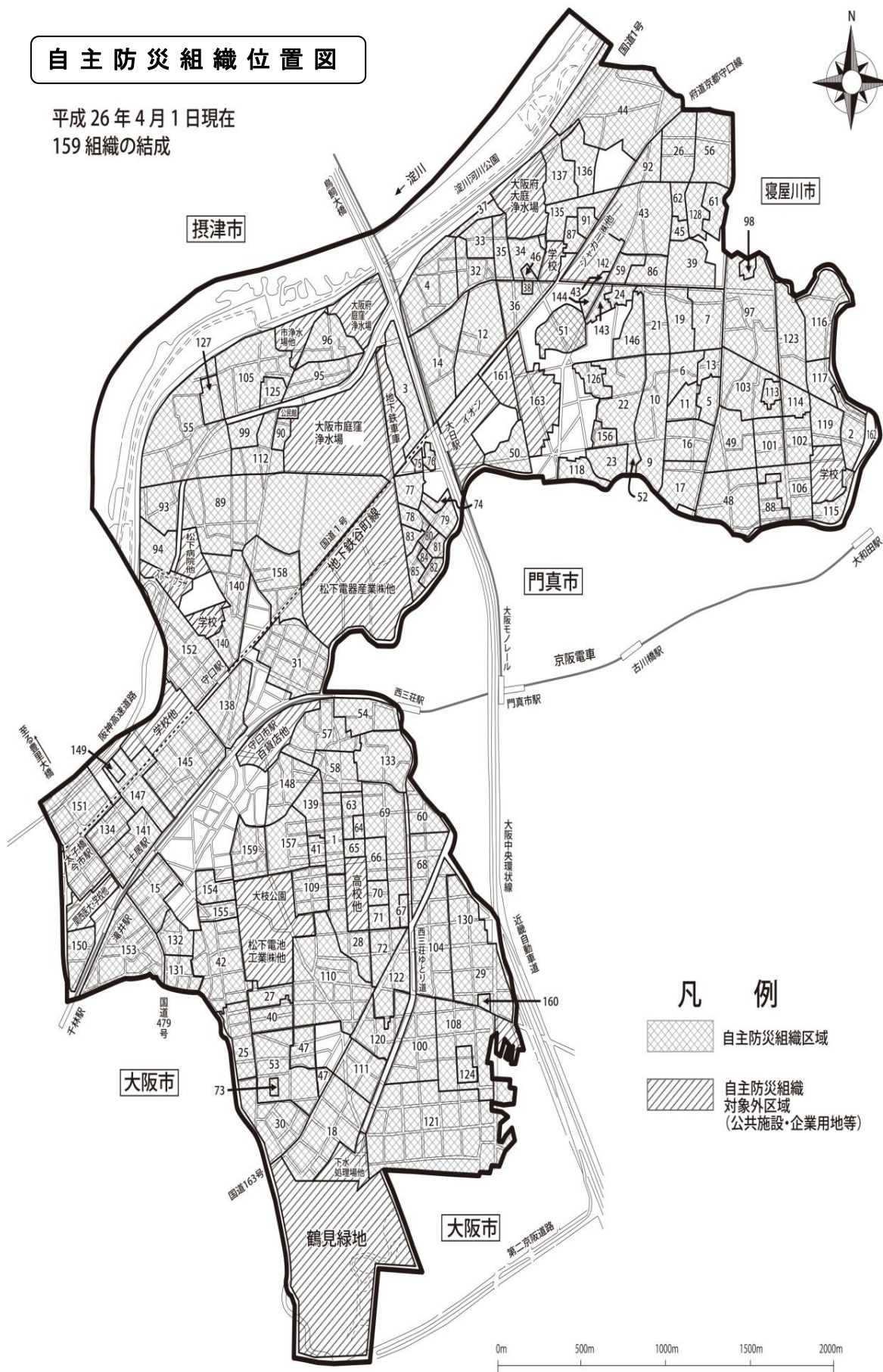
	50	大日東南自主防災会	450	H10. 6. 24	大日南公園	
	161	大日東町北町会	150	H24. 10. 29	大日東つつじ公園	
	51	桐月自治会自主防災会	630	H10. 6. 24	梶第1団地敷地	
	52	梶団地自主防災会	142	H10. 6. 24	梶第2団地敷地	
	118	梶三中町会自主防災会	220	H12. 6. 13	梶町3丁目第一児童公園	
	126	梶四南町会自主防災会	75	H12. 8. 8	梶町2丁目第一児童公園	
	143	金田町1丁目中町会自主防災会	150	H15. 8. 20	市営梶第一団地内児童公園	
	144	府住 佐太東自主防災会	100	H15. 8. 12	団地建物内倉庫	
	146	金田第二自治会自主防災会	221	H16. 4. 20	広場	
	156	梶二住宅自治会自主防災会	100	H20. 7. 8	梶町二丁目第二児童公園	
	163	梶一西町会自主防災会	380	H26. 2. 4	大日南公園	
藤 田 《10》	5	大久保町1丁目1町会自主防災会	220	H8. 12. 1	鈴木家具店横	
	6	大久保町1丁目2町会自主防災会	290	H8. 12. 1	大久保保育所前	
	7	大久保3の東町会自主防災会	400	H8. 12. 1	大久保町3丁目児童公園	旧大久保町3丁目2町会自主防災会
	8	欠番		H8. 12. 1	大久保町3丁目児童公園	旧大久保町3丁目4町会自主防災会
	9	梶三東町会自主防災会	410	H8. 12. 1	梶町3丁目第3児童公園	
	10	梶町4丁目東町会自主防災会	600	H8. 12. 5	梶町4丁目第1児童公園	
	11	大久保町1丁目4町会自主防災会	280	H8. 12. 5	大久保西公園	
	13	大久保町1丁目3町会自主防災会	156	H8. 12. 1	藤田中学校裏	
	16	藤田1町会1分団自主防災会	600	H9. 2. 1	藤田町1丁目第1児童公園	
	17	藤田1町会2分団自主防災会	525	H9. 2. 1	同 上（共同使用）	
	19	大久保3の西町会自主防災会	460	H9. 2. 1	藤田中学校裏	旧大久保町3丁目1町会自主防災会
	20	欠番		H9. 2. 1	大久保町3丁目児童公園	旧大久保町3丁目3町会自主防災会
大 久 保	48	藤田三町会自主防災会	1, 100	H10. 6. 10	弥治右衛門碑前公園	

《8》	49	藤田二町会自主防災会	430	H10. 6. 10	藤田天社児童公園	
	88	藤和会自主防災会	240	H 11. 6. 28	府営藤田住宅内倉庫	
	101	藤田町 4 丁目西町会自主防災会	410	H11. 11. 4	藤田町 4 丁目児童公園	
	102	藤田町 4 丁目東町会自主防災会	400	H11. 11. 4	同 上 (共同使用)	
	103	大久保 2 町会自主防災会	410	H11. 11. 8	おおくぼ幼稚園裏門左横	
	106	藤田 5 町会自主防災会	740	H11. 12. 10	藤田南公園	
	107	欠番		H11. 10. 21	同 上 (共同使用)	旧大和田ハイム自治会自主防災会
	113	インテリジエントシティ自治会自主防災会	270	H11. 12. 14	大久保町 2 丁目児童公園	
八雲東 《12》	74	守口ビューハイツ自治会自主防災会	272	H 11. 6. 24	守口ビューハイツ内	
	75	ファミリー守口自治会自主防災会	186	H 11. 6. 24	ファミリー守口内	
	76	メロディーハイム大日自治会自主防災会	265	H 11. 6. 24	メロディーハイム大日内	
	77	新北町会自主防災会	195	H 11. 6. 24	八雲東第二公園	
	78	新中町会自主防災会	255	H 11. 6. 24	同 上 (共同使用)	
	79	連合東中町会自主防災会	130	H 11. 6. 24	同 上 (共同使用)	
	80	連合北町会自主防災会	180	H 11. 6. 24	八雲東公園	
	81	連合東町会自主防災会	210	H 11. 6. 24	八雲東公園 (共同使用)	
	82	連合南町会自主防災会	190	H 11. 6. 24	同 上 (共同使用)	
	83	新南町会自主防災会	180	H 11. 6. 24	八雲東二丁目児童公園 (共同使用)	
	84	連合中町会自主防災会	150	H 11. 6. 24	同 上 (共同使用)	
	85	連合西町会自主防災会	260	H 11. 6. 24	同 上 (共同使用)	
佐 太 《6》	44	佐太一番連合町会自主防災会	691	H10. 3. 16	佐太第 2 公園	
	87	府営守口佐太中住宅自治会自主防災会	295	H 11. 6. 28	府営佐太中住宅内東側端	
	91	守口スカイハイツ自治会自主防災会	388	H 11. 7. 15	守口スカイハイツ敷地内	

	135	佐太中町 4 丁目町会自主防災会	250	H13. 10. 17	佐太中町 4 丁目児童公園	
	136	佐太中町 6 丁目町会自主防災会	166	H13. 10. 17	佐太中央公園	
	137	佐太中町 5 丁目町会自主防災会	300	H13. 10. 23	佐太中町 5 丁目児童公園	
下 島 《 5 》	55	八雲北十番地区自主防災会	835	H10. 12. 16	阪神高速高架下八雲中央公園	
	89	南十番自主防災会	1, 340	H 11. 7. 5	八雲西町 1 丁目児童公園	
	93	下島町自主防災会	141	H 11. 7. 26	八雲中央公園高架下入口右側	
	94	メイプルパークスクエア管理組合	1, 000	H 11. 8. 4	メイプルパークスクエアソフ 室横	
	127	八雲北住宅自治会自主防災会	254	H. 12. 9. 4	府営八雲北住宅集会所横	

自主防災組織位置図

平成26年4月1日現在
159組織の結成



《資料1－10》 市保有資機材一覧表

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

品 名	危機管理課	道路課	公園課	下水道 管理課	水道局
救命浮輪	9				
救命胴衣	14				
エアーテント	2				
テント（パイプ式）	2				
ワンタッチテント	2				
発電機付投光器	15				
チェーンソー（エンジン）	2		3		
電子メガホン	10				
ヘルメット	250				
土のう袋	1,000	200		1,900	
強力ライト	150	2		5	
浄水器	2				
コードリール	32				4
担 架	32				
投光器	34				4
小型発電機	38			2	6
角スコップ		26	12	14	
剣スコップ	34	13	17	14	
煉スコップ		20	6	4	
ツルハシ	34	15	10	13	
ハグチ		3			
平 鍬		5			
カケヤ		4	7	2	
大ハンマー	34	4	11	3	
石切ハンマー		6	9	7	
とんかちハンマー		8	3		
げんのうハンマー		2	12		
バール	34	2	7	2	
チ ス		6	15	13	
し の		3	4		

品 名	危機管理課	道路課	公園課	下水道 管理課	水道局
一輪車		4	5	3	
チェンブロック				3	
ホーク		5		5	
クリッパ	34	4	7	9	
赤 灯				26	
水中ポンプ				89	7
給水タンク (2t)					10
給水タンク (1t)					13
給水タンク (0.5 t)		1			
仮設給水装置					2
路上移動給水装置					14
給水ホリタンク (20 L)					240
給水ホリタンク (10 L)					380
給水ホリ袋 (10 L)					10,000

《資料1－11》 守口市災害対策本部の組織及び事務分掌

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

組織名	構成		事務分掌		
	部名	課名			
災害対策本部事務局	市民生活部	危機管理課	① 市災害対策本部組織の整備に関すること		
			② 府災害対策本部、他の地方公共団体、各関係機関との情報連絡調整及び応援要請に関すること		
			③ 配備指令及び本部指令に関すること		
			④ 各部局の活動状況の把握に関すること		
			⑤ 気象情報及び災害情報の取りまとめに関すること		
			⑥ 災害救助法の適用申請に関すること		
			⑦ 避難所の開設指示に関すること		
			⑧ 各地域代表者（市自主防災組織等）への連絡調整に関すること		
			⑨ 自衛隊の派遣要請に関すること		
			⑩ 防災行政無線の統制に関すること		
			⑪ 災害に関する各種情報の管理に関すること		
			⑫ 災害見舞金等の給付・貸付に関すること		
各部連絡責任者	各部連絡責任者	① 職員の動員の指令及びその他本部からの指令等の伝達に関すること			
総務班	総務部	人事課	① 職員の動員配置及び各班の配置調整に関すること		
			② 他団体からの応援等の受入れに関すること		
			③ 職員等の健康管理に関すること		
			④ 自衛隊の受入れ調整に関すること		
			⑤ 義援金・義援物資の受付・配分に関すること		
	市民生活部	総務課	① 市庁舎の被害調査及び応急修理に関すること		
			② 車両その他の輸送手段の確保に関すること		
			③ 応急物資等の緊急輸送に関すること		
			④ 市有財産の被害状況の把握に関すること		
			⑤ 緊急事業の契約に関すること		
		法制文書課	⑥ 災害対策諸物資の購入に関すること		
			⑦ 事前届出をしていない緊急車両の届出に関すること		
			市民生活部	総合窓口課	① 食料品、生活必需品等の調達に関すること
					② 遺体安置所の開設・運営に関すること
					③ 死体の埋火葬に関すること
地域振興課	① 商工、農産被害等の調査に関すること				
	② 商工農業者に対する融資に関すること				
コミュニティ推進課 消費生活センター	③ 友好都市への応援要請に関すること				
	コミュニティ推進課 消費生活センター	① 消費者情報等の提供に関すること			
		保険課			
			保険収納課		
	市民生活部	人権室		① 遺体安置所の開設・運営に関すること	
会計室			① 義援金の受入・配分に関すること		
			② 災害対策に必要な物品及び現金の出納事務に関すること		
	③ 銀行等金融機関との連絡調整に関すること				

組織名	構成		事務分掌
	部名	課名	
情報班	市長室	市長室	① 本部長、副本部長の特命に関すること ② 被災見舞い及び視察者に関すること
	企画財政部	財政課	① 災害対策の予算に関すること ② 公用負担命令及び補償に関すること ③ 関連情報の収集に関すること ④ 被害状況の集約に関すること ⑤ 避難所との連絡調整に関すること
		企画課	① 復興計画の企画調整に関すること ② 関連情報の収集に関すること ③ 被害状況の集約に関すること ④ 避難所との連絡調整に関すること
		広報広聴課	① 被災者等の相談業務に関すること ② 災害広報に関すること ③ エフエムもりぐち・(株)ジェイコムエスト北河内局との連絡調整に関すること ④ 報道機関との連絡調整に関すること ⑤ 災害記録（写真を含む）に関すること
		財産活用課 庁舎整備準備室	
	議会事務局	庶務課 議事課	〔 議員との連絡調整に関すること 被災見舞いの応援及び事務処理に関すること
調査復旧班	都市整備部	都市計画課	① 復興計画に係る都市計画に関すること ② 土木、建築関係資機材の調達・要請に関すること
		建築指導課	① 応急危険度判定制度（二次災害）に関すること ② 災害復旧建築についての行政指導に関すること ③ 危険建築物等の解体指導に関すること
		建築課	① 応急仮設住宅の設営協力に関すること
		道路課	① 緊急交通路の確保に関すること ② 交通規制の調整に関すること ③ 道路障害物の除去に関すること
		公園課	
	下水道部	下水道管理課 下水道施設課	〔 浸水対策に関すること 下水道関係資機材の調達・要請に関すること 排水ポンプの被害調査及び応急復旧に関すること 所管施設の二次災害の防止に関すること
	環境部	環境政策課 リ・ネ・サ-総務課 リ・ネ・サ-業務課 リ・ネ・サ-施設課	① 防疫活動に関すること 〔 廃棄物の収集及び処理に関すること し尿の収集及び処理に関すること 廃棄物・し尿関係業者等の指導及び連絡調整に関すること 仮設トイレの設置及び管理に関すること
	総務部	納税課 課税課	① 被害に伴う市税の納税緩和措置等に関すること ① 罹災証明事務等に関すること ② 納税緩和措置等及び罹災証明事務等をはじめとするその他災害対応に係る民家等の被害調査及び情報の収集に関すること

組織名	構成		事務分掌
	部名	課名	
救 援 救 護 班	健康福祉部	総務課	① 避難行動要支援者の被災状況の把握と支援業務に関すること ② ボランティアに関すること
		生活福祉課	① 避難所の運営・管理に関すること
		健康推進課	① 医療用資器材等の調達に関すること ② 医療情報の収集・伝達体制の整備に関すること ③ 医療救護及び助産に関すること ④ 被災者の健康維持活動に関すること ⑤ 感染症・食中毒の予防に関すること
		障害福祉課	
		高齢介護課	
	こども部	こども政策課 保育・幼稚園課 子育て支援課	① 園児等の避難救助及び救護に関すること ② 応急保育に関すること
	教育委員会事務局	総務課 学校管理課	① 救援物資に関すること
		学校教育課	① 児童・生徒の避難救助及び救護に関すること ② 応急教育に関すること ③ 被災児童の就学援助に関すること ④ 教科書、学用品の給与に関すること
		保健給食課	① 食料供給活動に関すること
		生涯学習課 スポーツ・青少年課	① 文化財の被害調査に関すること ① 救護所の設置に関すること
		放課後こども課 公民館	
水道局	水道局	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	① 救援物資に関すること ② 避難所の協力に関すること
		総務課 配水課 浄水課 お客さまセンター	① 応急給水に関すること ② 災害協定に基づく応援要請等に関すること ③ 関係機関との連絡調整に関すること ④ 水道の広報に関すること ⑤ 水道の水質及び対策に関すること ⑥ 水道の広域応援に関すること
避難所	避難所従事責任者 避難所従事補助者		① 避難所の開設に関すること ② 避難所の運営・管理に関すること

※所管施設の被害調査及び応急復旧対策に関することは、各課共通の事務分掌とする。

2 自然条件・災害履歴関係

《資料2-1》 災 害 履 歴

《過去の風水害による被災状況》

(昭和 49 年度以降)

年 月 日	原因	被災状況			備考
		床下浸水	床上浸水	計	
昭和 49 年 4 月 8 日	大雨		7	7	
6 月 21 日	大雨		42	42	
7 月 21 日	大雨		41	41	
昭和 50 年 7 月 4 日	大雨	739	38	777	大東市に災害救助法適用
8 月 7 日	大雨		41	41	
8 月 23 日	台風 6 号		9	9	
昭和 52 年 7 月 28 日	雷雨	401	13	414	
昭和 54 年 6 月 27 日	大雨	120		120	
9 月 30 日	台風 16 号	2, 983	139	3, 122	
昭和 55 年 8 月 31 日	大雨	98	2	100	
昭和 57 年 8 月 3 日	大雨	168		168	松原市、堺市、東大阪市に災害救助法適用
昭和 58 年 7 月 5 日	大雨	22		22	
9 月 7 日	大雨	571	12	583	
9 月 28 日	台風 10 号	51	2	53	
昭和 59 年 5 月 1 日	大雨	17		17	
6 月 27 日	大雨	298	13	311	
7 月 22 日	大雨	1, 860	116	1, 976	
昭和 60 年 6 月 22 日	大雨	12		12	
7 月 8 日	大雨	6		6	
平成元年 9 月 8 日	大雨	336	20	356	
9 月 14 日	大雨	1, 451	56	1, 507	
平成 2 年 7 月 12 日	大雨	219	2	221	
9 月 13 日	大雨	19		19	
平成 3 年 6 月 13 日	大雨	9		9	
平成 7 年 7 月 3 日	大雨	17	1	28	
7 月 28 日	大雨	16	2	18	
平成 9 年 7 月 13 日	大雨	191	19	210	
8 月 5 日	大雨	84	1	85	
8 月 7 日	大雨	484	17	561	

年 月 日	原因	被災状況			備考
		床下浸水	床上浸水	計	
平成 10 年 7 月 11 日	大雨	33		33	
平成 11 年 6 月 21 日	大雨	15		15	
6 月 29、30 日	大雨	11		11	
平成 12 年 9 月 10 日	大雨	189		189	
平成 15 年 5 月 8 日	大雨	85		85	
8 月 5 日	大雨	32		32	
9 月 24 日	大雨	34		34	
平成 16 年 10 月 12 日	大雨	2		2	
平成 24 年 8 月 13 日	大雨	7,307	650	7,957	
平成 25 年 8 月 25 日	大雨	15		15	

《過去の地震歴》

年 月 日	災害状況
1689(元禄 2)年 3 月 28 日	戌の刻（午後 7～9 時）、近年にない大地震。（被害不明）
1749(寛延 2)年 10 月 17 日	大地震。（被害不明）
1751(寛延 4)年 11 月 27 日	大地震。（被害不明）
1786(天明 6)年 6 月 23 日	酉の刻（午後 5～7 時）、大地震、24、26、28 日に余震続く。（被害不明）
1791(寛政 3)年 8 月 15 日	前代未聞の大地震。（被害不明）
1819(文政 2)年 6 月 12 日	八つ頃、100 此方なき大地震、前代未聞のことである。（被害不明） 京都・伊勢・美濃一帯に大地震が起こった。（M=7）
1854(安政元)年 6 月 14 日 伊賀上野地震	夜八ツ時と翌日の五ツ時に大地震があり、この地震は近畿各地に被害をもとらした。（M=7）
1854(安政元)年 12 月 23 日 安政東海地震	大阪で家屋の倒壊 200 戸 （M=8.4）
1854(安政元)年 12 月 24 日 安政南海地震	大阪で津波による死者多数、船舶被害 1800、洛橋 10。 （M=8.4）
1891(明治 24)年 10 月 28 日 濃尾地震	午後 6 時 15 分に地震があり、7 時までの小震 3 回、夜までに微震が数回あった。大阪府での被害は死者 24 人、負傷者 94 人、家屋全壊 1011 戸、家屋半壊 708 戸である。（M=8）
1899(明治 32)年 3 月 7 日 紀伊大和地震	午前 9 時 55 分に地震があり、大阪市内砲兵工廠、小学校損傷。 （M=7）
1923(大正 12)年 9 月 1 日 関東大震災地震	午前 11 時 58 分の関東大震災の余波が守口にも及んだ。たらいの水が飛び出すほどの揺れがあった。（M=7.9）

年 月 日	災害状況
1927(昭和2)年3月7日 北丹後地震	18時27分北丹後地震が起こった。大阪府での死者21人、負傷者126人、家屋全壊127戸、家屋半壊117戸である。(M=7.3)
1936(昭和11)年2月21日 河内大和地震	午前10時8分に二上山南部を震源地とする地震があり、26日までに弱震2回、微震23回、無感覚地震74回など本震を加え102回に及んだ。大阪府での被害は、死者8人、負傷者52人、家屋全壊18戸、家屋半壊89戸である。(M=6.4)
1944(昭和19)年12月7日 東南海地震	13時35分東南海地震、大阪市内で死者6人、負傷者120人、家屋全壊122戸、家屋半壊2,500戸の被害があった。(M=7.9)
1945(昭和20)年1月13日 三河地震	午前3時38分に三河地震が起こった。この地震は東海大地震ともいい、全国で死者1,961人、重傷者896人、全壊5,539戸、半壊11,706戸の被害があった。(M=6.8)
1946(昭和21)年12月21日 南海地震	午前4時19分南海地震が起こり、大阪府での被害、死者32人、負傷者46人、家屋全壊261戸、家屋半壊217戸。近畿・四国地方に死者1,330人、負傷者2,632人、全半壊35,078戸の被害があった。(M=8)
1952(昭和27)年7月18日 吉野地震	午前1時9分、吉野地震が起こり、大阪府では死者2人、負傷者75人、家屋全壊9戸、家屋半壊7戸、全体で死者9人、負傷者136人、家屋の全半壊46戸、道路破損26箇所の被害があった。余震は8月9日までに4回のみ。(M=6.8)
1995(平成7)年1月17日 兵庫県南部地震	午前5時46分、淡路島を震央とした都市直下型地震が起き、兵庫県、大阪府で大きな被害が発生した。守口市では軽傷者45人、住宅被害1,074棟、水道断水、停電、電話の通信混乱などライフラインに大きな影響が出た。守口市では震度4を観測した。(M=7.3)
2000(平成12)年10月6日 鳥取県西部地震	13時30分頃鳥取県西部を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、鳥取県境港市や日野町で震度6強を観測した。未知の活断層による地震であった。守口市では震度3を観測した。(M=7.3)
2001(平成13)年3月24日 芸予地震	15時27分頃、瀬戸内海芸予灘の深さ46kmを震源とするマグニチュード6.7の地震が発生した。四国から九州地方に急傾斜で沈み込むフィリピン海プレート内で発生した地震である。守口市では震度2を観測した。(M=6.7)
2004(平成16)年10月23日 新潟県中越地震	17時56分頃、新潟県中越地方の深さ13kmを震源とするマグニチュード6.8の地震が発生し、新潟県川口町で震度7、長岡市や小千谷市で震度6強を観測した。停電により川口町で震度7を観測した情報はリアルタイムに伝わらなかった。また、エコノミー症候群などによる、いわゆる関連死がクローズアップされた。守口市では震度1を観測した。(M=6.8)

年 月 日	災害状況
2007(平成 19)年 3 月 25 日 能登半島地震	午前 9 時 41 分、能登半島沖の深さ約 11 kmを震源とするマグニチュード 6.9 の地震が発生し、石川県七尾市、輪島市で震度 6 強を観測した。守口市では震度 2 を観測した。(M=6.8)
2007(平成 19)年 3 月 25 日 能登半島地震	午前 9 時 41 分、能登半島沖の深さ約 11 kmを震源とするマグニチュード 6.9 の地震が発生し、石川県七尾市、輪島市で震度 6 強を観測した。守口市では震度 2 を観測した。(M=6.8)
2007(平成 19)年 7 月 16 日 新潟県中越沖地震	午前 10 時 13 分、新潟県上中越沖の深さ約 17 kmを震源とするマグニチュード 6.8 の地震が発生し、新潟県長岡市、柏崎市刈羽村で震度 6 強を観測した。東京電力柏崎刈羽原子力発電所が被災し、長期運転停止となった。守口市では震度 2 を観測した。(M=6.8)
2008(平成 20)年 6 月 14 日 岩手・宮城内陸地震	午前 8 時 43 分、岩手県南部の深さ約 8 kmを震源とするマグニチュード 7.2 の地震が発生し、岩手県と宮城県で最大震度 6 強を観測した。岩手県一関西観測点で 3,866gal（上下動成分：重力加速度は 980gal）など大きな加速度が観測され、大規模な地すべりや土石流による斜面災害が発生した。(M=7.2)
2011(平成 23)年 3 月 11 日 東北地方太平洋沖地震	午後 2 時 46 分、三陸沖の深さ約 24 kmを震源とするマグニチュード 9.0 の日本観測史上最大の地震が発生し、宮城県で最大震度 7、岩手県から千葉県の大範囲で震度 6 弱以上を観測した。また、大規模な津波が発生し、最大で海岸から 6 km内陸まで浸水、大船渡市では最大遡上高 40.1m を記録し、甚大な被害をもたらした。守口市では震度 3 を観測した。(M=9.0)
2013(平成 25)年 4 月 13 日 淡路島地震	午前 5 時 33 分、兵庫県淡路島付近を震源とするマグニチュード 6.3 の地震が発生し、淡路市で最大となる震度 6 弱を観測した。淡路市と洲本市で住家の一部損壊が 2,000 棟以上に上ったのをはじめ、液状化による施設被害、水道管破損による断水などの被害が発生した。守口市では震度 3 を観測した。(M=6.3)

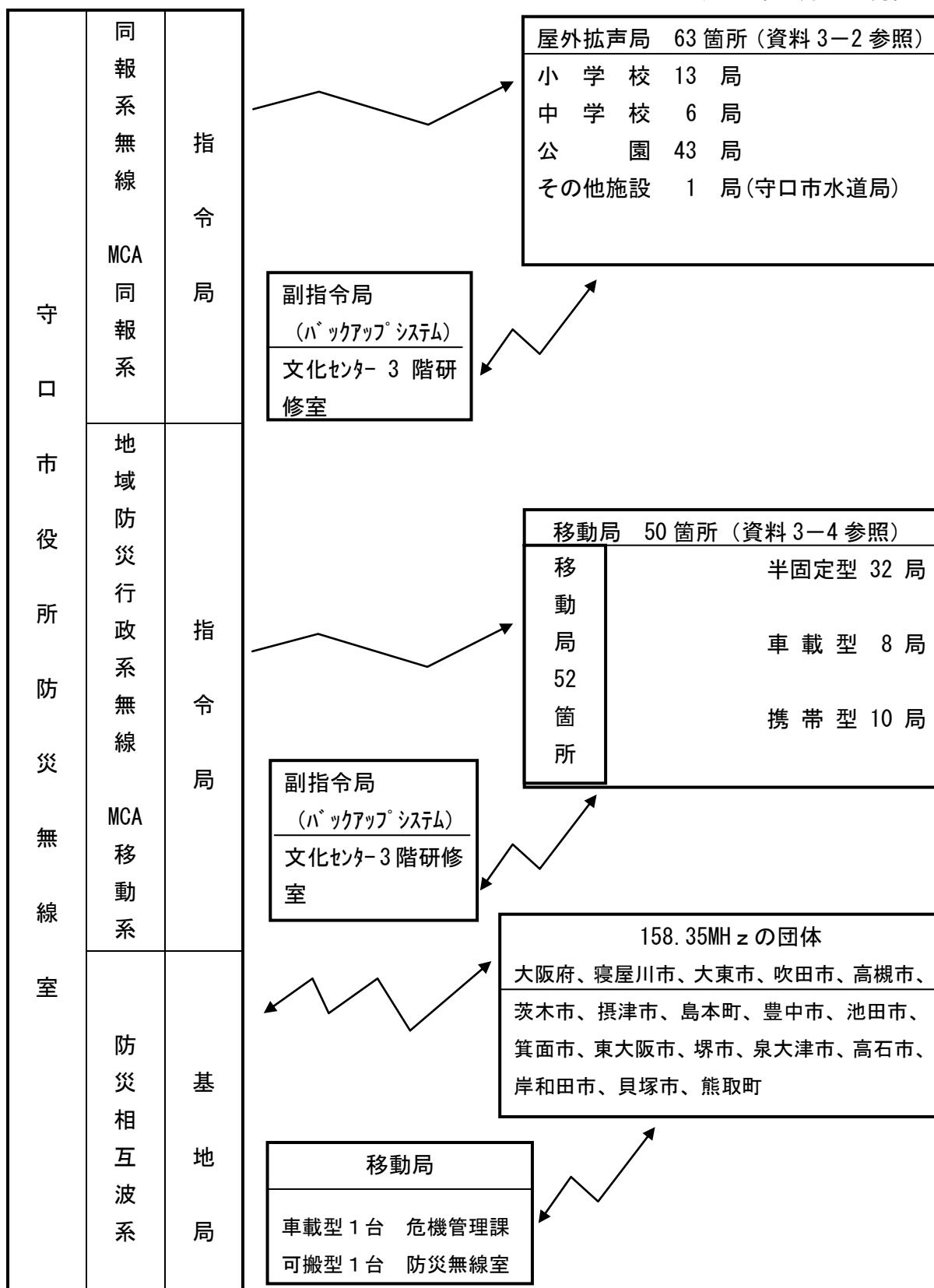
《平成 7 年(1995 年)兵庫県南部地震による被災状況》

年 月 日	地震名	家屋の被害				人的被害		
		全壊	半壊	一部損壊		死者	重傷者	軽傷者
				棟数	世帯数			
平成 7 年 1 月 17 日	兵庫県南部地震	0	0	1,074	1,641	0	0	45

3 通信関係

《資料3-1》 守口市防災行政無線システム回線構成図

平成 26 年 4 月 1 日現在



《資料3-2》 同報系(MCA 固定局)指令局・屋外拡声局設置場所一覧表

平成 26 年 4 月 1 日現在

①同報系指令局

設 置 場 所	所 在 地
守口市役所防災無線室 本庁 2 号別館 3F	京阪本通 2 - 2 - 5

②同報系副指令局

設 置 場 所	所 在 地
守口市文化センター 3F 研修室	河原町 8-22

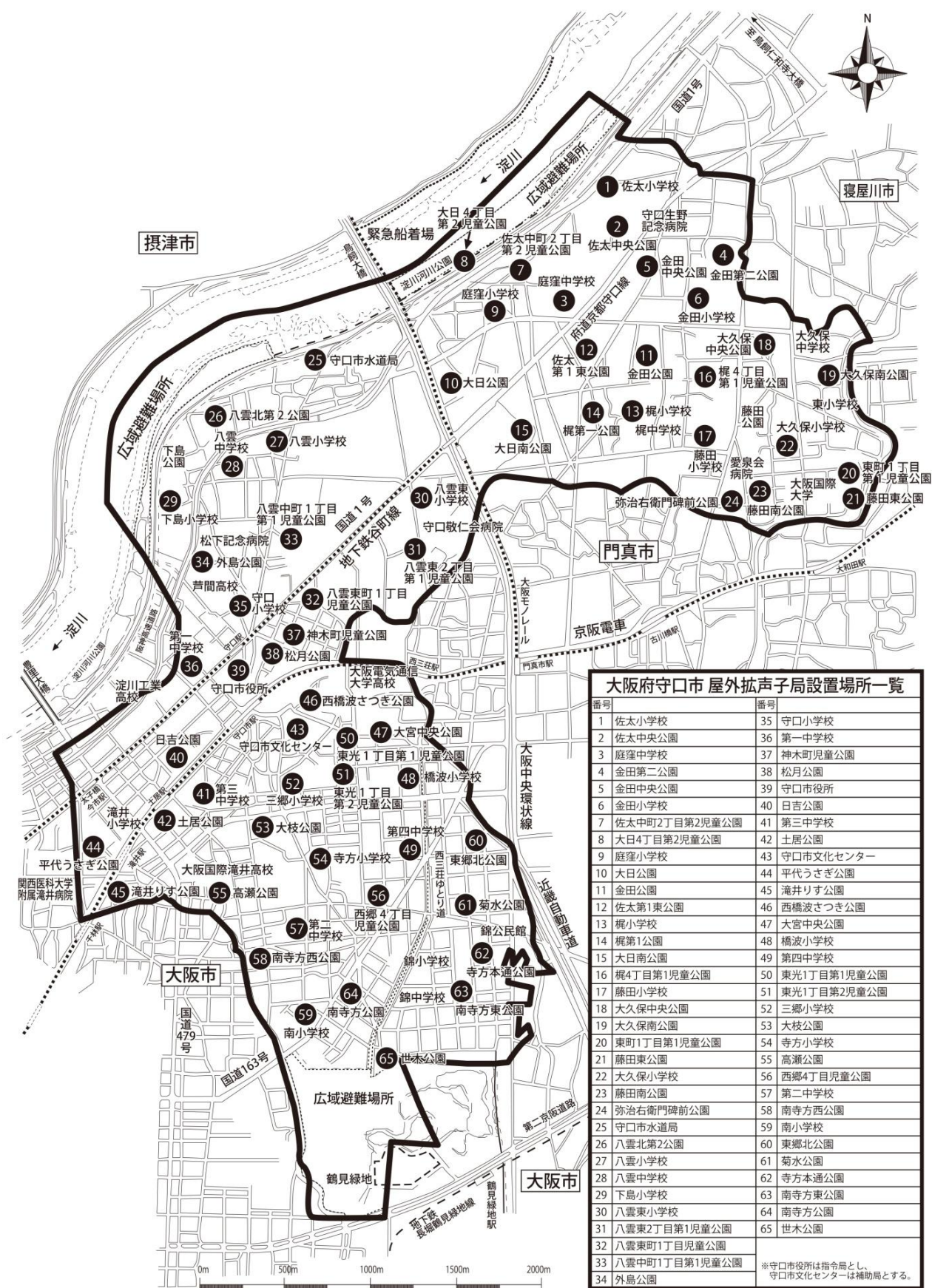
③同報系屋外拡声局

No.	設 置 場 所	所 在 地
1	佐 太 小 学 校	佐 太 中 町 6 - 1 1 - 5 1
2	佐 太 中 央 公 園	佐 太 中 町 6 - 4 4
3	庭 窪 中 学 校	佐 太 中 町 4 - 1 - 7
4	金 田 第 二 公 園	金 田 町 3 - 2 3 1
5	金 田 中 央 公 園	金 田 町 2 - 2 1 2
6	金 田 小 学 校	金 田 町 3 - 1 1 - 1 1
7	佐太中町二丁目第二児童公園	佐 太 中 町 2 - 5 5 - 1 0
8	大 日 四 丁 目 第 二 公 園	大 日 町 4 - 3 2 7
9	庭 窪 小 学 校	佐 太 中 町 1 - 6 - 1 0
10	大 日 公 園	大 日 町 2 - 6 5
11	金 田 公 園	金 田 町 1 - 2 4 7
12	佐 太 第 一 東 公 園	佐 太 東 町 1 - 9 5
13	梶 小 学 校	梶 町 4 - 7 9 - 1 2
14	梶 第 一 公 園	梶 町 2 - 1 7 2
15	大 日 南 公 園	大 日 東 町 8 8
16	梶 四 丁 目 第 一 児 童 公 園	梶 町 4 - 2 1 2
17	藤 田 小 学 校	藤 田 町 1 - 5 8 - 1 8
18	大 久 保 中 央 公 園	大 久 保 町 4 - 2 0 7
19	大 久 保 南 公 園	大 久 保 町 5 - 1 5 7 - 2

No.	設 置 場 所	所 在 地
20	東 町 一 丁 目 第 一 児 童 公 園	東 町 1 - 6 3
21	藤 田 東 公 園	藤 田 町 6 - 6 4
22	大 久 保 小 学 校	大 久 保 町 2 - 1 7 - 3 6
23	藤 田 南 公 園	藤 田 町 5 - 1 0 1
24	弥 治 右 衛 門 碑 前 公 園	藤 田 町 3 - 6 5
25	守 口 市 水 道 局	八 雲 北 町 3 - 3 7 - 3 1
26	八 雲 北 第 二 公 園	八 雲 北 町 3 - 5 6 - 4
27	八 雲 小 学 校	八 雲 西 町 4 - 3 1 - 3 1
28	八 雲 中 学 校	八 雲 西 町 3 - 5 - 2 1
29	下 島 小 学 校	下 島 町 1 5 - 2 7
30	八 雲 東 小 学 校	八 雲 東 町 2 - 7 7 - 7
31	八 雲 東 二 丁 目 第 一 児 童 公 園	八 雲 東 町 2 - 5 8 - 1
32	八 雲 東 一 丁 目 児 童 公 園	八 雲 東 町 1 - 7 0 - 4
33	八 雲 中 町 一 丁 目 第 一 児 童 公 園	八 雲 中 町 1 - 8 7
34	外 島 公 園	外 島 町 2 - 2 9
35	守 口 小 学 校	八 島 町 1 3 - 4 0
36	第 一 中 学 校	竹 町 1 2 - 2 9
37	神 木 町 児 童 公 園	神 木 町 1 6 - 7
38	松 月 公 園	松 月 町 2 2
39	日 吉 公 園	日 吉 町 2 - 1 5
40	第 三 中 学 校	春 日 町 1 3 - 2 0
41	土 居 公 園	梅 園 町 1 0
42	平 代 う さ ぎ 公 園	平 代 町 2 - 1
43	滝 井 り す 公 園	滝 井 元 町 1 - 3 6
44	西 橋 波 さ つ き 公 園	橋 波 西 之 町 3 - 1 7 - 2
45	大 宮 中 央 公 園	大 宮 通 1 - 1 6 - 1
46	橋 波 小 学 校	大 宮 通 1 - 1 4 - 9
47	第 四 中 学 校	大 宮 通 3 - 9 - 3 9
48	東 光 一 丁 目 第 一 児 童 公 園	東 光 町 1 - 2 9 - 1 2
49	東 光 一 丁 目 第 二 児 童 公 園	東 光 町 1 - 1 2 - 1 3
50	三 郷 小 学 校	東 光 町 2 - 1 - 4

No.	設 置 場 所	所 在 地
51	大 枝 公 園	松 下 町 3
52	寺 方 小 学 校	寺 方 元 町 1 - 1 - 1
53	高 瀬 公 園	高 瀬 町 3 - 1 7
54	西 郷 四 丁 目 児 童 公 園	西 郷 通 4 - 1 8 - 5
55	第 二 中 学 校	寺 方 元 町 4 - 1 - 4 0
56	南 寺 方 西 公 園	南 寺 方 中 通 1 - 2 1 - 4
57	南 小 学 校	南 寺 方 南 通 3 - 2 - 8
58	東 郷 北 公 園	東 郷 通 1 - 2 4
59	菊 水 公 園	菊 水 通 4 - 4 2
60	寺 方 本 通 公 園	寺 方 本 通 4 - 1 0
61	南 寺 方 東 公 園	南 寺 方 東 通 5 - 1
62	南 寺 方 公 園	南 寺 方 東 通 2 - 2 8
63	世 木 公 園	南 寺 方 東 通 4 - 1 3 6

デジタルMCA同報無線システム拡声子局配置図



《資料3-3》 地域防災行政無線系移動局一覧表

平成 26 年 4 月 1 日現在

①移動系指令局

設 置 場 所	所 在 地
守口市役所防災無線室 本庁 2 号別館 3F	京阪本通 2-2-5

②移動系副指令局

設 置 場 所	所 在 地
守口市文化センター 3F 研修室	河原町 8-22

③可搬（半固定）型

No.	設置施設名	所 在 地	呼出 番号	グループ	設置場所	備 考
1	市民生活部 危機管理課	京阪本通 2-2-5	101	1, 2, 3, 4	無線室	
2	市民生活部 危機管理課	京阪本通 2-2-5	102	1, 2, 3, 4	無線室	
3	クリーンセンター	寺方錦通 4-9-12	106	1	業務課	
4	保健センター	大宮通 1-13-7	108	1	健康推進課	
5	道路管理事務所	菊水通 4-19-22	110	1	事務所	
6	水道局	八雲北町 3-37-31	114	1	お客様センター	
7	消防本部	殿島町 7-1	301	3	司令課	
8	守口消防署	京阪本通 2-15-8	302	3	警備課	
9	エフエムもりぐち	河原町 8-22	303	3	事務所	
10	南小学校	南寺方南通 3-2-8	401	4	職員室	指定避難所
11	金田小学校	金田町 3-11-11	402	4	職員室	指定避難所
12	下島小学校	下島町 15-27	403	4	職員室	指定避難所
13	佐太小学校	佐太中町 6-11-51	404	4	職員室	指定避難所
14	庭窪小学校	佐太中町 1-6-10	405	4	職員室	指定避難所
15	橋波小学校	大宮通 1-14-9	406	4	職員室	指定避難所
16	滝井小学校	文園町 9-32	407	4	職員室	指定避難所
17	三郷小学校	東光町 2-1-4	408	4	職員室	指定避難所
18	八雲小学校	八雲西町 4-31-31	409	4	職員室	指定避難所
19	藤田小学校	藤田町 1-58-18	410	4	職員室	指定避難所
20	八雲東小学校	八雲東町 2-77-7	411	4	職員室	指定避難所

No.	設置施設名	所 在 地	呼出 番号	グループ	設置場所	備 考
21	大久保小学校	大久保町 2-17-36	412	4	職員室	指定避難所
22	梶小学校	梶町 4-79-12	413	4	職員室	指定避難所
23	守口小学校	八島町 13-40	414	4	職員室	指定避難所
24			415	4		
25	錦小学校	寺方錦通 2-8-45	416	4	職員室	指定避難所
26	東小学校	大久保町 5-3-48	417	4	職員室	指定避難所
27	寺方小学校	寺方元町 1-1-1	418	4	職員室	指定避難所
28	第一中学校	竹町 12-29	419	4	職員室	指定避難所
29	第二中学校	寺方元町 4-1-40	420	4	職員室	指定避難所
30	第四中学校	大宮通 3-9-39	421	4	職員室	指定避難所
31	庭窪中学校	佐太中町 4-1-7	422	4	職員室	指定避難所
32	錦公民館	菊水通 4-21-18	423	4	事務所	指定避難所

④車載型

No	保管場所	所 在 地	呼出 番号	グループ	積載車両登録番号	用 途
1	市民生活部 危機管理課	京阪本通 2-2-5	103	1	大阪 800 す 6179	消防
2	総務部総務課	〃	104	1	大阪 400 そ 546	
3	総務部総務課	〃	109	1	大阪 400 せ 8285	小型貨物
4	都市整備部 道路課	京阪本通 2-2-5	105	1	大阪 43 と 239	軽貨物
5	道路管理事務所	菊水通 4-19-22	111	1	大阪 11 に 196	普通貨物
6	〃	〃	112	1		
7	〃	〃	113	1	大阪 88 ち 627	特殊
8	クリーンセンター	寺方錦通 4-9-12	107	1	大阪 130 さ 1225	小型貨物

⑤携帯型

No	保管場所	所 在 地	呼出番号	グループ
1	市民生活部危機管理課	京阪本通 2-2-5	201	2
2	〃	〃	202	2
3	〃	〃	203	2
4	〃	〃	204	2
5	〃	〃	205	2
6	〃	〃	206	2
7	〃	〃	207	2
8	〃	〃	208	2
9	〃	〃	209	2
10	〃	〃	210	2

≪資料3－4≫ 防災相互波系無線基地局・移動局一覧表

平成 26 年 4 月 1 日現在

①防災相互波系基地局

設 置 場 所	所 在 地
守 口 市 役 所 防 災 無 線 室 本 庁 2 号 別 館 3 F	京阪本通 2－2－5

②防災相互波系移動局

No	保管場所	種別	積載車両登録番号
1	市民生活部危機管理課	車載型	大阪 800 寸 6179
2	守 口 市 役 所 防 災 無 線 室 本 庁 2 号 別 館 3 F	可搬型	

《資料3-5》 防災関係機関等連絡先一覧表

平成 26 年 4 月 1 日現在

	関係機関名	所在地	連絡先 (TEL)	無線等
国 関 係	近畿農政局 大阪地域センター	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6943-9691	
	北大阪労働基準監督署	枚方市東田宮 1-6-8	072-845-1141	
	近畿地方整備局 淀川河川事務所	枚方市新町 2-2-20	072-843-2861	
	近畿地方整備局 大阪国道事務所	大阪市城東区今福西 2-12-35	06-6932-1421	
	陸上自衛隊 第 36 普通科連隊	伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	072-782-0001	
大 阪 府	大阪府政策企画部 危機管理室災害対策課	大阪市中央区大手前 3-1-43	06-6944-6478	
	大阪府枚方土木事務所	枚方市大垣内町 2-15-1	072-844-1331	
	大阪府守口保健所	守口市梅園町 4-15	06-6993-3131	
	大阪府守口警察署	守口市京阪本通 2-2-10	06-6994-1234	
消 防	守口市門真市消防組合 消防本部	門真市殿島町 7-1	06-6906-1122	
	守口市門真市消防組合 守口消防署	守口市京阪本通 2-15-8	06-6993-0119	
	守口市門真市消防組合 守口消防署三郷出張所	守口市松下町 1-21	06-6992-0119	
	守口市門真市消防組合 守口消防署東部出張所	守口市金田町 1-38-19	06-6903-0119	
公 共 機 関 等	守口郵便局	守口市日吉町 2-5-2	06-6993-1152	
	西日本電信電話株式会社 大阪支店	大阪市中央区博労町 2-5-15	06-6120-4771	

	関係機関名	所在地	連絡先 (TEL)	無線等
公共機関等	日本通運株式会社 大阪東支店	守口市八雲中町 2-10-3	06-6906-0281	
	関西電力株式会社 守口営業所	守口市八雲東町 1-9-15	06-6906-3001	
	淀川左岸水防事務組合	枚方市三矢町 6-11	072-841-2310	
	京阪電気鉄道株式会社 守口市駅長室	守口市河原町 1-1	06-6991-0009	
	大阪高速鉄道株式会社	豊中市新千里東町 1-1-5	06-6871-8281	
	大阪市交通局	大阪市西区九条南 1-12-62	06-6585-6106	
	京阪バス株式会社 寝屋川営業所	寝屋川市高柳栄町 9-5	072-830-2221	
	大阪ガス株式会社 北東部導管部	東大阪市稲葉 2-3-17	072-671-4292	
医療関係	日本赤十字社 大阪府支部	大阪市中央区大手前 2-1-7	06-6943-0705	
	(社) 守口市医師会	守口市大宮通 1-13-7	06-6992-6786	
	(社) 守口市歯科医師会	守口市大宮通 1-13-7	06-6995-2888	
	(社) 守口市薬剤師会	守口市大宮通 1-13-7	06-6991-7377	
	守口市市民保健センター	守口市大宮通 1-13-7	06-6992-2217	
その他	守口市生涯学習情報センター	守口市大日町 2-14-10	06-6905-3921	
	守口市民体育館	守口市河原町 9-2	06-6992-8201	
	守口・土居地区体育館	守口市竹町 10-1	06-6992-6677	

	関係機関名	所在地	連絡先（TEL）	無線等
その他	守口文化センター	守口市河原町 8-22	06-6992-1276	
	株式会社エフエムもりぐち	守口市河原町 8-22（守口文化センター内）	06-6996-0875	
	株式会社ジェイコムウエスト 北河内局	四條畷市岡山東 1-2-8	072-381-5500	

4 消防・水防関係

《資料4－1》 常備消防力の状況

①消防組合の人員一覧表

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分			合計		消 防 吏 員							そ の 他 の職員		
					消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長		消 防 士	
条例定数			385		－	－	－	－	－	－	－	－		
実 数			338		1	4	15	23	72	109	1	111	2	
消 防 本 部	小 計		115		1	2	6	12	31	34	－	27	2	
	消 防 長		1		1	－	－	－	－	－	－	－	－	
	次 長		1		－	1	－	－	－	－	－	－	－	
	総 務 課		17		－	－	1	2	5	6	－	1	2	
	総務課付		15		－	－	－	2	3	－	－	10	－	
	予 防 課		7		－	－	1	1	3	2	－	－	－	
	警 備 課		8		－	1	1	1	3	2	－	－	－	
	司令課	日 勤	2		－	－	1	1	－	－	－	－	－	
		交替勤 1	24	8		－	－	－	1	4	3	－	－	－
		交替勤 2		8		－	－	1	－	3	3	－	1	－
		交替勤 3		8		－	－	－	1	2	5	－	－	－
	特別救助隊	日 勤	1		－	－	1	－	－	－	－	－	－	－
		交替勤 1	39	13		－	－	－	1	2	5	－	5	－
		交替勤 2		13		－	－	－	1	3	4	－	5	－
		交替勤 3		13		－	－	－	1	3	4	－	5	－
守 口 消 防 署	小 計		110		－	1	4	7	20	36	1	41	－	
	本 署	日 勤	11		－	1	1	1	2	3	－	3	－	
		交替勤 1	53	18		－	－	1	1	3	6	－	7	－
		交替勤 2		18		－	－	1	1	3	8	－	5	－
		交替勤 3		17		－	－	1	1	3	6	－	6	－
	三 郷	交替勤 1	13	4		－	－	－	－	1	1	1	1	－
		交替勤 2		4		－	－	－	－	1	1	－	2	－
		交替勤 3		5		－	－	－	－	1	2	－	2	－
	東 部	交替勤 1	33	11		－	－	－	1	2	3	－	5	－
		交替勤 2		11		－	－	－	1	2	3	－	5	－
		交替勤 3		11		－	－	－	1	2	3	－	5	－

区 分			合計	消 防 吏 員								その他 の職員	
				消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士		
門 真 消 防 署	小 計		113		-	1	5	4	21	39	-	43	-
	本 署	日 勤	11		-	1	2	-	2	3	-	3	-
		交替勤 1	45	15	-	-	1	2	3	4	-	5	-
		交替勤 2		15	-	-	1	1	3	4	-	6	-
		交替勤 3		15	-	-	1	1	3	4	1	6	-
	上 野 口	交替勤 1	15	5	-	-	-	-	1	2	-	2	-
		交替勤 2		5	-	-	-	-	1	3	-	1	-
		交替勤 3		5	-	-	-	-	1	2	-	2	-
	稗 島	交替勤 1	15	5	-	-	-	-	1	1	-	3	-
		交替勤 2		5	-	-	-	-	1	2	-	2	-
		交替勤 3		5	-	-	-	-	1	2	-	2	-
	千 石	交替勤 1	27	9	-	-	-	-	1	4	-	4	-
		交替勤 2		9	-	-	-	-	1	4	-	4	-
		交替勤 3		9	-	-	-	-	2	4	-	3	-

②消防車両等の配置状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	名 称	無 線 番 号	登録番号	購入年 月	馬力 (PS)
消 防 本 部	指令車		大 阪 530 せ 119	H10 年 06 月	140
	査察広報車	もりかどしょう	2 大 阪 800 せ 3629	H21 年 09 月	155
	多目的搬送車	もりかどしょう	3 大 阪 800 さ 8968	H13 年 09 月	140
	指揮広報車	もりかどしょう	5 大 阪 800 す 9363	H18 年 09 月	137
	人員搬送車	もりかどしょう	6 大 阪 800 す 3293	H15 年 08 月	160
	指揮調査車	もりかどしょう	8 大 阪 800 す 3302	H15 年 08 月	140
	水難救助兼後方支援車	もりかどしょう	93 大 阪 800 さ 9172	H13 年 10 月	140
	梯子車	もりかどしょう	94 大 阪 800 は 854	H17 年 02 月	225
	救助工作車	もりかどしょう	97 大 阪 830 ほ 119	H14 年 12 月	220
	救助工作車	もりかどしょう	98 大 阪 830 た 911	H15 年 12 月	220
	救急車	もりかどきゅうき ゆう	6 大 阪 800 す 1607	H14 年 11 月	180
	救急車	もりかどきゅうき ゆう	7 大 阪 800 す 9867	H19 年 01 月	240
	救急車	もりかどきゅうき ゆう	9 大 阪 800 せ 6065	H23 年 12 月	151
	赤バイ		1 大 阪 ふ 5105	H10 年 08 月	20
	赤バイ		1 大 阪 ふ 5106	H10 年 08 月	20
	事務連絡車		大 阪 43 と 6500	H13 年 11 月	43
	ミニ消防車		大 阪 80 あ 464	S62 年 12 月	28
守 口 消 防 署	本 署	化学車	11 大 阪 831 ち 11	H24 年 01 月	162
		小型水槽付ポンプ車	12 大 阪 800 せ 3925	H21 年 12 月	150
		梯子車	14 大 阪 830 つ 14	H23 年 12 月	340
		指揮車	15 大 阪 800 せ 4757	H22 年 09 月	109
		指揮広報車	16 大 阪 800 せ 7368	H25 年 03 月	150
		救急車	1 大 阪 800 せ 2878	H21 年 02 月	151
		査察広報車	大 阪 880 あ 1529	H22 年 08 月	46

守口消防署	三郷出張所	小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	21	大 阪 800 せ 7105	H24 年 12 月	150
		小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	22	大 阪 830 す 81	H17 年 12 月	150
		起震車			大 阪 800 す 7450	H17 年 10 月	160
	東部出張所	小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	31	大 阪 800 せ 3926	H21 年 12 月	150
		小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	41	大 阪 800 せ 1632	H20 年 02 月	150
		小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	42	大 阪 800 さ 1308	H10 年 11 月	140
		救急車	もりかどきゅうき ゆう	2	大 阪 800 せ 1306	H19 年 12 月	151
		救急車	もりかどきゅうき ゆう	3	大 阪 800 せ 5143	H23 年 02 月	151
門真消防署	本署	化学車	もりかどしょう	51	大 阪 830 に 51	H24 年 12 月	162
		小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	52	大 阪 800 す 9876	H19 年 01 月	140
		指揮車	もりかどしょう	55	大 阪 800 せ 4758	H22 年 09 月	109
		指揮広報車	もりかどしょう	56	大 阪 800 せ 4951	H22 年 11 月	150
		救急車	もりかどきゅうき ゆう	5	大 阪 800 せ 7373	H25 年 03 月	151
		査察広報車			大 阪 880 あ 1530	H22 年 08 月	46
	上野口出張所	小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	61	大 阪 800 せ 2943	H21 年 02 月	150
		小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	62	大 阪 830 ね 21	H17 年 12 月	150
	蔭島出張所	小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	71	大 阪 800 せ 5161	H23 年 02 月	150
		小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	72	大 阪 800 さ 1307	H10 年 11 月	140
	千石出張所	小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	81	大 阪 800 せ 7106	H24 年 12 月	150
		梯子車	もりかどしょう	84	大 阪 800 は 84	H11 年 01 月	390
		救急車	もりかどきゅうき ゆう	8	大 阪 800 せ 3939	H21 年 12 月	151

《資料4-2》 消防水利の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分				守 口 市	備 考
公 設 消 火 栓	合 計			2,231	
	配 管 口 径	150 mm 未 満	水利基準適合	698	
			水利基準不適合	37	
		1 5 0 mm		813	
		2 0 0 mm		414	
		2 5 0 mm		96	
		3 0 0 mm		105	
		3 5 0 mm		25	
		4 0 0 mm		26	
		4 5 0 mm		－	
		5 0 0 mm		12	
		6 0 0 mm		5	
公 設 防 火 水 槽	合 計			29	
	貯 水 量	4 0 m ³ 以上 6 0 m ³ 未 満		21	
		6 0 m ³ 以上 1 0 0 m ³ 未 満		1	
		1 0 0 m ³ 以上		7	
指 定 消 防 水 利	合 計			65	
	防 火 水 槽	貯 水 量	4 0 m ³ 以上 6 0 m ³ 未 満	1	
			6 0 m ³ 以上 1 0 0 m ³ 未 満	－	
			1 0 0 m ³ 以上	－	
	プ ー ル			31	
	私 設 消 火 栓			33	
そ の 他 の 水 利 等	合 計			242	
	防 火 水 槽	貯 水 量	4 0 m ³ 未 満	14	
			4 0 m ³ 以上 6 0 m ³ 未 満	60	
			6 0 m ³ 以上 1 0 0 m ³ 未 満	20	
			1 0 0 m ³ 以上	14	
	プ ー ル			5	
	私 設 消 火 栓			104	

区 分		守 口 市	備 考
その他の水利等	河川	-	
	池	1	
	あんしん給水栓	4	
	大阪市消火栓	20	

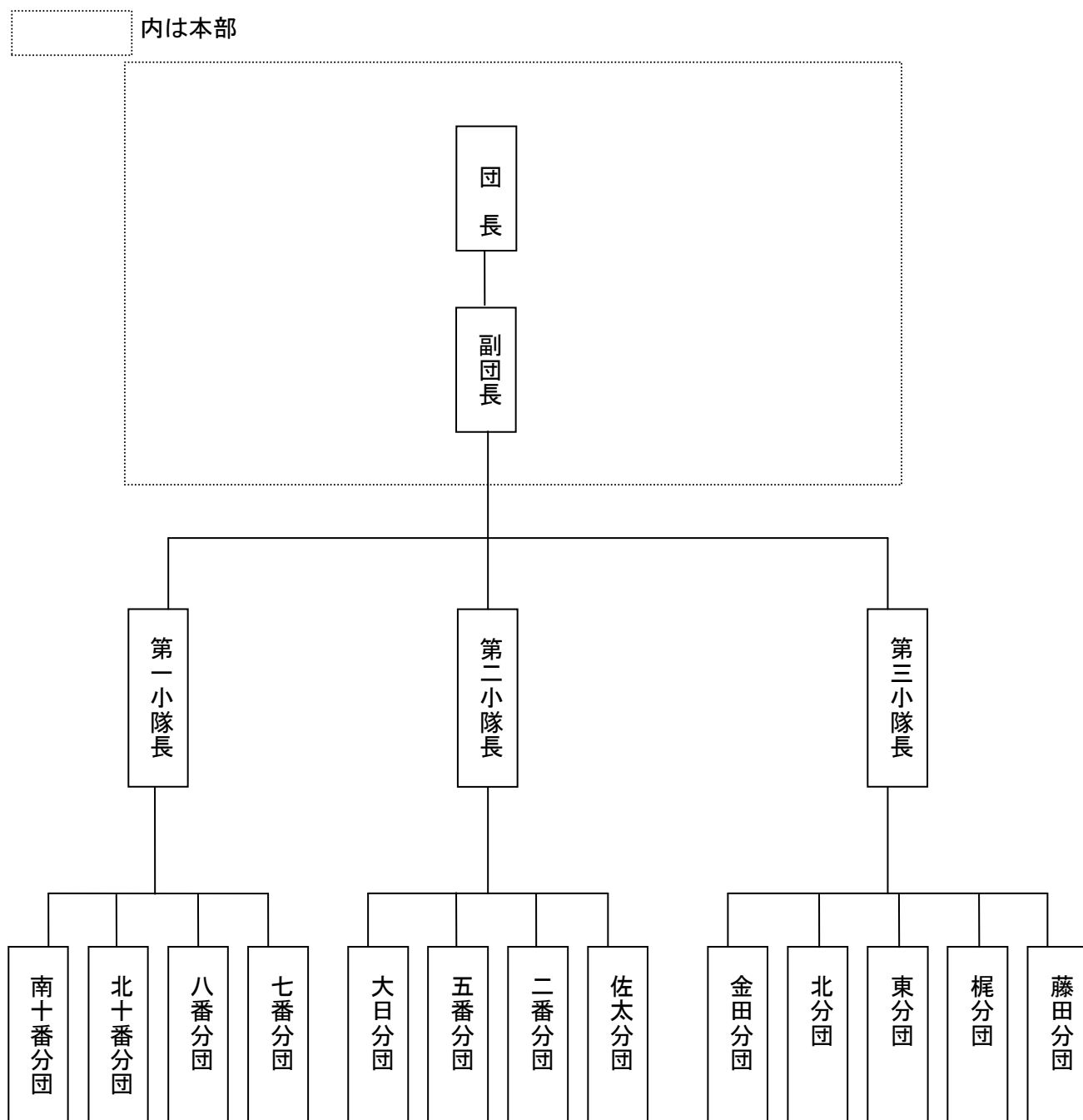
《資料4－3》 公設防火水槽・耐震性貯水槽設置場所一覧表

平成 26 年 4 月 1 日現在

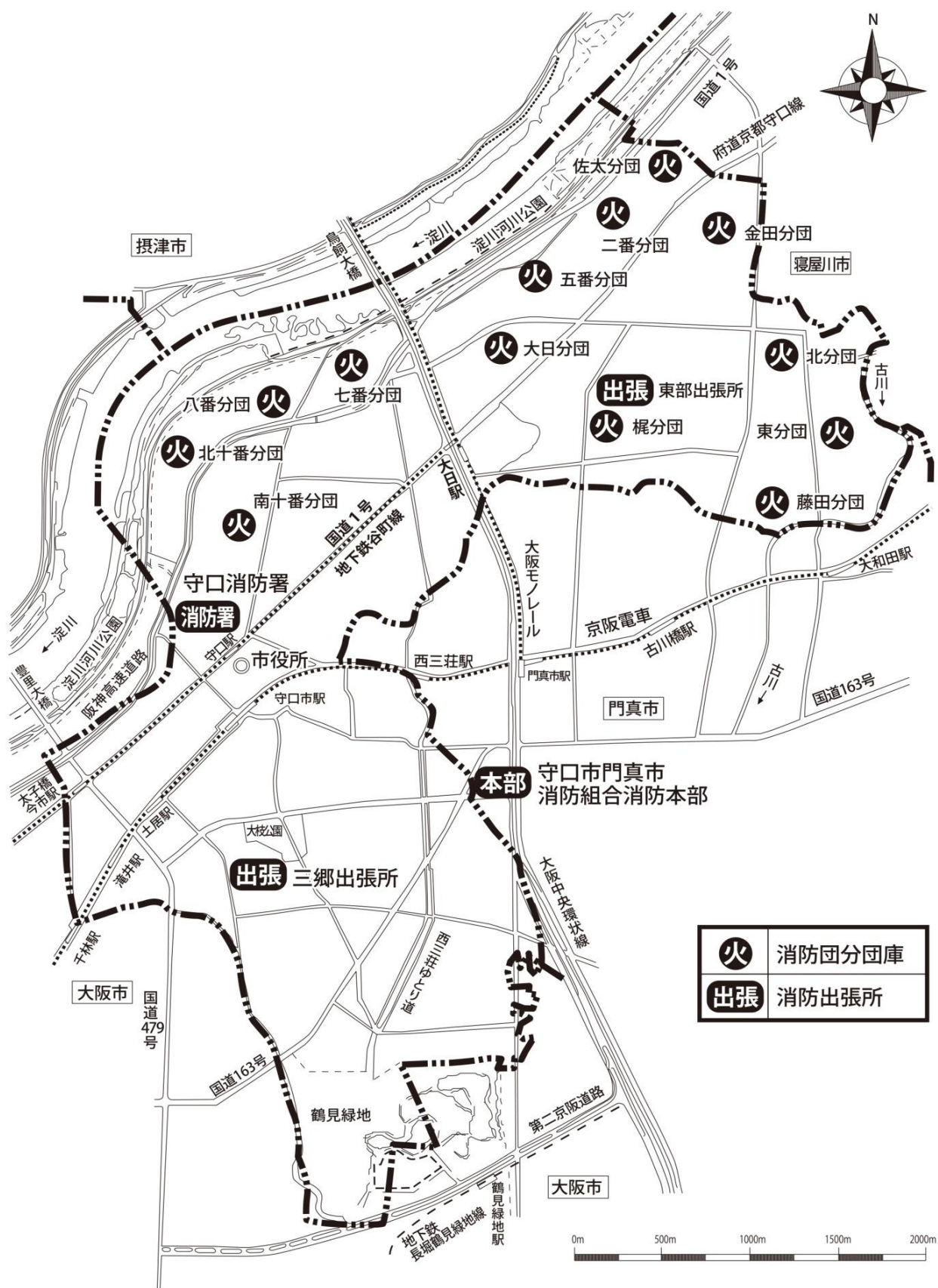
番号	設 置 場 所 名 称	所 在 地	容 量	完成年月日	備 考
1	市立八雲東小学校	八雲東町 2-207	40m ³	S47・ 3・31	
2	南寺方西公園	南寺方中通 1-21-4	〃	S47・ 3・31	
3	金田町 2 丁目児童公園	金田町 2-224	耐 40m ³	S48・ 1・22	
4	八雲北町 2 丁目児童公園	八雲北町 2-104	〃	S48・12・22	
5	西郷通 4 丁目児童公園	西郷通 4-18-5	40m ³	S49・ 3・ 9	
6	橋波公園	西郷通 1-13-1	〃	S50・ 2・25	
7	八雲東町 2 丁目第 1 児童公園	八雲東町 2-139-1	耐 40m ³	S51・ 3・17	
8	梶町 4 丁目第 1 児童公園	梶町 4-212	〃	S51・ 3・17	
9	八雲中町 1 丁目第 1 児童公園	八雲中町 1-87	〃	S53・ 3・28	
10	大久保南公園	大久保町 5-157-2	〃	S53・11・28	
11	土居公園	梅園町 10	〃	S55・ 3・14	
12	大日南公園	大日東町 88	40m ³	S56・ 2・28	
13	松月公園	松月町 22	耐 40m ³	S57・ 3・29	
14	弥治右門碑前公園	藤田町 3-65	〃	S58・ 3・29	
15	八雲公園	八雲西町 4-115	〃	S58・12・15	
16	大枝公園	松下町 3	〃	S59・ 7・30	
17	大久保中央公園	大久保町 4-207	〃	H17・ 3・30	
18	南寺方公園	南寺方東通 2-28	〃	S61・11・27	
19	八雲北町 3 丁目第 3 児童公園	八雲北町 3-91	〃	S63・ 3・31	
20	大宮公園	大宮通 1-51	40m ³	S63・ 4・1	51 設置 63 寄贈
21	八雲東町 1 丁目児童公園	八雲東町 1-70-4	耐 40m ³	S63・12・23	
22	大日東公園	大日町 3-167	耐 100m ³	H 8・12・20	
23	平代うさぎ公園	平代町 2-1	〃	H 8・12・20	
24	藤田町 1 丁目第 1 児童公園	藤田町 1-95-2	〃	H 9・ 6・30	
25	高瀬公園	高瀬町 3-17	〃	H 9・11・28	
26	金田北公園	金田町 6-125	〃	H10・11・17	
27	滝井りす公園	滝井元町 1-36	耐 60m ³	H11・ 2・25	
28	大日町 4 丁目第 1 児童公園	大日町 4-144-3	耐 100m ³	H11・12・28	
29	東郷公園	東郷通 2-24-3	〃	H11・12・28	

《資料4－4》 守口市消防団の組織

平成 26 年 4 月 1 日現在



《資料4-5》 市消防団分団庫図



《資料4－6》 守口市門真市消防組合資機材一覧表

①警防資器材保有状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

種別	品名	数量	種別	品名	数量
放水器具	ホース	931	測定用器具	可燃性ガス測定器	10
	ツイスターガン	33		有毒ガス測定器	3
	フォグガン	5		放射線測定器	2
	発泡器具	20	呼吸保護用具	空気呼吸器	74
	ターレット(放水砲含む)	12		同ボンベ	239
一般救助器具				簡易呼吸器(ライフレスク)	4
	三連梯子	16		防塵マスク	223
	空気式救助マット	2		送排風機	2
	救命検索発射銃	3	隊員保護用器具	陽圧式化学防護服	9
	サバイバースリング	10		化学防護服(陽圧式除く)	15
重量物排除用器具	平担架・バスケット型担架	5		放射線粉塵用マスク	6
	油圧ジャッキ	2		放射線防護服(個人用線量計)	4(5)
	油圧スプレッター(大型含む)	3		耐熱服	6
	可搬式ウインチ	4	水難救助用器具	潜水器具一式	5
	マンホール救助器具	2		救命胴衣	80
	マット型空気ジャッキ	2		救命ボート	1
切断用器具	チェーンブロック	1		船外機	2
	油圧切断機(大型含む)	3		潜水用空気ボンベ	11
	エンジンカッター	16	高度救助用器具	熱画像直視装置	2
	ガス溶断器	1		画像探索機	1
	チェーンソー	1	他の救助用器具	緩降機	2
	鉄線カッター	2		ロープ登降機	12
	空気鋸(エアソー)	4		救助用降下機	8
	空気切断機(エアーカッター)	2		発電機	23
破壊用器具	鉄筋切断用チェーンソー	1		投光器	27
	万能斧	48		携帯投光器(強カライト等)	100
	ハンマー	2		携帯無線機(署活動用無線機)	22(100)
	携帯用コンクリート破壊器具	5	その他	除染シャワー	1
	電動削岩機	2		消火薬剤 泡(ℓ)	2,640

② 救急資器材保有状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

種別	品 名	数量
救 急 資 器 材	半自動式除細動器	8
	A E D (自動体外式除細動器)	9
	輸液ポンプ	8
	自動車電話	8
	喉頭鏡	8
	聴診器	8
	加湿流量計付酸素吸入装置	8
	人工呼吸器	8
	据置式吸引器	8
	バキュームスプリント	8
	患者監視装置	8
	ショックパンツ	8
消 毒 器 材	ガス滅菌消毒器	5
	紫外線殺菌装置	5
	回転式紫外線殺菌ロッカー	5
救 急 教 育 訓 練 器 材	レコーディング・レサシアン	8
	レサシアン	5
	リトルアン (C P R マネキン)	30
	リトルアンジュニア	18
	ベビーアン	18
	レサシアンジュニア	3
	レサシアンベビー	4
	外傷モデル	1
	全身モデル	2
	気道管理トレーナー	1
	気管挿管練習モデル	1
	静脈採血注射モデル	1
	蘇生訓練用生体シュミレーター	1
	高度救急処置シュミレーター	1
	除細動訓練システム	1
	A E D (自動体外式除細動器トレーナー)	21
	喉頭鏡	1
	聴診器	1
	患者監視装置	1

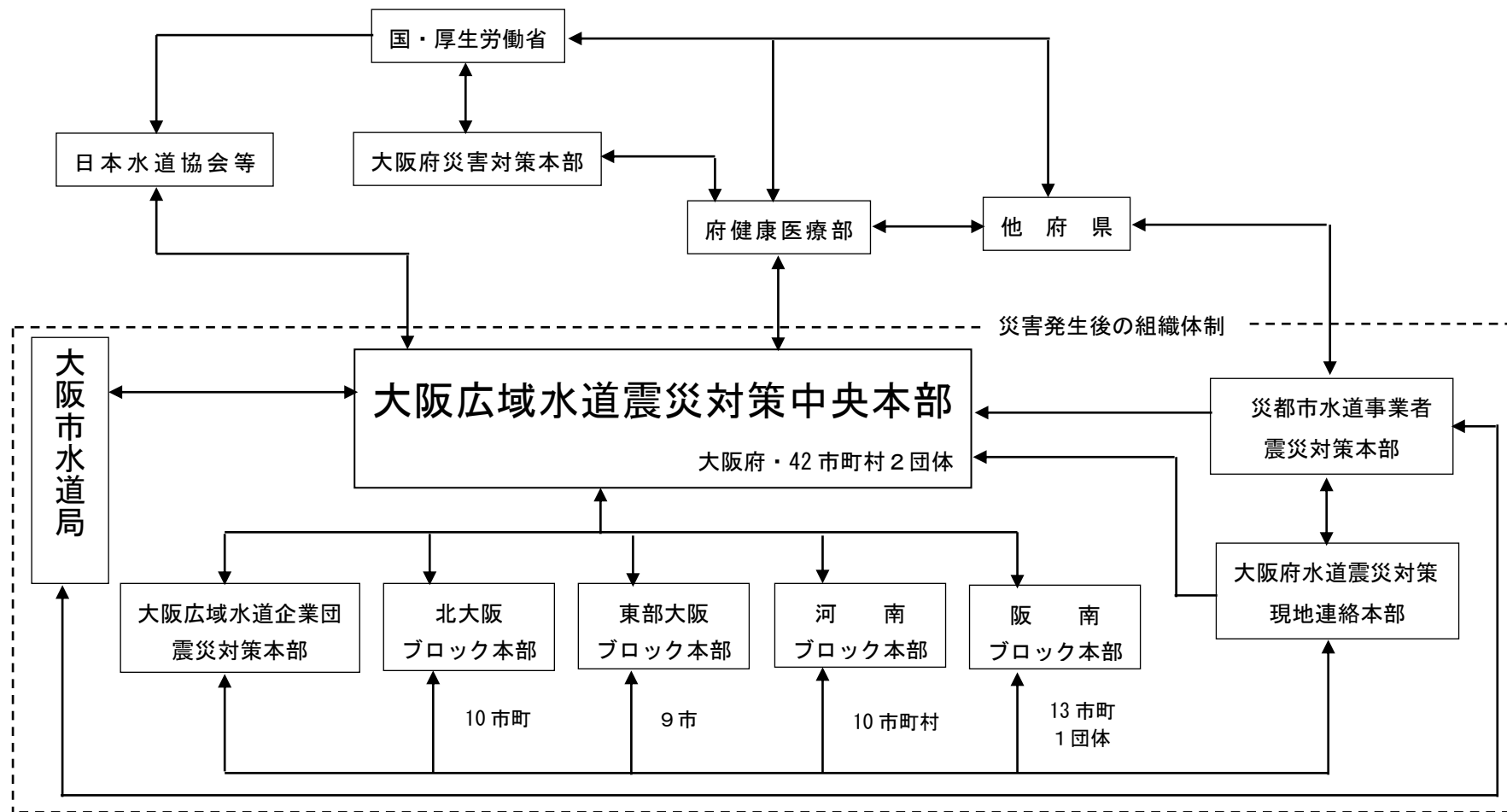
《資料4－7》 危険物施設等一覧表

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

施 設 名		箇所数	内 容
製 造 所		1	最終製品が危険物となるものを製造する施設
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	44	容器入りの危険物を建築物内で貯蔵する(危険物倉庫)
	屋内タンク貯蔵所	6	屋内にあるタンクで危険物を貯蔵する(ボイラーや自家発電用)
	地下タンク貯蔵所	30	地盤面下にあるタンクで危険物を貯蔵する(ボイラーや自家発電用)
	移動タンク貯蔵所	18	車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵する(タンクローリー)
	屋外貯蔵所	1	屋外の場所で一定の危険物を容器等で貯蔵する(2類・4類の一部、ガソリンは除く)
小 計		99	
取 扱 所	給油取扱所	27	ガソリンスタンド
	第一種販売取扱所	4	容器に入ったまま危険物を売る塗料販売店、エンジンオイル販売店
	一般取扱所	20	上記以外の取扱所で危険物の消費、詰め替え等を目的とした施設
小 計		51	
合 計		151	

5 ライフライン関係

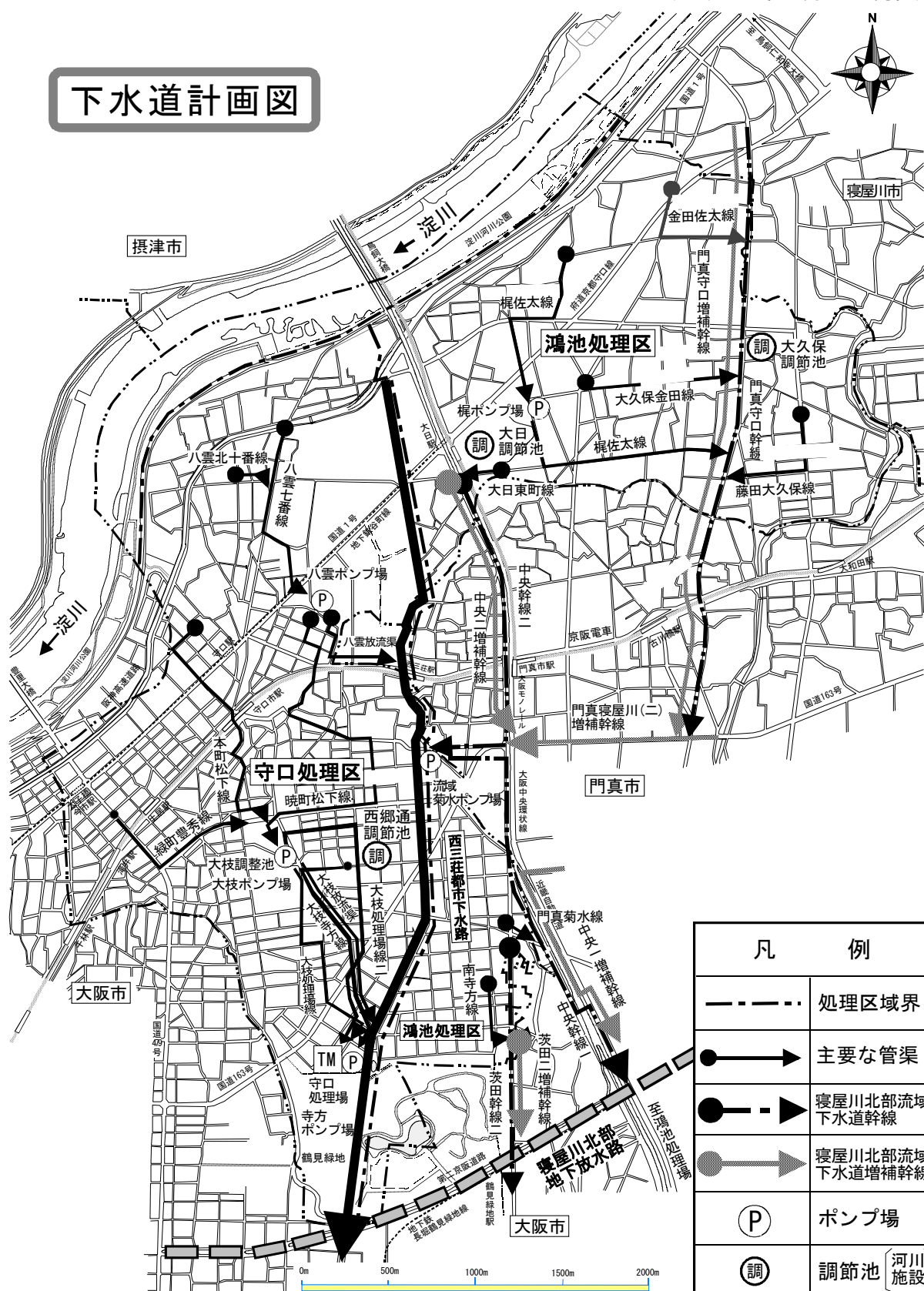
《資料5－1》 大阪広域水道震災対策中央本部組織図



《資料5-2》 下水道計画図

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

下水道計画図



《資料5－3》 下水道普及状況一覧表

平成 26 年 4 月 1 日現在

区 分	面 積			人 口			
	計 画 (ha)	整備済 (ha)	普及率 (%)	計 画 人 口 (人)	H25.3 末 行政人口 a(人)	現在利用 人 口 b(人)	普 及 率 b / a (%)
(守 口 処 理 区)							
守 口 排 水 区	286.1	286.1	100.0	43,900	43,198	42,863	100.0
寺 方 排 水 区	135.5	135.5	100.0	13,700	13,091	13,029	100.0
八 雲 排 水 区	183.3	183.3	100.0	14,900	13,777	13,803	100.0
小 計	604.9	604.9	100.0	72,500	70,066	69,695	100.0
(鴻 池 処 理 区)							
庭 窪 排 水 区	389.3	373.1	95.8	61,500	56,561	56,253	100.0
菊 水 排 水 区	42.1	42.1	100.0	6,000	5,476	5,370	100.0
大 日 排 水 区	50.9	47.0	92.3	7,500	8,975	9,270	99.8
東 寺 方 排 水 区	78.0	78.0	100.0	5,000	4,744	4,719	100.0
小 計	560.3	540.2	96.4	80,000	75,756	75,612	99.9
合 計	1,165.2	1,145.1	98.3	152,500	145,822	145,307	99.9

(注) この表の数値は、平成 26 年 4 月 1 日現在のもので、整備済面積は排水区域面積を示し、現在利用人口は排水区域内人口を示す。

《資料5-4》 下水道ポンプ施設一覧表

平成 26 年 4 月 1 日現在

名 称	所 在 地	施 設 概 要
大 枝 ポ ン プ 場	守口市松下町 1-97	雨水用φ 500 mmポンプ $Q=30.5 \text{ m}^3/\text{min}$ 1台 φ 700 mmポンプ $Q=55.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 2台 φ 800 mmポンプ $Q=77.5 \text{ m}^3/\text{min}$ 3台 汚水用φ 500 mmポンプ $Q=30.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 2台 φ 600 mmポンプ $Q=45.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 3台
八 雲 ポ ン プ 場	守口市八雲東町 1-4-8	雨水用φ 800 mmポンプ $Q=78.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 1台 φ 1,000 mmポンプ $Q=129.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 2台 φ 1,500 mmポンプ $Q=300.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 1台 汚水用φ 300 mmポンプ $Q=12.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 2台 φ 600 mmポンプ $Q=38.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 1台
梶 ポ ン プ 場	守口市梶町 1-47-3	雨水用φ 800 mmポンプ $Q=87.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 1台 φ 1,100 mmポンプ $Q=159.5 \text{ m}^3/\text{min}$ 2台 φ 1,350 mmポンプ $Q=231.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 1台 汚水用φ 200 mmポンプ $Q=5.7 \text{ m}^3/\text{min}$ 2台 φ 300 mmポンプ $Q=17.1 \text{ m}^3/\text{min}$ 1台
寺 方 ポ ン プ 場	守口市南寺方東通 1-7-7	雨水用φ 700 mmポンプ $Q=65.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 1台 φ 600 mmポンプ $Q=44.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 3台 汚水用φ 200 mmポンプ $Q=7.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 2台 φ 400 mmポンプ $Q=21.1 \text{ m}^3/\text{min}$ 1台

《資料5－5》 貯留施設

平成 26 年 4 月 1 日現在

雨水調整池（守口市 下水道施設）

名 称	所 在 地	施 設 概 要
大 枝 調整池	守口市松下町 1－97	貯留容量 30,000 m ³ 排水ポンプ φ 700 mmポンプ Q=55.0 m ³ /min 2 台
貯留管	守口市西郷通3～ 同南寺方東通 1 及び 守口市南寺方南通2 ～同南寺方東通 1	貯留容量 8,200 m ³ 排水ポンプ φ 250 mmポンプ Q=5.7 m ³ /min 2 台

流域調節池（大阪府 河川施設）

名 称	場 所	現 況
大久保調節池	守口市大久保町 4-26	貯留容量 16,000 m ³ 排水ポンプ φ 350 mm Q=14.5 m ³ /min 2 台
大日南調節池	守口市大日東町 4	貯留容量 20,000 m ³ (うち導水渠 2,000 m ³) 排水ポンプ φ 250 mm Q=7.0 m ³ /min 2 台
西郷通調節池	守口市西郷通3丁目 14	貯留容量 40,000 m ³ (工事中) 排水ポンプ φ 350 mm Q=13.5 m ³ /min 2 台

《資料5-6》 浸水対策ポンプ場一覧表

平成 26 年 4 月 1 日現在

名 称	場 所	現 況
佐 太 第 5 ポ ン プ 場	佐太中町5-17	φ 400 mmポンプ Q=19.0 m ³ /min 1台
大 日 第 2 ポ ン プ 場	大日町4-38	φ 150 mmポンプ Q= 2.5 m ³ /min 1台
大 日 第 3 ポ ン プ 場	大日町4-58	φ 150 mmポンプ Q= 4.0 m ³ /min 2台
大 久 保 ポ ン プ 場	大久保町5-25	φ 150 mmポンプ Q= 2.5 m ³ /min 2台 φ 300 mmポンプ Q=13.0 m ³ /min 2台
大 宮 ポ ン プ 場	大宮通1-42	φ 300 mmポンプ Q=11.3 m ³ /min 2台
古 川 第 3 ポ ン プ 場	藤田町6-17	φ 100 mmポンプ Q= 1.2 m ³ /min 1台
古 川 第 6 ポ ン プ 場	藤田町6-2	φ 100 mmポンプ Q= 1.2 m ³ /min 1台
古 川 第 7 ポ ン プ 場	藤田町5-3	φ 100 mmポンプ Q= 1.2 m ³ /min 1台
古 川 第 8 ポ ン プ 場	藤田町5-2	φ 100 mmポンプ Q= 1.2 m ³ /min 1台
古 川 第 9 ポ ン プ 場	藤田町3-6	φ 100 mmポンプ Q= 1.2 m ³ /min 1台
古 川 第 14 ポ ン プ 場	大久保町5-57	φ 100 mmポンプ Q= 1.2 m ³ /min 1台
南寺方南通ポンプ場	南寺方南通3-70	φ 150 mmポンプ Q= 2.5 m ³ /min 1台
寺 方 元 町 ポ ン プ 場	寺方元町1-1	φ 250 mmポンプ Q= 7.0 m ³ /min 1台 φ 150 mmポンプ Q= 3.0 m ³ /min 1台
寺 方 錦 通 ポ ン プ 場	南寺方東通3-52	φ 300 mmポンプ Q= 7.0 m ³ /min 1台
菊 水 通 ポ ン プ 場	菊水通3-17	φ 50 mmポンプ Q= 0.4 m ³ /min 1台 φ 200 mmポンプ Q= 5.5 m ³ /min 1台
寺 方 本 通 ポ ン プ 場	寺方錦通1-42	φ 400 mmポンプ Q=20.4 m ³ /min 1台
梶 町 1 丁 目 ポ ン プ 場	梶町1-39-7	φ 100 mmポンプ Q= 2.0 m ³ /min 1台
金 田 町 1 丁 目 ポ ン プ 場	金田町1-2-12	φ 150 mmポンプ Q= 1.8 m ³ /min 1台
橋 波 西 之 町 1 丁 目 ポ ン プ 場	橋波西之町1-21	φ 100 mmポンプ Q= 1.4 m ³ /min 1台

6 備蓄関係

《資料6-1》 各避難所備蓄品一覧表

1 被災者用物品

ブロック	避難所名	非常食 アルファ米 (食)	毛布 (枚)	防水シ ート (枚)	非常用 飲料水 (本)	給水袋 (枚)	哺乳瓶 (本)	おむつ (個)	生理 用品 (個)	備考
A	佐太小学校	0	161	266	0	400	10	120	1,428	
	庭窪小学校	2,500	350	481	72	700	0	120	1,428	
	庭窪中学校	1,000	200	201	2,352	300	10	66	1,428	
	小計	3,500	711	948	2,424	1,400	20	306	4,284	
B	東小学校	2,500	260	401	0	1,000	10	216	1,428	
	梶小学校	0	300	600	4,416	1,000	10	120	1,428	
	梶中学校	0	300	280	0	400	10	120	1,428	
	金田小学校	2,500	481	552	297	100	10	0	1,326	
	大久保小学校	2,850	400	410	0	1,000	10	120	1,428	
	大久保中学校	0	300	500	0	500	10	120	1,428	
	藤田小学校	0	690	602	0	900	10	120	1,428	
	大阪国際大学	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	7,850	2,731	3,345	4,713	4,900	70	816	9,894	
C	八雲小学校	0	310	600	0	1,000	10	120	1,428	
	下島小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	倉庫無
	八雲中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	倉庫無
	守口小学校	0	0	0	0	330	0	120	0	旧勤労
	八雲東小学校	2,500	202	495	2,136	600	20	354	1,428	
	第一中学校	0	1,665	231	0	0	20	240	2,703	
	さつき小学校	2,000	600	1,098	0	1,000	30	288	5,748	
	守口東高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	倉庫無
	芦間高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	倉庫無
	淀川工科高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	倉庫無
	小計	4,500	2,777	2,424	2,136	2,930	80	2,122	11,307	
D	第三中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	倉庫無
	橋波小学校	2,000	590	1,000	0	200	20	120	2,856	
	三郷小学校	2,500	200	2,100	2,016	0	10	120	1,428	
	第四中学校	0	0	800	2,400	0	10	54	1,428	
	寺方小学校	2,500	708	1,091	2,496	4,300	0	224	1,428	
	南小学校	650	211	502	7,200	700	20	120	2,640	
	第二中学校	0	0	2	7,200	0	0	0	0	旧道管
	大阪電気通信大学高校	0	0	0	0	0	0	0	0	倉庫無
	大阪国際滝井高校	0	0	0	0	0	0	0	0	倉庫無
	小計	7,650	1,709	5,495	21,312	5,200	60	638	9,780	
E	錦小学校	2,500	290	394	240	800	20	120	2,856	
	錦中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	倉庫無
	錦公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	倉庫無
	小計	2,500	290	394	240	800	20	120	2,856	
	合計	372,500	8,218	12,606	308,825	15,230	250	4,002	38,121	

2 避難所運営用物品

プロ ック	避難所名	コード リール	投光器	投光器 三脚	発電機	ラジオ	医療資 機材	メガ ホン	バケツ	揚水 ポンプ	給水 蛇口	長机	マンホール ト化上 屋
A	佐太小学校	7	8	5	0	0	1	0	0	1	1	0	0
	庭窪小学校	1	1	1	1	1	1	1	10	1	0	0	5
	庭窪中学校	1	2	2	1	1	1	12	52	3	1	0	0
	小計	9	11	8	2	2	3	13	62	5	2	0	5
B	東小学校	1	1	1	1	0	1	0	10	1	1	0	0
	梶小学校	1	1	1	1	1	1	1	13	1	1	0	0
	梶中学校	1	1	1	1	0	1	0	11	0	1	0	0
	金田小学校	1	1	1	1	1	1	1	17	1	0	16	23
	大久保小学校	1	1	1	1	1	1	1	50	3	2	0	25
	大久保中学校	1	1	1	1	0	1	0	10	1	1	0	0
	藤田小学校	1	1	1	2	1	1	1	9	3	1	0	20
	大阪国際大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	7	7	7	8	4	7	4	120	10	7	16	68
C	八雲小学校	1	2	1	1	1	1	8	0	0	0	0	0
	下島小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	八雲中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	守口小学校	3	0	2	4	1	1	1	10	8	0	0	9
	八雲東小学校	1	2	1	4	1	1	1	31	1	2	0	5
	第一中学校	7	2	2	4	1	2	1	10	0	0	0	0
	さつき小学校	1	1	1	3	1	2	1	31	1	1	0	0
	守口東高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	芦間高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	淀川工科高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	13	7	7	16	5	7	12	82	10	3	0	14
D	第三中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	橋波小学校	1	1	1	1	0	1	1	0	1	2	0	15
	三郷小学校	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	第四中学校	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0
	寺方小学校	6	4	4	3	1	1	1	10	6	1	0	0
	南小学校	1	1	1	2	1	1	1	20	1	0	0	0
	第二中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
	大阪電気通信大学高校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大阪国際滝井高校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	8	6	6	8	3	5	4	30	10	3	0	15
E	錦小学校	2	2	2	3	1	1	1	19	2	2	0	11
	錦中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	錦公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	2	2	2	3	1	1	1	19	2	2	0	11
	合計	39	33	30	37	15	23	34	313	37	17	16	113

3 調査復旧班用物品

ブロック	避難所名	携帯用無線機	防塵ゴーグル	防塵マスク	トラロープ	ヘッドランプ	強力ライト
A	庭窪中学校	0	0	0	95	4	0
B	藤田小学校	4	30	0	2	19	23
C	守口小学校	0	0	0	5(一中)	0	20
D	寺方小学校	5	25	0	3	20	20
E	錦小学校	0	1	0	3	6	6
	合計	9	56	0	108	49	69

7 医療・衛生等関係

《資料7-1》 災害医療機関一覧

1 災害拠点病院

平成 26 年 4 月 1 日現在

医療機関名	住 所	電 話 番 号	FAX 番 号
基幹災害医療センター			
大阪府立急性期・ 総合医療センター	大阪市住吉区 万代東 3-1-56	06-6692-1201	06-6606-7000
地域災害医療センター			
大阪市立 総合医療センター	大阪市都島区 都島本通 2-13-22	06-6929-1221	06-6929-2041
国立病院機構 大阪医療センター	大阪市中央区 法円坂 2-1-14	06-6942-1331	06-6943-6467
大阪赤十字病院	大阪市天王寺区 筆ヶ崎町 5-30	06-6774-5111	06-6774-5131
大阪市立大学 医学部附属病院	大阪市阿倍野区 旭町 1-5-7	06-6632-2121	06-6632-7114
大阪大学 医学部附属病院	吹田市 山田丘 2-15	06-6879-5111	06-6879-5019
済生会 千里病院	吹田市 津雲台 1-1-D6	06-6871-0121	06-6871-0148
大阪府 三島 救命救急センター	高槻市 南芥川町 11-1	072-683-9911	072-683-6111
大阪医科大学 附属病院	高槻市 大学町 2-7	072-682-1221	072-682-3822
関西医科大学 附属滝井病院	守口市 文園町 10-15	06-6992-1001	06-6992-4846
関西医科大学 附属枚方病院	枚方市 新町 2-3-1	072-804-0101	072-804-0131
東大阪市立 総合病院	東大阪市 西岩田 3-4-5	06-6781-5101	06-6781-2194
府立中河内 救命救急センター	東大阪市 西岩田 3-4-13	06-6785-6166	06-6785-6165
近畿大学医学部 附属病院	大阪狭山市 大東東 377-2	072-366-0221	072-366-0206
堺市立 堺病院	堺市 南安井町 1-1-1	072-221-1700	072-225-3303
泉佐野市立 泉佐野病院	泉佐野市りんくう 往来北 2-23	0724-69-3111	0724-69-7929
府立 泉州 救命救急センター	泉佐野市りんくう 往来北 2-24	0724-64-9911	0724-64-9943
大阪警察病院	大阪市天王寺区 北山町 10-31	06-6771-6051	06-6775-2838

2 特定診療災害医療センター

医療機関名	住 所	電 話 番 号	FAX 番 号
府立 成人病センター	大阪市東成区 中通 1-3-3	06-6972-1181	06-6981-3000
府立 精神医療センター	枚方市 宮之阪 3-16-21	072-847-3261	072-840-6206
府立呼吸器・アレルギー 医療センター	羽曳野市 はびきの 3-7-1	0729-57-2121	0729-58-3291
府立 母子保健 総合医療センター	和泉市 室堂町 840	0725-56-1220	0725-56-5682

3 守口市災害医療センター

医療機関名	住 所	電 話 番 号	FAX 番 号
関西医科大学 附属滝井病院	守口市 文園町 10-15	06-6992-1001	06-6992-4846

4 災害医療協力病院（守口市内 救急告示病院）

医療機関名	住 所	電 話 番 号	FAX 番 号
（医）弘道会 守口生野記念病院	守口市 佐太中町 6-17-33	06-6906-1100	06-6902-9021
守口敬任会病院	守口市 八雲東町 2-47-12	06-6906-9000	06-6906-9008
（医）清水会 鶴見緑地病院	守口市 南寺方南通 3-4-8	06-6997-0101	06-6992-0151
松下記念病院	守口市 外島町 5-55	06-6992-1231	06-6992-4845

5 災害医療協力病院（守口市内 救急告示病院以外）

医療機関名	住 所	電 話 番 号	FAX 番 号
（医）愛泉会 愛泉会病院	守口市 藤田町 1-53-12	06-6904-1313	06-6904-1315

《資料7-2》 市保有防疫用資機材一覧表

平成 26 年 4 月 1 日現在

1 車両

動力噴霧機搭載車両(小型貨物)	感染症・害虫駆除用	1 台
動力噴霧機搭載車両(軽貨物)	感染症・害虫駆除用	1 台

2 資機材

機動消毒用

動力噴霧機	感染症・害虫駆除用	4 台
-------	-----------	-----

動力消毒用

電動ミスト	感染症・害虫駆除用	10 台
電動 ULV 煙霧機	感染症・害虫駆除用	1 台
電気式ポータブル動噴	害虫駆除用	4 台
電池式噴霧機	害虫駆除用	10 台

手押消毒用

手押噴霧機 8L 用	感染症・害虫駆除用	3 台
手押散粉機	感染症・害虫駆除用	1 台

3 薬品

防 疫 用 薬 剤	スミラブ粒剤(ピリプロキシフェン0.5%)	50kg
	スミラブ固形剤(ピリプロキシフェン10% 100g)	90 個
	チャブ BT 錠(ピリプロキシフェン)	500 袋
指 定 感 染 症 用	オルソ乳剤(オルトジクロルベンゼン75%)	54L
	逆性石鹼液(塩化ベンザルコニウム液10%) 500ml	260 本
	消毒用エタノール 500ml	60 本

《資料7-3》 ごみ、し尿処理委託・許可業者及び施設一覧表

平成 26 年 4 月 28 日現在

1 委託業者一覧表

区分	名称	所在地	保有台数	電話
ごみ関係	(有) 浅野清掃	守口市高瀬町 5-9-1	2	6991-3748
	(有) 淀川清掃	守口市八雲中町 1-25-1 2F16 号	3	6907-3210
	(有) 中道清掃	門真市古川町 5-21	3	6908-0211
	(有) 西川クリーンサービス	守口市八雲中町 1-5-7	2	6909-2128
	(株) 金澤マルチック	守口市西郷通 1-2-6	2	6996-5555
	(株) ミツ川工業所	大東市御領 3-1-11	4	072-875-2255
	京阪総合サービス (株)	大阪市旭区大宮 1-18-2	2	6955-2100

2 許可業者一覧表

区分	名称	所在地	保有台数	電話
ごみ関係	(株) コスミック	枚方市春日西町 2-1-7	4	072-859-5831
	京阪総合サービス (株)	大阪市旭区大宮 1-18-2	4	6955-2100
	(株) 大真サービス	守口市菊水通 4-5-5	4	6997-6660
	辰巳環境開発 (株)	守口市東郷通 1-5-17	1 1	6780-4153
	サニタリークリーンサービス	守口市寺内町 1-4-5	2	6996-6292
	貴和興業 (株)	門真市岸和田 1-5-17	4	072-882-6158
浄化槽関係 ・し尿関係	(株) 金澤マルチック	守口市西郷通 1-2-6	4	6996-5555
	(株) ミツ川工業所	大東市御領 3-1-11	7	072-875-2255

3 ごみ処理施設

名称	所在地	処理能力	収集運搬車	
			特 殊	普 通
守口市 クリーンセンター	守口市寺方錦通 4-9-12	(焼却炉) 1 4 2 t / 日	1 6 台	業務 1 台
		(破碎機) 75t/5H		

《資料7-4》 飯盛霊園組合葬儀取扱指定店一覧表

平成 26 年 4 月 1 日現在

業 者 名	住 所	電 話
玉泉院 ①シティホール守口 ②メイプルホール四條畷	①守口市浜町 1-7-11 ②四條畷市雁屋西町 1-1	①0120-16-2513 ②0120-08-8052
(株) 公益社 (守口営業所)	守口市大日町 3-4-28	6916-2700
(株) 大真	守口市平代町 5-18	0120-42-0788
(株) 田嶋	守口市大久保町 3-1-26	6902-2344 0120-88-4142
(株) 花清	守口市本町 2-3-8	6991-2828
(株) 栄光葬祭	守口市南寺方東通 4-3-26	0120-71-8150
(株) 西口共栄社 ①本社 ②くすのき会館	①守口市滝井元町 1-4-13 ②守口市寺方錦通 1-3-15	①6991-1342 ②6998-4200
(有) 駕泉 ①門真会館 ②大東会館	①門真市島頭 4-10-13 ②大東市氷野 1-14-29	0120-74-1142
(有) 関西セレモニー ①カンセレホール ②憩ホール	①門真市四宮 4-1-34 ②門真市栄町 23-10	①0120-51-1142 ②6904-0356
(有) 冠葬社	大東市灰塚 5-8-22	072-871-4142
(株) 清滝葬業社	四條畷市大字清瀧 38-5	072-876-7525
(有) 公友社	四條畷市大字下田原 617-1	0743-73-2889
西蓮社	大東市深野 2-5-10	072-873-4242
十萬葬儀社	門真市中町 10-16	6900-5116
大東葬祭	四條畷市中野 2-2-26	0120-66-8510
(株) 明倫社	門真市北岸和田 3-4-13	072-884-4444
(有) 藪内	大東市御供田 2-11-8	0120-12-0040
(株) ヤマガタ	門真市岸和田 4-5-12	0120-83-3807
蓮華堂	門真市宮野町 8-8 大和田ハイッ	0120-80-8581 072-883-8581
(有) 脇田葬祭	門真市大字三ツ島 2106	0120-07-2074 072-884-2336
(株) ティア ①葬儀会館ティア門真 ②葬儀会館ティア大東	①門真市北巢本町 19-31 ②大東市深野南町 2-8	0120-54-9401

《資料7-5》 要配慮者利用施設一覧表

平成 26 年 4 月 1 日現在

● 〈高齢者施設（サービス事業所）〉

1. 通所介護（デイサービス）（※は入浴なし。昼食原則なし）

事業所名	住所	電話
デイサービス結佐太	佐太中町 1-11-22	6916-6965
リハビリ看護デイサービス佐太	佐太中町 6-5-15	6900-0551
デイサービスセンター梅香苑	佐太中町 6-41-19	6900-5054
ヒューマンライフケア檜の湯藍郷（あいごう）	金田町 1-7-7 ビィンフォーク 105 号	7898-1501
きんだデイサービスセンター	金田町 2-25-15	6900-6772
デイサービスセンターごはん家族金田町	金田町 3-2-9	6906-7833
ビーナスクラブ守口※	金田町 5-1-4	6904-0255
デイサービス結	大久保町 2-11-5	6901-8562
デイサービスセンターSD健寿守口店※	東町 1-17-10	6780-4311
フローラルデイサービスセンター	大日町 1-11-11	6907-1371
デイサービスながさき（昼食なし）	大日町 3-25-8 グレイ大日 1 階	6926-9338
大庭の親孝行	大庭町 2-8-16	6906-1322
デイサービスセンター道	八雲北町 2-10-19	6994-0708
デイサービスセンターなずな園	八雲北町 2-26-1	6997-7270
ひだまり福祉工房	八雲西町 1-27-18	6993-8630
八雲リハビリデイサービス	八雲西町 1-28-10-102 パルメイト山本	6996-1552
あんしんケアねっと八雲楽楽デイサービス	八雲西町 1-33-8	7503-2470
あんしんケアねっと八雲ゆ楽デイサービス	八雲西町 1-33-9	7898-1788
もりぐち在宅サービス供給ステーション通所介護事業所	八雲西町 2-14-10	6996-0008
アイホームデイサービス	八雲西町 4-6-21	6997-7735
デイサービスとびつきり守口	八雲中町 1-9-17	6908-4165
ゆうあいデイサービスセンター守口	八雲中町 1-9-17	6908-4165
ちくばデイサービス	八雲中町 1-21-9	6900-7577
デイサービスセンター守口荘	八雲中町 3-13-17	6906-0554
あいらんどデイサービス	八雲東町 2-28-3	6916-3337

事業所名	住所	電話
リハビリ特化型デイサービスふくろう（旧：自立支援型デイサービスふくろう）	八雲東町 2-82-35 大日ヶミナビル 1 階	6901-8850
デイセンターリハビリプラザ守口	日向町 6-9	6998-2294
デイリハセンター～さくら～ ※	京阪本通 2-8-11	6998-1212
げんき屋デイサービス	松月町 1-17	6995-1220
京阪ライフサポート守口デイサービスセンター	寺内町 1-13-8	6995-5703
ケアセンター竹内 2 号館	梅園町 11-3	6998-8725
ケアセンター竹内	長池町 6-31	6998-0087
デイサービス和の郷	橋波東之町 4-7-8	6997-6117
デイサービス滝井	滝井西町 3-7-4 ウインライフ滝井 1 階	4397-7474
茶話本舗デイサービス大枝公園	大枝南町 15-8	6991-6565
ロミロミスパデイサービス	文園町 5-18-101	6993-7377
デイサービスセンターナービス守口平代	平代町 8-1 ナービス守口平代 2 階	7506-9372
デイハートたなか	馬場町 1-2-1	6994-1020
ビストロ・リビング	馬場町 2-1-10 ビルプラントール守口 1 階	6998-6378
コミカデイサービス	西郷通 1-4-12	6993-5575
デイサービスセンターごはん家族東光町	東光町 3-13-2	6998-2552
デイサービスセンターおおみや	大宮通 1-13-7 市民保健センター内	6993-9188
ヒューマンライフケア守口の湯	寺方元町 4-7-3	6995-7050
温泉屋デイサービス	寺方錦通 1-1-1	6995-1126
デイサービス 輻	寺方本通 4-1-3	6993-2888
ツクイ守口南寺方デイサービスセンター	南寺方中通 3-12-10	6995-6206
デイサービスセンターすずしろ園	南寺方東通 1-13-16	6992-7722
鶴見緑地苑デイサービスセンター	菊水通 3-16-2	6995-5005
さつきデイサービス	菊水通 3-2-5	6991-5200
芭食(はなしょく)サービスくつろぎ藤田町	藤田町 4-5-9	6907-1200

2. 通所リハビリテーション（デイケア）

事業所名	住所	電話
守口老人保健施設ラガール	大久保町 3-30-15	6900-1900
愛泉会デイケアセンター	藤田町 1-53-12	6904-1313
老人保健施設長生苑	八雲中町 3-12-3	6908-7770
松下介護老人保健施設はーとぴあ	外島町 5-55	6992-8131
橋本クリニック	金下町 2-12-5	6991-2568
鶴見緑地病院通所リハビリテーションセンター	南寺方南通 3-4-8	6997-0121

3. 短期入所生活介護（ショートステイ）（※はユニット型）

事業所名	住所	電話
特別養護老人ホーム梅香苑	佐太中町 6-41-19	6900-5054
特別養護老人ホームフローラル	大日町 1-11-11	6907-1371
特別養護老人ホームなずな園 ※	八雲北町 2-26-1	6997-7270
特別養護老人ホーム守口荘	八雲中町 3-13-17	6906-0554
特別養護老人ホームたかせ若葉苑	高瀬町 5-8-16	6994-7560
特別養護老人ホームすずしろ園	南寺方東通 1-13-16	6992-7722

4. 短期入所療養介護（ショートステイ）

事業所名	住所	電話
守口老人保健施設ラガール	大久保町 3-30-15	6900-1900
老人保健施設長生苑	八雲中町 3-12-3	6908-7770
松下介護老人保健施設はーとぴあ	外島町 5-55	6992-8131

●〈高齢者施設（サービス事業所）〉

1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（※はユニット型）

事業所名	住 所	電 話
特別養護老人ホーム梅香苑	佐太中町 6-41-19	6900-5054
特別養護老人ホームフローラル	大日町 1-11-11	6907-1371
特別養護老人ホームなずな園 ※	八雲北町 2-26-1	6997-7270
特別養護老人ホーム守口荘	八雲中町 3-13-17	6906-0554
特別養護老人ホームたかせ若葉苑	高瀬町 5-8-16	6994-7560
特別養護老人ホームすずしろ園	南寺方東通 1-13-16	6992-7722
特別養護老人ホーム鶴見緑地苑 ※	菊水通 3-16-2	6995-5005

2. 介護老人保健施設（老人保健施設）

事業所名	住 所	電 話
守口老人保健施設ラガール	大久保町 3-30-15	6900-1900
老人保健施設長生苑	八雲中町 3-12-3	6908-7770
松下介護老人保健施設はーとぴあ	外島町 5-55	6992-8131

3. 介護療養型医療施設（療養型病床群等）

事業所名	住 所	電 話
愛泉会病院	藤田町 1-53-12	6904-1313
京阪病院（認知症疾患専用）	八雲中町 3-13-17	6908-2019

4. 認知症対応型共同生活介護

事業所名	住 所	電 話
グループホームきんだ	金田町 2-25-15	6900-6771
ニチイケアセンター守口大日（旧：ニチイのほほえみ守口大日）	大日町 4-27-10	6916-6651
グループホームこころ	北斗町 10-1	6996-4110
グループホームたのしい家西三荘	橋波西之町 1-6-11	4250-0021
グループホームここから大枝公園	東光町 3-5-5	4250-7344
グループホームごはん家族東光町	東光町 3-13-2	6998-2552
グループホームはるか	南寺方中通 3-14-12	6998-2210
グループホームたのしい家佐太中町	佐太中町 77-10-20	6905-6621

5. 特定施設入居者生活介護（※は地域密着型）

事業所名	住所	電話
Charm（チャーム）守口おおくぼ	大久保町 1-18-10	6780-1237
守口佐太有料老人ホームラガール	佐太中町 6-17-34	6901-1151
ケアハウスなずな園 ※	八雲北町 2-26-1	6997-7270
大阪ゆうゆうの里	河原町 10-15	6991-3636
クルーヴなみはや	寺方錦通 3-6-7	6994-5515
アミーユ守口南	南寺方中通 1-7-27	6996-3613
ケアハウス鶴見緑地	南寺方南通 3-4-16	6998-3003
けいはん医療生協 介護付有料老人ホームさつき	菊水通 4-11-5	6995-6732
ソレイユもりぐち	下島町 11-20	6997-8177
有料老人ホーム鶴見緑地	南寺方東通 1-1-31	6997-9009

6. 小規模多機能型居宅介護施設

事業所名	住所	電話
けいはん医療生活協同組合小規模多機能ホームさつき	菊水通 3-2-5	6991-4400

●〈障害者施設〉

1. 児童発達支援センター

事業所名	住所	電話
守口市立わかくさ・わかすぎ園	寺方本通 3-1-20	6996-0050

2. 通所支援事業所

事業所名	住所	電話
守口市立わかたけ園	菊水通 2-8-17	6997-4748
オールケアデイセンター	藤田町 1-52-13	6916-0555
オールケア生活介護センター大日	梶町 1-4-14	6904-0808
ういず守口	金下町 1-6-10	6996-1715
桜の園	八雲北町 3-39-14	6992-0697
就労継続支援ようき・すなお第 1	菊水通 2-14-4	6993-5343
就労継続支援ようき・すなお第 2	豊秀町 1-1-15	6115-5632
フレンドワーク	平代町 4-10	4250-1070
すみれカンパニー	寺方元町 2-5-13	6993-6960
まんまる	豊秀町 1-7-13	6993-3931
守口障害者支援センターひだまり	佐太中町 7-7-5	6136-6751
スペース遊	八雲北町 3-35-11	6993-4435
グッデイーホーム	大日町 4-14-14	6916-7800
ヒロタ製作所	八雲北町 3-20-12	6998-6977
ジェイエス守口	八雲東町 1-5-8	6904-0455
自立サポートきくすい	緑町 1-1	6998-3077
パザパ	八雲中町 3-13-17	6908-6416
デイサービスセンターおおみや	大宮通 1-13-7	6993-9188
もりぐち在宅サービス供給ステーション通所介護事業所	八雲西町 2-14-10	6996-0008
ひかり作業所	梶町 1-33-2	6901-6112
GYO（休止中）	大枝東町 14-21	6998-1811

3. 地域活動支援センター

事業所名	住所	電話
地域生活支援センターシュポール	八雲中町 3-13-17	6780-1190

●〈居宅事業所〉

1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（※はユニット型）

事業所名	住所	電話
特別養護老人ホーム梅香苑	佐太中町 6-41-19	6900-5054
特別養護老人ホームフローラル	大日町 1-11-11	6907-1371
特別養護老人ホームなずな園 ※	八雲北町 2-26-1	6997-7270
特別養護老人ホーム守口荘	八雲中町 3-13-17	6906-0554
特別養護老人ホームたかせ若葉苑	高瀬町 5-8-16	6994-7560
特別養護老人ホームすずしろ園	南寺方東通 1-13-16	6992-7722
特別養護老人ホーム鶴見緑地苑 ※	菊水通 3-16-2	6995-5005

2. 介護老人保健施設（老人保健施設）

事業所名	住所	電話
守口老人保健施設ラガール	大久保町 3-30-15	6900-1900
老人保健施設長生苑	八雲中町 3-12-3	6908-7770
松下介護老人保健施設はーとぴあ	外島町 5-55	6992-8131

3. 介護療養型医療施設（療養型病床群等）

事業所名	住所	電話
愛泉会病院	藤田町 1-53-12	6904-1313
京阪病院（認知症疾患専用）	八雲中町 3-13-17	6908-2019

4. 認知症対応型共同生活介護

事業所名	住所	電話
グループホームきんだ	金田町 2-25-15	6900-6771
ニチイケアセンター守口大日（旧：ニチイのほほえみ守口大日）	大日町 4-27-10	6916-6651
グループホームこころ	北斗町 10-1	6996-4110
グループホームたのしい家西三荘	橋波西之町 1-6-11	4250-0021
グループホームここから大枝公園	東光町 3-5-5	4250-7344
グループホームごはん家族東光町	東光町 3-13-2	6998-2552
グループホームはるか	南寺方中通 3-14-12	6998-2210
グループホームたのしい家佐太中町	佐太中町 77-10-20	6905-6621

5. 特定施設入居者生活介護（※は地域密着型）

事業所名	住 所	電 話
Charm（チャーム）守口おおくぼ	大久保町 1-18-10	6780-1237
守口佐太有料老人ホームラガール	佐太中町 6-17-34	6901-1151
ケアハウスなずな園 ※	八雲北町 2-26-1	6997-7270
大阪ゆうゆうの里	河原町 10-15	6991-3636
クルーヴなみはや	寺方錦通 3-6-7	6994-5515
アミーユ守口南	南寺方中通 1-7-27	6996-3613
ケアハウス鶴見緑地	南寺方南通 3-4-16	6998-3003
けいはん医療生協 介護付有料老人ホームさつき	菊水通 4-11-5	6995-6732
ソレイユもりぐち	下島町 11-20	6997-8177
有料老人ホーム鶴見緑地	南寺方東通 1-1-31	6997-9009

6. 小規模多機能型居宅介護施設

事業所名	住 所	電 話
けいはん医療生活協同組合小規模多機能ホームさつき	菊水通 3-2-5	6991-4400

8 都市計画関係

《資料8－1》 都市公園等整備状況一覧表

平成 26 年 4 月 1 日現在

＜都市計画公園整備状況表＞

種 別	計画決定面積		開設面積		備 考
	箇所	面積㎡	箇所	面積㎡	
街 区 公 園	61	128,300	57	124,340	
近 隣 公 園	2	27,000	2	26,940	下島公園、大宮中央公園
地 区 公 園	1	65,000	1	62,804	大枝公園
合 計	64	220,300	60	214,084	

＜その他公園整備状況表＞

公 園 名	箇所	面積 ㎡	備 考
淀 川 河 川 公 園	1	249, 000	広域避難場所
鶴 見 緑 地 公 園	1	539, 930	広域避難場所
府 営 住 宅 内 公 園	7	8, 938	
児 童 公 園	87	41,742	
そ の 他 公 園	36	30,785	
合 計	132	870, 395	

《資料8-2》 都市計画道路整備状況一覧表

平成 26 年 4 月 1 日現在

番号	路線名	幅員 m	計画延長 m	整備済延長 m	整備率 %	計画決定 年月日	備考
1・4・209-1	大 阪 守 口 線	17.6	2,260	2,260	100	H19.12. 28	
3・1・209-1	大阪中央環状線	60～84	1,280	1,280	100	H17.8. 9	
3・3・209-2	豊 秀 佐 太 線	22～37	5,130	5,130	100	H25.8.12	
3・3・209-3	国 道 1 6 3 号 線	25	1,820	1,820	100	H17.8. 9	
3・3・209-4	豊 秀 松 月 線	18～22	850	330	38	H17.8. 9	
3・4・209-5	八 島 大 久 保 線	12～18	4,110	2,130	51	H25.2.15	
3・4・209-7	佐 太 梶 線	18	650	0	0	H25.2.15	
3・4・209-9	馬 場 菊 水 線	20	1,780	1,780	100	H17.8. 9	
3・4・209-11	河 原 菊 水 線	16	930	930	100	H17.8. 9	
3・4・209-14	河 原 大 枝 線	18	80	80	100	H25.2.15	
3・5・209-16	梶 藤 田 線	14	930	0	0	H25.2.15	
3・6・209-17	春 日 河 原 線	11～18	700	700	100	H17.8. 9	
3・4・209-18	寺 内 来 迎 線	12～16	790	250	31	H25.2.15	
3・6・209-21	西橋波西郷通線	11	390	390	100	H25.2.15	
3・6・209-22	寺 内 東 光 線	11～13	470	470	100	H17.8. 9	
3・6・209-23	大 枝 西 線	11	300	240	80	H17.8. 9	
3・6・209-24	八 島 堂 脇 橋 線	8	500	500	100	H17.8. 9	
3・4・209-25	大 日 駅 前 線	16	160	160	100	H17.8. 9	
3・4・209-26	東 光 南 寺 方 線	16	1,140	260	22	H25.2.15	
7・6・209-1	駅 前 1 号 線	8～10	200	200	100	H17.8. 9	
8・6・209-1	桃町歩行者専用道	8	230	230	100	H17.8. 9	
8・6・209-2	駅 前 2 号 線	10	140	140	100	H17.8. 9	
9・7・209-1	大阪モノレール専用道	7.6～18.7	1,390	1,390	100	H17.8. 9	
計	23 路線		26,230	20,670	78		

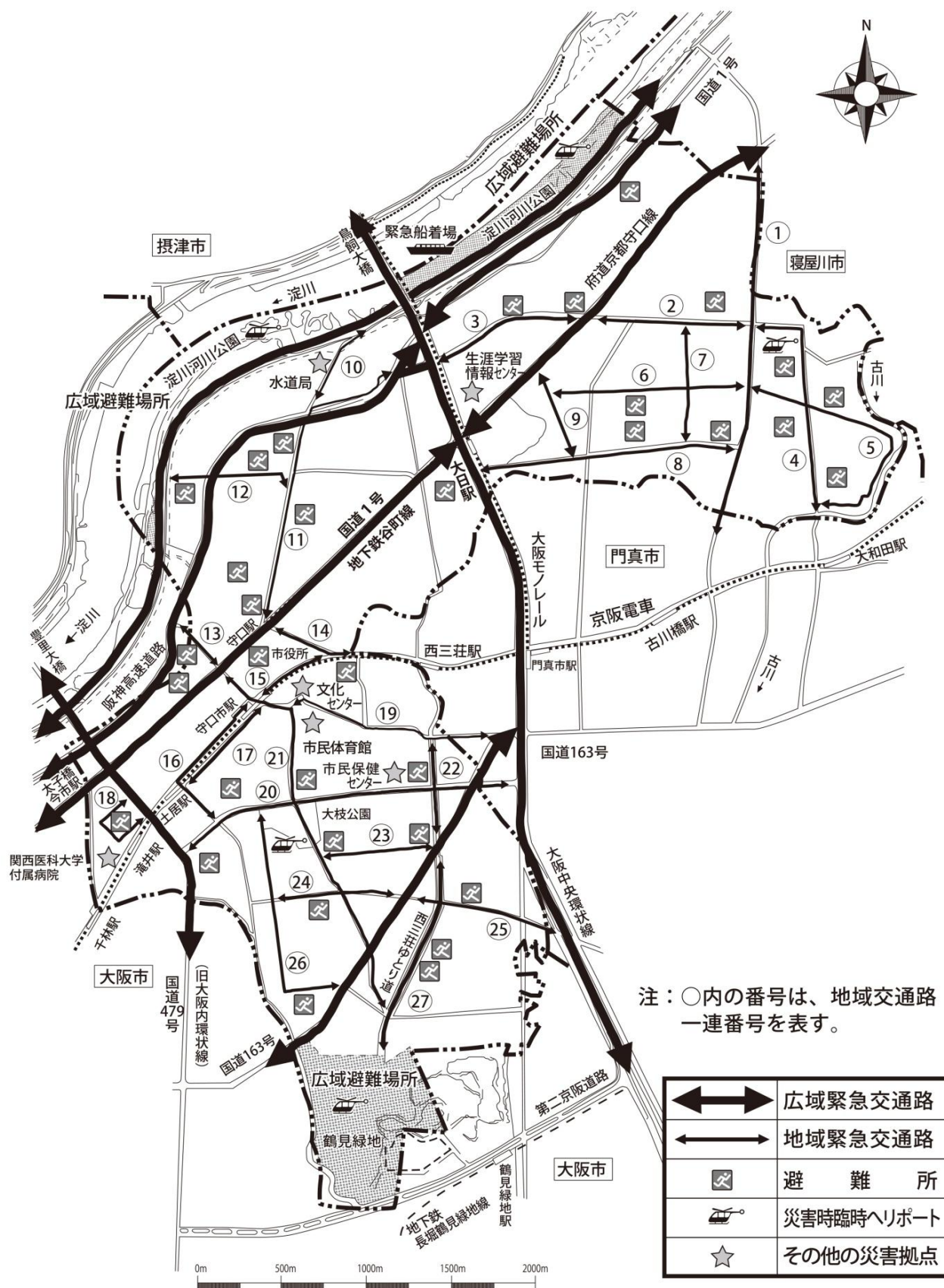
《資料8－3》 地下街等一覧表

平成 26 年 4 月 1 日現在

施 設 名	所 在 地	電 話
京阪百貨店	河原町8－3	6994－1313
イオン大日ショッピングセンター	大日東町1－18	4252－3501
大日駅地下自転車駐車場	大日東町2－13－1	6992－1693

9 交通関係

《資料9-1》 緊急交通路図



《資料9-2》 地域緊急交通路一覧表

平成 26 年 4 月 1 日現在

番号	路線名	区間	延長 km	備考
1	府道八尾茨木線	京都守口線～門真市境	2.1	
2	府道北大日竜田線	府道京都守口線～府道八尾茨木線	1.0	(都)八島大久保線
3	府道北大日竜田線	府道大阪中央環状線～府道京都守口線	0.9	(都)八島大久保線
4	大久保 1 号線、藤田 35 号線	府道八尾茨木線～門真市境	1.4	
5	大久保 7 号線、同 13 号線他	府道八尾茨木線～藤田 35 号線	1.6	
6	佐太 20 号線、金田 6 号線、大久保 6 号線	佐太 19 号線～府道八尾茨木線	1.1	
7	金田 14 号線、梶 9 号線	府道北大日竜田線～梶 2 号線	0.8	
8	大庭 36 号線、梶 1 号線、梶 2 号線、藤田 2 号線	府道大阪中央環状線～ 府道八尾茨木線	1.8	(都)梶藤田線
9	佐太 19 号線、梶 3 号線	府道京都守口線～梶 1 号線	0.6	
10	八雲 23 号線	府道北大日竜田線～淀川	0.5	
11	府道北大日竜田線	国道 1 号～府道大阪中央環状線	2.0	
12	八雲 2 号線、同 10 号線	府道北大日竜田線～淀川	0.8	
13	守口 117 号線	国道 1 号～大阪市境	0.2	
14	府道守口・門真線	国道 1 号～門真市境	0.5	(都)八島堂脇橋線
15	守口 140 号線	守口 75 号線～府道平野守口線	0.6	(都)寺内来迎線
16	守口 69 号線、同 74 号線、同 190 号線、同 61 号線、府道守口平野線	守口 75 号線～三郷 5 号線	1.0	(都)寺内来迎線
17	守口 78 号線	守口 184 号線～府道平野守口線	0.7	(都)春日河原線
18	守口 17 号線、同 24 号線、同 18 号線	国道 479 号～国道 479 号	0.5	
19	守口 184 号線、橋波 21 号線、東西橋波 1 号線	橋波 10 号線～門真市境	1.0	(都)豊秀松月線 (都)河原菊水線
20	三郷 22 号線、同 5 号線、大枝 7 号線、東西橋波 19 号線、同 51 号線	国道 479 号～府道大阪中央環状線	1.8	(都)馬場菊水線
21	守口 75 号線、同 184 号線、橋波 10 号線、大枝 12 号線、三郷 20 号線、北寺方 6 号線、同 16 号線、南寺方 18 号線、同 35 号線	国道 1 号～南寺方 39 号線	2.7	(都)豊秀松月線 (都)河原大枝線 (都)東光南寺方線
22	東西橋波 46 号線、同 47 号線	東西橋波 1 号線～国道 163 号	0.6	中央部は歩行路 15 号線
23	北寺方 1 号線、東西橋波 26 号線	三郷 20 号線～国道 163 号	0.7	
24	府道深野南寺方大阪線	府道平野守口線～国道 163 号	0.8	
25	府道深野南寺方大阪線	国道 163 号～門真市境	0.8	
26	三郷 19 号線、同 57 号線、南寺方 3 号線、同 2 号線	三郷 5 号線～国道 163 号	1.4	
27	東西橋波 65 号線、同 66 号線、北寺方 35 号線、同 36 号線、同 37 号線、同 38 号線、南寺方 39 号線、同 40 号線	国道 163 号～鶴見緑地	1.3	中央部は歩行路 15 号線
合 計			29.2	

《資料9－3》 災害時用臨時ヘリポート一覧表

平成 26 年 4 月 1 日

名 称	所 在 地	地 積	表 面	進入方向
淀川河川公園 八雲地区	守口市八雲北町 3 丁目	長さ 180m × 幅 100m ＝面積 18,000 m ²	土及び 芝地	東、西、南、北 全て進入可能
淀川河川公園 佐太西地区	守口市佐太西町 2 丁目	長さ 200m × 幅 100m ＝面積 20,000 m ²	〃	〃
花博記念公園 鶴見緑地	大阪市鶴見区 緑地公園内	長さ 60m × 幅 140m ＝面積 8,400 m ²	〃	西、南、北より 進入可能
守口市 市民球場	守口市松下町 1-58	長さ 80m × 幅 80m ＝面積 6,400 m ²	〃	東、西より 進入可能
守口市立 大久保中学校	守口市大久保町 4 丁目 23-46	長さ 60m × 幅 60m ＝面積 3,600 m ²	土	西、北より 進入可能

《資料9-4》 公用車保有状況一覧表

平成26年4月1日現在

NO	部名	部署名	車両番号	初度登録年	車名 (メーカー)	総排気 量	燃料の 種類	自動 車	用途	車体の形状	備考
1	環境部	環境政策課	大阪480え5159	平成18年6月	ホンダ	0.65	ガソリン	軽	貨物	キャブオーバ	
2	環境部	環境政策課	大阪480て6101	平成25年7月	スズキ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
3	環境部	環境政策課	大阪 47め3355	平成7年11月	トヨタ	1.99	ガソリン	小型	貨物	バン	
4	環境部	環境政策課	大阪 41や 62	平成8年4月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	ピックアップ	
5	環境部	クリーンセンター業務課	大阪830さ1701	平成17年11月	いすゞ	4.77	軽油	普通	特種	塵芥車	
6	環境部	クリーンセンター業務課	大阪830さ2302	平成24年3月	いすゞ	2.99	軽油	普通	特種	塵芥車	
7	環境部	クリーンセンター業務課	大阪830さ2303	平成24年3月	いすゞ	2.99	軽油	普通	特種	塵芥車	
8	環境部	クリーンセンター業務課	大阪830さ1507	平成15年8月	いすゞ	4.98	軽油	普通	特種	塵芥車	
9	環境部	クリーンセンター業務課	大阪830さ1608	平成16年12月	日野	4.89	軽油	普通	特種	塵芥車	
10	環境部	クリーンセンター業務課	大阪830さ1510	平成15年8月	いすゞ	4.98	軽油	普通	特種	塵芥車	
11	環境部	クリーンセンター業務課	大阪830さ1411	平成14年9月	いすゞ	4.98	軽油	普通	特種	塵芥車	
12	環境部	クリーンセンター業務課	大阪830さ1912	平成19年11月	いすゞ	2.99	軽油	普通	特種	塵芥車	
13	環境部	クリーンセンター業務課	大阪830さ1613	平成16年12月	日野	4.89	軽油	普通	特種	塵芥車	
14	環境部	クリーンセンター業務課	大阪830さ1615	平成16年12月	日野	4.89	軽油	普通	特種	塵芥車	
15	環境部	クリーンセンター業務課	大阪830さ1330	平成13年11月	いすゞ	4.33	天然ガス	普通	特種	塵芥車	
16	環境部	クリーンセンター業務課	大阪830さ1433	平成14年10月	いすゞ	4.33	天然ガス	普通	特種	塵芥車	
17	環境部	クリーンセンター業務課	大阪830さ1735	平成17年10月	いすゞ	4.77	軽油	普通	特種	塵芥車	
18	環境部	クリーンセンター業務課	大阪830さ2238	平成23年2月	いすゞ	4.57	天然ガス	普通	特種	塵芥車	
19	環境部	クリーンセンター業務課	大阪830さ1437	平成14年10月	いすゞ	4.33	天然ガス	普通	特種	塵芥車	
20	環境部	クリーンセンター業務課	大阪483か2328	平成24年3月	スズキ	0.65	ガソリン	軽	貨物	キャブオーバ	
21	環境部	クリーンセンター業務課	大阪830す1702	平成17年11月	いすゞ	4.77	軽油	普通	特種	塵芥車	
22	環境部	クリーンセンター業務課	大阪830さ1922	平成19年11月	いすゞ	5.19	軽油	普通	特種	塵芥車	
23	環境部	クリーンセンター業務課	大阪480あ8732	平成17年5月	ニッサン	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
24	環境部	クリーンセンター施設課	大阪100す2579	平成15年11月	いすゞ	4.98	軽油	普通	貨物	タンク	
25	環境部	クリーンセンター施設課	大阪800す9265	平成18年9月	三菱	4.89	軽油	普通	特種	道路作業車	
26	環境部	クリーンセンター総務課	大阪400と5598	平成17年5月	マツダ	1.78	ガソリン	普通	貨物	トラクタ	
27	環境部	クリーンセンター総務課	大阪480そ9924	平成23年2月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
28	教育委員会	学校管理課	大阪 43せ6636	平成11年-月	三菱	0.65	ガソリン	軽	貨物	タンク	
29	教育委員会	学校管理課	大阪400つ4755	平成15年8月	マツダ	1.99	ガソリン	小型	貨物	タンク	
30	教育委員会	学校管理課	大阪480つ1833	平成24年8月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	キャブオーバ	
31	教育委員会	スポーツ・青少年課	大阪400つ4074	平成15年7月	ニッサン	1.99	ガソリン	小型	貨物	キャブオーバ	
32	教育委員会	スポーツ・青少年課	大阪 43な9057	平成14年4月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	キャブオーバ	
33	教育委員会	中央公民館	大阪 43な9067	平成14年4月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
34	教育委員会	東部公民館	大阪 43と3408	平成13年9月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
35	健康福祉部	健康推進課	大阪 50よ8346	平成12年5月	ホンダ	0.65	ガソリン	軽	乗用	箱型	
36	健康福祉部	健康推進課	大阪 50ふ7453	平成9年4月	三菱	0.65	ガソリン	軽	乗用	箱型	緊急通行車両
37	健康福祉部	健康推進課	大阪 50ふ7454	平成9年4月	三菱	0.65	ガソリン	軽	乗用	箱型	緊急通行車両
38	健康福祉部	障害福祉課	大阪800す6879	平成17年6月	ニッサン	2.38	ガソリン	普通	特種	その他	
39	健康福祉部	総務課	大阪583き4193	平成26年1月	ホンダ	0.65	ガソリン	軽	乗用	ステーションワゴン	
40	下水道部	下水道管理課	大阪480た5335	平成23年6月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	

41	下水道部	下水道管理課	大阪 43な9070	平成14年4月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
42	下水道部	下水道管理課	大阪480き5758	平成19年5月	スズキ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
43	下水道部	下水道管理課	大阪480た5336	平成23年6月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
44	下水道部	下水道管理課	大阪480い4038	平成17年7月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	ピックアップ	
45	下水道部	下水道管理課	大阪480い4186	平成17年7月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	タンブ	
46	下水道部	下水道管理課	大阪100せ 857	平成18年8月	イスズ	4.77	軽油	普通	貨物	タンブ	
47	下水道部	下水道管理課	大阪100せ 858	平成18年8月	イスズ	4.77	軽油	普通	貨物	タンブ	
48	下水道部	下水道管理課	大阪800せ 933	平成19年9月	イスズ	2.99	軽油	普通	特種	道路作業車	
49	下水道部	下水道管理課	大阪400ひ8471	平成25年9月	マツダ	1.79	ガソリン	小型	貨物	キャブオーハ	
50	下水道部	下水道施設課	大阪880あ2392	平成25年8月	スズキ	0.65	ガソリン	軽	特種	公共応急作業車	
51	下水道部	下水道施設課	大阪400に2871	平成18年7月	マツダ	1.78	ガソリン	小型	貨物	タンブ	
52	下水道部	下水道施設課	大阪 00ゆ1309	昭和61年9月	小松	4.89	軽油	大型	特殊	ショベル・ローダ	自動車の種別は大型特殊
53	下水道部	下水道施設課	大阪 43は9179	平成16年4月	スズキ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
54	下水道部	下水道施設課	大阪480つ 102	平成24年6月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
55	下水道部	下水道施設課	大阪 43は9179	平成16年4月	スズキ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
56	下水道部	下水道施設課	大阪400に2871	平成18年7月	マツダ	1.78	ガソリン	小型	貨物	タンブ	
57	下水道部	下水道施設課	大阪480つ 102	平成24年6月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
58	下水道部	下水道施設課	大阪880あ2392	平成25年8月	スズキ	0.65	ガソリン	軽	特種	公共応急作業車	
59	こども部	わかくさ・わかすぎ園	大阪 47も2724	平成8年4月	トヨタ	1.99	ガソリン	小型	貨物	バン	緊急通行車両
60	こども部	わかくさ・わかすぎ園	大阪503ね28487	平成26年2月	トヨタ	1.32	ガソリン	小型	乗用	箱型	
61	市長室	市長室	大阪300ひ2917	平成13年4月	トヨタ	3.96	ガソリン	普通	乗用	箱型	
62	市民生活部	危機管理課	大阪800す6179	平成17年2月	トヨタ	2.69	ガソリン	普通	特種	消防車	
63	水道局	お客さまセンター管理	大阪480と3930	平成26年1月	スズキ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
64	水道局	お客さまセンター管理	大阪 41を4055	平成10年3月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	キャブオーハ	
65	水道局	お客さまセンター管理	大阪 47ま6323	平成6年8月	トヨタ	1.49	ガソリン	小型	貨物	バン	
66	水道局	お客さまセンター業務	大阪501す 478	平成13年8月	マツダ	1.32	ガソリン	小型	乗用	ステーションワゴン	
67	水道局	お客さまセンター業務	大阪 47も2468	平成8年4月	トヨタ	1.49	ガソリン	小型	貨物	バン	
68	水道局	お客さまセンター設備	大阪 41を4056	平成10年3月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	キャブオーハ	
69	水道局	お客さまセンター設備	大阪400な 566	平成17年9月	日野	4.89	軽油	小型	貨物	タンブ	
70	水道局	お客さまセンター設備	大阪 10せ 685	平成18年7月	トヨタ	2.69	ガソリン	普通	貨物	タンブ	
71	水道局	お客さまセンター設備	大阪 47め5405	平成8年1月	トヨタ	1.49	ガソリン	小型	貨物	バン	
72	水道局	お客さまセンター設備	大阪400な6919	平成18年2月	日野	4.89	軽油	小型	貨物	タンブ	
73	水道局	お客さまセンター設備	大阪800せ7121	平成24年12月	いすゞ	2.99	軽油	普通	特種	給水車	
74	水道局	浄水	大阪 88ち 193	平成7年8月	トヨタ	1.49	ガソリン	小型	特種	公共応急作業車	
75	水道局	浄水	大阪 41を5488	平成10年4月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	ピックアップ	
76	水道局	総務	大阪 47も7432	平成8年6月	トヨタ	1.49	ガソリン	小型	貨物	バン	
77	水道局	総務	大阪503ね7689	平成26年2月	ニッサン	1.99	ガソリン	小型	乗用	ステーションワゴン	
78	水道局	配水課 計画	大阪 47も4602	平成8年5月	トヨタ	1.49	ガソリン	小型	貨物	バン	
79	水道局	配水課 工事	大阪480く 206	平成19年7月	三菱	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
80	水道局	配水課 工事	大阪 47ひ5533	平成5年1月	トヨタ	1.49	ガソリン	小型	貨物	バン	

81	水道局	配水課 工事	大阪 41む7257	平成7年9月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	キャブオーバ	
82	総務部	総務課	大阪 43に3656	平成14年6月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
83	総務部	総務課	大阪 43と2652	平成13年9月	スズキ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
84	総務部	総務課	大阪480に6327	平成23年7月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
85	総務部	総務課	大阪 43な9066	平成14年4月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
86	総務部	総務課	大阪 43せ4707	平成11年5月	スズキ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
87	総務部	総務課	大阪 43に6814	平成14年8月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
88	総務部	総務課	大阪400た5783	平成13年11月	ニッサン	1.49	ガソリン	小型	貨物	バン	
89	総務部	総務課	大阪400さ2067	平成10年6月	マツダ	1.78	ガソリン	小型	貨物	バン	
90	総務部	総務課	大阪 43に1364	平成14年5月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
91	総務部	総務課	大阪400せ8285	平成12年6月	三菱	1.99	ガソリン	小型	貨物	バン	
92	総務部	総務課	大阪400せ6541	平成12年7月	ニッサン	1.76	ガソリン	小型	貨物	バン	
93	総務部	総務課	大阪 43と 239	平成13年7月	スズキ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
94	総務部	総務課	大阪400つ1907	平成15年5月	マツダ	1.78	ガソリン	小型	貨物	キャブオーバ	
95	総務部	総務課	大阪480え1954	平成18年4月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
96	総務部	総務課	大阪480と1406	平成25年11月	スズキ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
97	総務部	総務課	大阪300む4553	平成14年4月	トヨタ	2.49	ガソリン	普通	乗用	箱型	
98	総務部	総務課	大阪400そ 546	平成13年9月	トヨタ	1.76	ガソリン	小型	貨物	バン	
99	総務部	総務課	大阪400つ2827	平成15年6月	トヨタ	1.78	ガソリン	小型	貨物	バン	
100	総務部	総務課	大阪400に8333	平成18年11月	三菱	2.97	軽油	小型	貨物	ダンプ	
101	都市整備部	建築課	大阪480か2024	平成18年9月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	その他	
102	都市整備部	建築課	大阪 41て7752	平成6年6月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	その他	緊急通行車両
103	都市整備部	建築課	大阪 47み7916	平成7年3月	ニッサン	1.99	ガソリン	小型	貨物	その他	緊急通行車両
104	都市整備部	建築指導課	大阪 47や7920	平成8年4月	ニッサン	1.49	ガソリン	小型	貨物	バン	緊急通行車両
105	都市整備部	建築指導課	大阪 41や2630	平成8年6月	ホンダ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	緊急通行車両
106	都市整備部	公園課	大阪 43と4299	平成13年9月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	貨物	バン	
107	都市整備部	公園課	大阪480ち1519	平成23年12月	スズキ	0.65	ガソリン	軽	貨物	キャブオーバ	
108	都市整備部	都市計画課	大阪800さ9919	平成14年3月	三菱	4.21	軽油	普通	特種	道路作業車	
109	都市整備部	道路課	大阪 88ち 627	平成8年9月	マツダ	1.49	ガソリン	小型	特種	道路作業車	
110	都市整備部	道路課	大阪880あ2010	平成24年6月	ダイハツ	0.65	ガソリン	軽	特種	道路作業車	

10 避難関係

《資料10－1》 避難場所・避難所一覧表

1. 広域避難場所

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

名称	所在地	面積㎡	備考
淀川河川公園	佐太西町 1 丁目・2 丁目、大日町 4 丁目、	249,000	災害時臨時ヘリポート 2 カ所
	大庭町 2 丁目、八雲北町 1 丁目～3 丁目、		
	下島町、外島町、新橋寺町		
鶴見緑地	大字高瀬旧大枝、大字高瀬旧馬場、	539,930	災害時臨時ヘリポート 1 カ所
	大字高瀬旧世木、南寺方東通 1 丁目、		
	同 4 丁目、大字高瀬旧南寺方、大字高瀬 旧北寺方		

2. 一時避難場所

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

	名称	所在地	同報系無線	面積㎡	備考
A	佐太中央公園	佐太中町 6-44	屋外子局	2,400	
B	金田第 2 公園	金田町 3-231	屋外子局	5,900	
	藤田公園	藤田町 2-138		6,000	
	金田公園	金田町 1-247	屋外子局	5,500	
	大日南公園	大日東町 88	屋外子局	3,700	
	梶第 1 公園	梶町 2-172	屋外子局	3,600	
	大久保中央公園	大久保町 4-207	屋外子局	5,900	
C	下島公園	八雲北町 1-1		16,600	
	日吉公園	日吉町 2-15	屋外子局	4,800	
	松月公園	松月町 22	屋外子局	1,800	
D	大枝公園	松下町 3	屋外子局	62,800	災害時臨時ヘリポート
	大宮中央公園	大宮通 1-16-1	屋外子局	10,400	
E	菊水公園	菊水通 4-42	屋外子局	2,800	
合 計				132,200	

3. 指定避難所

(平成 26 年 9 月 30 日現在)

ゾ ン グ	種 別	名 称	所 在 地	連絡先		面積㎡		屋内収容 可能人員	備 考
				電 話	無 線	屋 外	屋 内		
A	指 定	庭窪中学校	守口市佐太中 町 4-1-7	6902-6951	422	11,686	2,425	1,469	
		庭窪小学校	守口市佐太中 町 1-6-10	6901-2369	405	4,448	1,808	1,095	
		佐太小学校	守口市佐太中 町 6-11-51	6902-1171	404	8,519	1,783	1,080	
B	指 定	大久保小学校	守口市大久保 町 2-17-36	6903-0601	412	6,484	2,445	1,481	
		藤田小学校	守口市藤田町 1-58-18	6903-2321	410	9,070	2,425	1,496	
		金田小学校	守口市金田町 3-11-11	6901-6667	402	6,278	2,123	1,286	
		梶小学校	守口市梶町 4-79-12	6902-8300	413	8,636	2,915	1,766	
		東小学校	守口市大久保 町 5-3-48	6901-5425	417	4,935	2,232	1,352	
		大阪国際大学	守口市藤田町 6-21-57	6902-0791		7,800	954	578	
	臨 時	大久保中学校	守口市大久保 町 4-23-46	6902-1161		9,683	2,078	1,259	臨時ヘリ ポート
		梶中学校	守口市梶町 4-28-5	6902-0813		17,623	2,499	1,514	
C	指 定	第一中学校	守口市竹町 12-29	6991-0680	419	5,550	1,662	1,007	
		守口小学校	守口市八島町 13-40	6991-2367	414	7,022	2,605	1,578	
		八雲小学校	守口市八雲西 町 4-31-31	6991-2490	409	4,642	2,171	1,315	
		下島小学校	守口市下島町 15-27	6993-0201	403	8,298	1,689	1,023	
		八雲東小学校	守口市八雲東 町 2-77-7	6909-3221	411	6,034	1,881	1,140	
		さつき小学校	守口市文園町 9-32	6991-0440	407	3,879	1,376	833	
		西部公民館	守口市文園町 8-8	6993-1341			415	251	

プロ ッ	種 別	名 称	所 在 地	連 絡 先		面 積㎡		屋 内 収 容 可 能 人 員	備 考
				電 話	無 線	屋 外	屋 内		
C	臨 時	八雲中学校	守口市八雲西 町 3-5-21	6992-3920		8,711	1,558	944	
		守口東高校	守口市八雲中 町 2-1-32	6906-8211		15,811	1,080	654	
		芦間高校	守口市外島町 1-43	6991-6761		17,860	1,080	654	
		淀川工科高校	大阪市旭区太 子橋 3-1-32	6952-0001		12,947	800	484	
		●市役所	守口市京阪本 通 2-2-5	6992-1221					
D	指 定	第二中学校	守口市寺方元 町 4-1-10	6992-6851	420	7,066	1,780	1,078	
		第四中学校	守口市大宮通 3-9-39	6992-7181	421	8,531	1,671	1,012	
		寺方小学校	守口市寺方元 町 1-1-1	6991-0642	418	4,387	1,980	1,200	
		橋波小学校	守口市大宮通 1-14-9	6991-0313	406	8,088	2,221	1,346	
		三郷小学校	守口市東光町 2-1-4	6992-6551	408	5,130	1,452	880	
		南小学校	守口市南寺方 南通 3-2-8	6998-3663	401	5,271	1,857	1,125	
		大阪電気通信大学高校	守口市橋波西 之町 1-5-18	6992-6261		3,150	1,238	750	
		大阪国際滝井高校	守口市馬場町 2-8-24	6996-5691		2,471	700	424	
		第三中学校	守口市春日町 13-20	6991-0609		5,968	1,777	1,076	
E	指 定	錦小学校	守口市寺方錦 通 2-8-45	6998-3661	416	7,715	2,362	1,431	
		錦公民館	守口市菊水通 4-21-18	6991-1548	423		556	336	
	臨 時	錦中学校	守口市南寺方 東通 4-1-31	6998-6610		8,539	1,588	962	
合 計						252,232	59,186	35,879	

●の避難所は風水害のみ

4. 指定緊急避難場所

(平成 26 年 9 月 30 日現在)

プロ ック	名称	所在地	連絡先		面積㎡ (屋内)	収容可 能人員	対象とする 異常な現象 の種類	指定避難所 との重複	備考
			電話	無 線					
A	庭窪中学校	守口市佐太中 町 4-1-7	6902-6951	422	2,139	2,139	洪水 内水氾濫	○	
	庭窪小学校	守口市佐太中 町 1-6-10	6901-2369	405	654	654	洪水 内水氾濫	○	
	佐太小学校	守口市佐太中 町 6-11-51	6902-1171	404	1,468	1,468	洪水 内水氾濫	○	
B	大久保小学校	守口市大久保 町 2-17-36	6903-0601	412	1,915	1,915	洪水 内水氾濫	○	
	藤田小学校	守口市藤田町 1-58-18	6903-2321	410	2,207	2,207	洪水 内水氾濫	○	
	金田小学校	守口市金田町 3-11-11	6901-6667	402	960	960	洪水 内水氾濫	○	
	梶小学校	守口市梶町 4-79-12	6902-8300	413	2,509	2,509	洪水 内水氾濫	○	
	東小学校	守口市大久保 町 5-3-48	6901-5425	417	1,658	1,658	洪水 内水氾濫	○	
	大久保中学校	守口市大久保 町 4-23-46	6902-1161		1,067	1,067	洪水 内水氾濫	○	臨時ヘ リポート
	梶中学校	守口市梶町 4-28-5	6902-0813		1,044	1,044	洪水 内水氾濫	○	
C	第一中学校	守口市竹町 12-29	6991-0680	419	1,534	1,534	洪水 内水氾濫	○	
	守口小学校	守口市八島町 13-40	6991-2367	414	1,817	1,817	洪水 内水氾濫	○	
	八雲小学校	守口市八雲西 町 4-31-31	6991-2490	409	1,846	1,846	洪水 内水氾濫	○	
	下島小学校	守口市下島町 15-27	6993-0201	403	1,433	1,433	洪水 内水氾濫	○	
	八雲東小学校	守口市八雲東 町 2-77-7	6909-3221	411	1,497	1,497	洪水 内水氾濫	○	
	さつき小学校	守口市文園町 9-32	6991-0440	407	1,321	1,321	洪水 内水氾濫	○	

ﾌﾟﾛｸﾞ	名 称	所 在 地	連 絡 先		面 積㎡ (屋 内)	収 容 可 能 人 員	対象とする 異常な現象 の種類	指定避難所 との重複	備 考
			電 話	無 線					
C	西部公民館	守口市文園町 8-8	6993-1341		361	361	洪水 内水氾濫	○	
	八雲中学校	守口市八雲西 町 3-5-21	6992-3920		1,466	1,466	洪水 内水氾濫	○	
	守口東高校	守口市八雲中 町 2-1-32	6906-8211		1,080	1,080	洪水 内水氾濫	○	
	芦間高校	守口市外島町 1-43	6991-6761		1,080	1,080	洪水 内水氾濫	○	
	淀川工科高校	大阪市旭区太 子橋 3-1-32	6952-0001		800	800	洪水 内水氾濫	○	
D	第二中学校	守口市寺方元 町 4-1-10	6992-6851	420	1,403	1,403	洪水 内水氾濫	○	
	第四中学校	守口市大宮通 3-9-39	6992-7181	421	1,309	1,309	洪水 内水氾濫	○	
	寺方小学校	守口市寺方元 町 1-1-1	6991-0642	418	1,008	1,008	洪水 内水氾濫	○	
	橋波小学校	守口市大宮通 1-14-9	6991-0313	406	1,946	1,946	洪水 内水氾濫	○	
	三郷小学校	守口市東光町 2-1-4	6992-6551	408	1,196	1,196	洪水 内水氾濫	○	
	南小学校	守口市南寺方 南通 3-2-8	6998-3663	401	1,336	1,336	洪水 内水氾濫	○	
	大阪電気通信 大学高校	守口市橋波西 之町 1-5-18	6992-6261		1,238	1,238	洪水 内水氾濫	○	
	大阪国際滝井 高校	守口市馬場町 2-8-24	6996-5691		700	700	洪水 内水氾濫	○	
	第三中学校	守口市春日町 13-20	6991-0609		1,081	1,081	洪水 内水氾濫	○	
E	錦小学校	守口市寺方錦 通 2-8-45	6998-3661	416	2,021	2,021	洪水 内水氾濫	○	
	錦中学校	守口市南寺方 東通 4-1-31	6998-6610		878	878	洪水 内水氾濫	○	
合 計					43,972	43,972			

《資料10-2》 避難場所・避難所等位置図



11 災害応援協定関係

《資料11－1》 災害時応援協定(北河内7市)

北河内地域の7市における広域的な災害相互応援について、下記のとおり協定する。

記

(広域的協定)

第1条 相互応援協定締結市（以下「締結市」という。）間における災害時の広域的な応援については、この協定の定めるところによる。

(応援要請等)

第2条 締結市長は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対して、相互に応援するものとする。

2 応援要請がない場合においても、初動体制が整備されるまでの間、応援側の締結市が連携し、災害状況等を把握のうえ、独自の判断で必要な応援体制等を編成することができる。

(人的応援)

第3条 前条第1項の応援要請は、受援側の市長（又は災害対策本部長等）が、災害の状況、出動を求める人員並びに職種、誘導員配置場所等を明示し、応援側の市長に対して行うものとする。

(物的応援)

第4条 災害救助及び防ぎよのため、救援物資及び機械器具、化学消火薬剤等を必要とする場合において、締結市長は、救援物資及び機械器具の種別・数・薬剤種別・容量等の供給について、相互に応援の要請をすることができる。

2 前項の応援要請があったときは、応援側において、当該必要物資等を要請地まで搬送するものとする。

3 応援要請がない場合においても、応援側において、該当必要物資等を把握のうえ、被災地まで搬送するものとする。

(指揮)

第5条 応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 受援地の市長（又は災害対策本部長等）が指揮すること

(2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと

2 応援要請がない場合においても、初動体制が整備されるまでの間、応援側の責任において指揮することができる。

(経費分担)

第6条 災害救助及び防ぎよのため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

機械器具破損の修理、自動車等の燃料、職員の出勤手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合を除く。）は、応援側の負担とする。

2 第1項以外の経費分担については、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

(決定なき事項)

第7条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、締結市双方協議のうえ、決定するものとする。

上記の協定締結の証として本協定書7通を作成し、締結市長記名押印のうえ、おのおの1通を保管する。

平成8年3月28日

守口市長	喜 多 洋 三
枚方市長	中 司 宏
寝屋川市長	高 橋 茂
大東市長	近 藤 松 次
門真市長	東 潤
四条畷市長	森 本 稔
交野市長	北 田 輝 雄

《資料11－2》 災害時の相互応援に関する協定書(友好都市)

大阪府守口市及び※※県〇〇市（町）（以下「協定市町」という。）は、災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町の区域内において、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合における相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

- （1） 救助および応急復旧に必要な職員の派遣
- （2） 食料、飲料水および生活必需物資ならびにその供給に必要な資機材の提供
- （3） 被災者の救出、医療、防疫および施設の応急復旧等に必要な資機材と物資の提供
- （4） 救援および救助に必要な車両等の提供
- （5） 避難者および傷病者等（以下「避難者等」という。）の受入
- （6） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 この協定に基づく応援（以下「応援」という。）は、災害が発生した市町（以下「受援市町」という。）が、応援を受ける必要があると認めたときは、応援を要請しようとする協定市町（以下「応援市町」という。）に対して要請するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 前条に規定する応援の要請は、電話等により次に掲げる事項を明らかにして行うものとし、事後速やかに応援要請書（様式1号）を送付するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 第2条第1号に掲げる応援要請については、業務の内容及び人員
- （3） 第2条第2号から第4号までに掲げる応援要請については、物資等の品名・規格・数量等
- （4） 第2条第5号に掲げる応援要請については、避難者等の数、状態
- （5） 応援の期間、場所および経路
- （6） 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 応援市町は、前項の規定により応援の要請を受けた場合、同項の応援の要請に対する諾否について、速やかに受援市町に電話等により連絡することとし、その後、応援要請受諾書（様式2号）を送付するものとする。

（応援物資の配送）

第5条 応援市町は、応援物資を配送する場合は、受援市町が求める場所まで届けるものとする。

(避難者等の輸送)

第6条 避難者等の輸送については、応援市町の受入決定を受けて行うものとし、基本的に受援市町において実施するものとする。

ただし、受援市町が、災害による体制等の混乱により避難者等の輸送ができない場合は、応援市町が行うものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 受援市町における応援隊の指揮は、受援市町が行うものとする。

(応援の終了)

第8条 応援の終了は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 受援市町の応援の必要がないと認めたとき
- (2) 応援隊の長が受援市町に応援の終了を告げたとき
- (3) 応援隊の都合により、応援の続行が不可能になったとき

(自主応援活動)

第9条 協定市町は相互の区域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施できるものとする。

(応援の記録)

第10条 応援市町は、応援を行ったときは、応援実施記録表(様式3号)を作成するものとする。

(応援の終了報告)

第11条 応援市町は、応援業務終了後、次の事項を受援市町に報告するものとする。

- (1) 応援物資の種類および数量
- (2) 応援に従事した者の所属、役職および氏名
- (3) 応援に要した車両台数
- (4) 応援の記録(様式3号)
- (5) 応援に要した経費
- (6) その他必要事項

(経費の負担)

第12条 応援に要した経費のうち次に掲げるものは、原則として受援市町が負担するものとする。

ただし、自主応援活動に要した経費については、協定市町が協議し定めるものとする。

- (1) 第2条第2号および第3号の業務に要する購入費および輸送費
- (2) 第2条第4号および第5号の業務に要する借上料、輸送費および破損または故障が生じた場合の修理費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協定市町が必要と認める経費

(連絡担当および連絡体制)

第13条 協定市町は、別表による所管課を連絡担当とし、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、あらかじめ必要な資料等を交換するとともに、相互の連絡体制を確立するものとする。

(疑義の協議)

第14条 この協定に定めがない事項または協定内容に疑義が生じたときは、その都度、協定市町が協議し定めるものとする。

(適用)

第15条 この協定は、平成25年1月9日から適用する。

なお、この協定の発効により平成18年※※月〇〇日(全回協定締結日)に締結した「災害時の相互応援に関する協定書」は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定市町は記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年1月19日

大阪府守口市京阪本通2丁目2番5号

守口市

守口市長 西 端 勝 樹

※※県〇〇市(町)

〇〇市(町)

〇〇市(町)長

(※この協定は、本市と滋賀県高島市、和歌山県かつらぎ町及び高知県東洋町と個別に締結している。)

《資料11－3》 災害時における物資の優先供給に関する協定(京阪百貨店、北河内農業協同組合)

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため緊急に物資の必要が生じた場合、その優先供給について守口市（以下「甲」という。）と株式会社京阪百貨店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとする。

（要請手続）

第 2 条 甲が、物資の供給を受けようとするときは、物資の種類及び数量を明示し、乙に要請するものとする。

（引渡し）

第 3 条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合、甲に対し直ちに適正な価格で優先的に物資を引き渡すものとする。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 2 か年とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲・乙のいずれかからも異議の申し立てのない限り、自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度甲・乙協議するものとする。

この協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ各 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 7 月 26 日

甲 守口市京阪本通 2 丁目 2 番 5 号
守口市
守口市長 喜 多 洋 三

乙 守口市河原町 8 番 3 号
株式会社 京阪百貨店
取締役社長 中 西 徹

< その他協定締結者 >

北河内農業協同組合
枚方市招提北町 1－2260
組合長 岡山 義 弘

《資料11－4》 災害時における物資の供給に関する協定書(イオンリテール株式会社西日本カンパニー)

守口市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社西日本カンパニー（以下「乙」という。）は、甲の区域内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合、応急措置のために必要となる生活関連物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（物資の供給）

第 1 条 乙は、大規模災害が発生した場合において、甲が緊急に必要な物資の優先的な供給に関し、営業に支障のない範囲において協力するものとする。

（物資の種類）

第 2 条 物資の種類は、原則として乙が日常的に取り扱う物品のうち、甲が要請するものとする。

（要請の手続き）

第 3 条 甲が物資の供給を受けようとするときは、物資の種類及び数量等を明示した文書により乙に要請するものとする。ただし、文書により要請する暇のない場合は、電話等により要請し、後日文書を送付するものとする。

（物資の受渡し）

第 4 条 円滑に物資の受渡しを行うため、納入場所等物資移送に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（経費の負担）

第 5 条 乙が供給した物資の代金及びその他必要経費については、甲が負担するものとする。
2 前項の経費の請求及び支払については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の期間）

第 6 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年とする。ただし、期間満了の 1 月前までに、甲乙のいずれからもこの協定の改正又は廃止の申し出がない場合、自動的に継続するものとする。

（その他）

第 7 条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

この協定は平成 20 年 10 月 10 日から施行する。

甲 守口市京阪本通 2 丁目 2 番 5 号

守口市

守口市長 西 口 勇

乙 大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 23 号

イオンリテール株式会社西日本カンパニー

阪和事業部 事業部長 齋 藤 博 憲

《資料11－5》 災害時におけるプロパンガス等の供給協力に関する協定書 (大阪ガス)

守口市（以下「甲」という。）と大阪ガス株式会社北東部事業本部（以下「乙」という。）は、都市ガスの供給が停止する災害が発生した場合に、市民に対する食料の炊出し等を実施するためのプロパンガス等（プロパンガス、ボンベ及び調理器具をいう。以下同じ。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、守口市地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う食料の炊出し等に必要なプロパンガス等の供給に対する乙の協力内容に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 乙は、災害時における市民に対する食料の炊出し等に必要なプロパンガス等の確保について、甲の要請に対し協力するものとする。ただし、乙がガス事業法の規定に基づき、災害時におけるガスの製造供給体制の万全を期すとともに、関連業務の適切な遂行を通じてライフライン事業者としての社会的責任を全うする一環で実施するものとし、甲はこれを了解する。また、プロパンガス等の供給等の要領については別途覚書で確認する。

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し、プロパンガス等を調達する必要が生じたときは、乙に対して供給を要請するものとする。また、要請手続きについては別途覚書で確認する。

（価格）

第4条 乙が協力に要した費用は、災害発生時点の標準価格を基準にして甲乙が別途協議して決定する。

（請求）

第5条 乙は、甲に対して、前条で決定した価格に基づき費用を請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、乙から費用の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（不爭）

第7条 甲は、本協定に基づき、乙が行うプロパンガス等の確保については、乙の災害時の事業運営を考慮し、異議を申し立てないものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の期間は、締結の日から2か年とする。ただし、協定期間の満了の1月前までに、甲乙のいずれかから別段の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年12月10日

甲 守口市京阪本通2丁目2番5号
守口市
守口市長 喜 多 洋 三

乙 東大阪市稲葉2丁目3番17号
大阪ガス株式会社北東部事業本部
事業本部長 安 橋 興 二 郎

《資料11－6》 災害時における守口市と守口市内郵便局との相互協力に関する協定(守口郵便局)

守口市（以下「甲」という。）と守口市内郵便局（以下「乙」という。）は、守口市内に災害が発生した場合において、守口市及び守口市内郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に行うため、守口市地域防災計画に定めるもののほか、次のとおり協議を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、守口市内に災害が発生し、次の各号に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 収集した被災市民の被災状況及び避難先情報の相互提供
- （2） 災害救助法適用時における乙の業務である、郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務の取扱い
- （3） 高齢者、障害者等の災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力
- （4） 保有する施設及び用地の相互提供
- （5） 収集した災害情報に係る広報（新聞、FMもりぐち等）への提出
- （6） その他、前各号に掲げるもののほか、協力できる事項

（協力要請の手続き）

第3条 前条の協力要請は、次に掲げる事項を記載した別紙様式の要請書によるものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭により協力要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況
- （2） 要請の理由
- （3） 協力の内容
- （4） 協力の期間
- （5） 前条第4号を要請する場合には、使用目的、場所等。

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、速やかに協力するように努めなければならない。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力に要する経費は、法令等に定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の規定により算出した金額に疑義が生じたときは、甲・乙協議の上、負担すべき金額を決定する。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、甲又は守口市内の各地区が行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、守口市市民生活部防災課課長、乙においては、守口郵便局総務課課長とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲・乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年4月1日

	守口市京阪本通2丁目2番5号
甲	守口市
	守口市長 喜多洋三

	守口市日吉町2丁目5番2号
乙	守口市内郵便局
	代表者 守口郵便局長 小林國廣

《資料11－7》 災害時における米穀の優先供給協力に関する協定書(守口門真米穀小売組合)

守口市（以下「甲」という。）と守口門真米穀小売組合（以下「乙」という。）は、食糧の応急給与を必要とする災害が発生した場合に、市民に対する食糧の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、守口市地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う食糧の供給活動に対する乙の協力内容に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 乙は、災害時に必要な市民の食糧の確保について、甲の要請に対し協力するものとする。

2 乙は、災害時における甲からの要請に備え、組合主体として15,000kgの精米をランニングストックし、災害時には甲の要請に対し優先的に供給するものとする。

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し、精米を調達する必要が生じたときは、乙に対して供給の要請をするものとする。

2 要請にあたっては、必要量、供給場所等についてその都度明示するものとする。

3 要請手続きについては、守口市地域防災計画に定める部局が担当するものとする。

（供給）

第4条 乙は、甲の要請に対して指定数量の精米を指定供給場所に搬入し、若しくは協力店舗において供給するものとする。

2 供給業務に従事する組合員は、甲の指示に従うものとする。

（価格）

第5条 応急対策用精米の価格は、当該応急対策用の精米を必要とする災害が発生した直前の標準価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。

2 乙は、前条第1項の規定により、甲の応急対策用の精米を供給したときは、前項の規定の価格により甲にその代金を請求するものとする。

3 乙は、甲の申請により応急対策用の精米を輸送したときは、輸送に要した経費を甲に請求することができるものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条第2項及び第3項の規定により請求があったときは、速やかに所定の手続きを経てその代金を支払うものとする。

（協力店の表示）

第7条 甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に災害協力店である旨の表示を行い、地域住民に周知させるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成8年9月2日

甲 守口市京阪本通2丁目2番5号
守口市
守口市長 喜 多 洋 三

乙 門真市堂山町1丁目12番地
守口門真米穀小売組合
組合長 谷 本 治 重

《資料11－8》 大規模災害時における初動期協力に関する協定書(守口市建設業協同組合)

守口市（以下「甲」という。）と守口市建設業協同組合（以下「乙」という。）は、甲の区域内において大規模災害が発生した場合の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内で大規模な災害が発生した場合、災害発生後概ね3日間（以下「初動期」という。）における災害応急対策を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（要請の手続き）

第2条 甲は、迅速な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、乙に対して電話等により初動期の協力を要請し、後日速やかに要請の内容を記した文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲による要請を受けた場合、優先的に資機材の提供及び技術者等の派遣を行うものとする。

（協力の体制）

第4条 乙は、甲の要請に基づき速やかに初動期の協力が実施できるよう平常時から出動が可能な資機材及び技術者等の実態を把握し、甲の要請による初動期の協力体制を整えるものとする。

（経費の負担等）

第5条 乙が初動期の協力に応じたことにより生じた経費（以下「協力経費」という。）は、甲が負担する。

2 協力経費は、甲の積算基準によって算出した金額を基本とする。

3 協力経費の請求及び支払の方法については、甲・乙協議して定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 甲は、乙から前条第3項の規定により請求があったときは、速やかに所定の手続きを経てその経費を支払うものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成19年3月9日から平成20年3月8日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに、甲・乙いずれからも申出がないときは、1年を限度として更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲・乙がその都度協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 19 年 3 月 9 日

甲 守口市京阪本通 2 丁目 2 番 5 号
守口市
守口市長 西 口 勇

乙 守口市河原町 12 番 7 号
守口市建設業協同組合
理事長 長 谷 川 満

《資料11－9》 大規模災害時における応急対策に関する協定書(守口市造園協力会)

守口市（以下「甲」という。）と守口市造園協力会（以下「乙」という。）は、甲の区域内において大規模災害が発生した場合の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内で大規模な災害が発生した場合、災害発生後概ね3日間（以下「初動期」という。）における災害応急対策を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（要請の手続）

第2条 甲は、迅速な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、乙に対して電話等により初動期の協力を要請し、後日速やかに要請の内容を記した文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲による要請を受けた場合、優先的に資機材の提供及び技術者等の派遣を行うものとする。

（協力の体制）

第4条 乙は、甲の要請に基づき速やかに初動期の協力が実施できるよう平常時から出動が可能な資機材及び技術者等の実態を把握し、甲の要請による初動期の協力体制を整えるものとする。

（経費の負担等）

第5条 乙が初動期の協力に応じたことにより生じた経費（以下「協力経費」という。）は、甲が負担する。

2 協力経費は、甲の積算基準によって算出した金額を基本とするものとする。

3 協力経費の請求及び支払の方法については、甲・乙協議して定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 甲は、乙から前条3項の規定により請求があったときは、速やかに所定の手続きを経てその経費を支払うものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成22年5月24日から平成23年5月23日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに、甲・乙いずれからも申出がないときは、1年を限度として更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲・乙がその都度協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 22 年 5 月 24 日

甲 守口市京阪本通 2 丁目 2 番 5 号
守口市
守口市長 西 口 勇

乙 守口市大宮通 2 丁目 18 番 6 号
守口市造園協力会
代表者 上園緑地建設株式会社
代表取締役社長 米 盛 輝 雄

《資料11－10》 災害時における応急対策業務に関する協定書(社団法人日本下水道管路管理業協会)

守口市（以下「甲」という。）と社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部長（以下「乙」という。）は、地震、その他の災害により、下水道管渠が被災した場合（以下「災害時」という。）における、守口市内での管路調査その他の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が協力して被災した下水道管渠施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において業務の実施が必要と認めるときは、乙に対し協力要請する。

2 前項により要請を受けた乙は、速やかに人員、機材等を調達し、要請された業務に協力する。

（要請の手続き）

第3条 甲は、前条第1項の規定により乙に対して協力を要請するときは、電話、FAX等により通知する。甲はその後、速やかに乙に対して協力要請する文書を送付する。

（報告）

第4条 乙は、甲より要請された業務を完了したときは、文書をもって速やかに甲に報告を行う。

（費用の負担及び確認・検査）

第5条 この協定に基づき乙が、甲より要請された業務に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の価格決定にあたっては、乙は具体的履行内容の確定後、積算根拠となる業務内訳書を甲に提出し、甲、乙が協議して定める。

3 甲は、乙の業務完了後検査を行う。

（連絡体制）

第6条 甲・乙は、業務の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1か月前までに甲・乙いずれからも申し出がない場合は、本協定期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲・乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21月1月15日

甲 守口市京阪本通2丁目2番5号
守口市
守口市長 西 口 勇

乙 大阪市東淀川区東中島1丁目18番31号
社団法人日本下水道管路管理業協会
関西支部長 今 中 健 司

《資料11－11》 一般廃棄物処理(ごみ処理)に係る相互支援協定(東大阪ブロック各市、3施設組合)

大阪府ごみ処理広域化計画に基づく東大阪ブロック各市等は、一般廃棄物処理（ごみ処理に限る。以下同じ。）に支障をきたす緊急事態の発生等に備え、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援の実施について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次に掲げる市及び一部事務組合（以下「協定市等」という。）の一般廃棄物処理における総合的な相互支援を図るとともに、災害時等におけるより広域な支援体制を確保することにより、協定市等の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

〈協定市等〉

守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市、東大阪都市清掃施設組合、四條畷市交野市清掃施設組合、北河内4市リサイクル施設組合

（相互支援の内容）

第2条 本協定により、協定市等が相互支援を実施する場合は、次に掲げる場合とする。

- （1） 協定市等における焼却施設、資源化施設、保管施設等の一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）が、故障、事故等による緊急事態に陥り、他の協定市等の施設の支援を必要とするとき。
- （2） 環境問題等の発生で一時的な処理不能の事態に陥り、他の協定市等の施設の支援を必要とするとき。
- （3） 地震、台風等の災害時などにおいて大量発生した一般廃棄物の一時保管、処理又は運搬業務のために、他の協定市等の支援を必要とするとき。
- （4） 前各号のほか、急激なごみの増加や著しい施設の処理能力低下等、一般廃棄物処理を困難とする特別な事情があると認められたとき。

2 前項の規定により、支援を受けた協定市等は、支援を受けた先の協定市等に対し、支援を受けた内容に相当する負担を行う義務を負うものとし、その負担は、処理経費、処理量その他の適切な方法により当事者間で協議の上定めるものとする。

（協定市等の努力義務）

第3条 協定市等は、相互支援の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を常に留意し、一般廃棄物処理業務を執行するものとする。

- （1） 分別収集の徹底を図り、十分なごみ質の管理を進めるとともに、ごみの発生抑制や再資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみ減量化に努めること。
- （2） 一般廃棄物処理基本計画等に基づき、施設整備を行い、適正な一般廃棄物処理を行うように努めること。
- （3） 施設の適正な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態で稼働できるように努めること。

(支援の要請及び受け入れ)

第4条 第2条第1項各号に掲げる事態が生じたときは、支援を必要とする協定市等は、支援を受ける処理業務に係る一般廃棄物の処理量や運搬距離、経路を勘案して、受託可能な協定市等に対し、支援を要請することができるものとする。

2 支援の要請を受けた協定市等は、自らの処理能力等を勘案し、支援の内容及びその実施を判断するものとする。

3 協定市等において、第2条第1項第4号に該当する事態が発生し、緊急かつ広域な支援が必要と認められるときは、ごみ処理広域化東大阪ブロック会議の会長市（会長市が支援を要する場合は、副会長市）は支援を要する協定市等の依頼に基づき、その他の協定市等による支援の調整を行うことができるものとする。

4 前項の規定によっても処理し難い大規模な災害等により、東大阪ブロック全体あるいは更に広範囲な支援調整を必要とするときは、支援を必要とする協定市等は、大阪府に対し支援調整を依頼するものとする。

(支援の方法)

第5条 協定市等は、相互支援の実施について信義に基づいて行うものとする。

2 この協定による支援の要請及び受け入れに関する細目事項については、その都度、支援を要請する協定市等が支援の要請を受ける協定市等に対し、依頼文書により提出するものとする。

(情報の交換)

第6条 この協定の円滑な運用を期するために、協定市等は一般廃棄物処理に係る相互の緊密な連携と情報交換を積極的に行うものとする。

(疑義の決定等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、協定市等が協議して決定するものとする。

(運用)

第8条 この協定の有効期限は、平成20年4月1日から2年間とする。ただし、期間満了前6ヶ月までに、いずれの協定市等からも改廃等の申し出がない場合は、更に2年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として、本書 11 通を作成し、各協定市等記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 20 月 3 月 3 日

守口市長	西 口 勇
枚方市長	竹 内 修
寝屋川市長	馬 場 好 弘
大東市長	岡 本 日 出 士
門真市長	園 部 一 成
東大阪市長	野 田 義 和
四條畷市長	田 中 夏 木
交野市長	中 田 仁 公
東大阪都市清掃施設組合管理者	野 田 義 和
四條畷市交野市清掃施設組合管理者	田 中 夏 木
北河内 4 市リサイクル施設組合管理者	馬 場 好 弘

《資料11－12》 災害時における一般廃棄物処理に関する支援協定書(民間6業者)

守口市（以下「甲」という。）と京阪総合サービス株式会社（以下「乙」という。）との間において、地震、水害等の大規模災害が発生した際に備え、一般廃棄物処理に係る総合的な支援の実施について次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害時におけるより強固かつ広域な支援体制を確保することにより、守口市の家庭系一般廃棄物処理の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における「大規模災害」とは、地震、台風、津波、集中豪雨などにより被害が生ずることを指す。また、「家庭系一般廃棄物」とは、一般世帯から排出される一般廃棄物のうち、し尿等を除く生活ごみや粗大ごみをいい、災害等により倒壊及び焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除く。

（支援の内容）

第3条 甲の市域内において発生した大規模災害について、甲は乙に対し次に掲げる支援を要請する。

- （1） 大規模災害により生じた家庭系一般廃棄物の収集及び運搬
- （2） 前号に伴う必要な事項

（支援の要請及び受け入れ）

第4条 甲は支援を受ける処理業務に係る家庭系一般廃棄物の処理量や運搬距離、経路を勘案して、乙に対し、書面（様式第1号）により支援を要請することができるものとする。

2 支援の要請を受けた乙は、自らの処理能力等を勘案し、支援の内容及びその実施を判断する。

3 第1項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合は乙に対して口頭により協力を要請し、後に速やかに書面（様式第1号）で通知する。

（協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による支援の要請があったときは、前条第2項の規定に基づき、支援の実施が可能と判断した場合は、必要な人員、車両を調達し、甲の指示に従い、協定業務を実施する。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を順守する。

- （1） 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮防止に努めること。
- （2） 家庭系一般廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。
- （3） 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（実施の報告）

第6条 乙は、前条の規定による業務が完了したときは、書面（様式第2号）により甲に報告する。

（情報の交換）

第7条 この協定の円滑な運用を期するために、乙は甲との間において一般廃棄物処理に係る緊密な連携と情報交換を積極的に行う。

（事故の報告）

第8条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し書面（様式第3号）により報告する。

（災害補償）

第9条 前条の規定により、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の保障給付によるものとする。

（費用の負担）

第10条 甲の要請により乙が協定業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の規定する費用の額、支払い方法については、甲と乙が協議して定める。

（適用）

第11条 この協定の適用期間は支援協定書締結日から1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前までに、双方から改廃等の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定等）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

この支援協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年10月1日

甲

住所 守口市京阪本通2-2-5

氏名 守口市

守口市長 西端 勝樹

乙

住所 枚方市春日西町2-1-7

氏名 株式会社 コスミック

代表取締役 國仲 伸也

(※この協定は、株式会社コスミックのほか、辰巳環境開発株式会社、株式会社大真サービス、京阪総合サービス株式会社、貴和興業株式会社、サニタリークリーンサービスの6業者と個別に締結している。)

《資料11－13》 災害時等の緊急放送における協定(株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジュピターテレコム関西メディアセンター)

(協定の主旨)

第1条 本協定は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条の規定により、災害対策基本法第2条第1号に定める災害、その他の緊急事態が発生、又は発生する恐れがあり市民に対して緊急情報の伝達の必要がある場合において、守口市（以下「甲」という。）が株式会社ジェイコムウエスト（以下「乙」という。）に緊急放送を要請するときの手続きを定めるものとする。

(緊急放送要請の手続き)

第2条 甲が緊急放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面にて乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム（以下「丙」という。）に要請するものとする。

- (1) 緊急放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 要請の際の連絡先は丙が指定する放送拠点とし、別紙のとおり定めるものとする。

3 連絡先に変更が生じた場合、それぞれすみやかに申し出るものとする。

4 連絡はファックスやメールを用いて行うが、このような手段では間に合わない判断される場合は電話にて要請することができるものとする。この場合は事後速やかに甲は丙に書面を提出するものとする。

(緊急放送の実施)

第3条 丙は甲から要請を受けた事項に関し、形式、内容、時刻を自主的に決定して放送するものとする。ただし、災害時における被害の発生及び拡大の防止を図るために必要な情報については、原則的に直ちに放送するものとする。

(情報の活用)

第4条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報および第2条で丙に要請した情報について緊急性の如何に関わらず乙及び丙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて発信できるものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に行われるよう、諸活動中に覚知した災害被災情報については、積極的に情報交換を行うものとする。

(疑義の発生について)

第6条 本協定の記載事項に関して疑義が生じた場合は、甲・乙・丙が協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第7条 本協定は締結の日をもって開始し、期間を1年間とする。なお、期間満了の3ヶ月前までに甲・乙・丙のいずれからも意思表示がなければ、更に1年間延長されるものとする。

附則 この協定は締結の日から効力を生じる。

この協定の証として本書3通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成25年7月17日

(甲) 守口市京阪本通2丁目2番5号

守口市

守口市長 西 端 勝 樹

(乙) 大阪市中央区谷町2丁目3番12号

マルイト谷間ビル6階

株式会社ジェイコムウエスト

代表取締役社長 中 井 芳 紀

(丙) 大阪市中央区城見1丁目2番27号

クリスタルタワー5階

株式会社ジュピターテレコム関西メディアセンター

メディアセンター長 山 下 幸 之

《資料11－14》 災害時における放送要請に関する基本協定(株式会社エフエムもりぐち)

守口市（以下「甲」という）と株式会社エフエムもりぐち（以下「乙」という）は、災害時における放送要請に関する基本協定を次のとおり締結する。

第1条（主旨）

この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という）が守口市内に発生した場合、又は、発生する恐れがある場合において、同法第57条に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるものとする。

第2条（放送の要請）

甲は、市民に防災情報や緊急情報を提供する必要があると認める場合、乙に対し、放送を行うことを要請することができる。

ただし、全国瞬時警報システムにより消防庁から発信される情報については、別途締結した協定によるものとする。

第3条（放送の実施）

甲から要請を受けた事項に関しての放送の形式、内容、放送時刻等をそのつど自主的に決定し放送する。ただし、災害時における被害の発生及び拡大の防止を図るために必要な情報については、原則的に直ちに放送するものとする。

第4条（連絡責任者）

第3条に規定する協力要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実に、かつ、円滑に行うため、甲乙双方に連絡責任者を置くこととする。

第5条（有効期間）

この協定の有効期間は、この協定の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲と乙のいずれかからも何らかの申し出がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとし、以後この例による。

第6条（情報の交換）

甲及び乙は、この協定が円滑に行われるよう、諸活動中に覚知した災害等被災情報については、積極的に情報交換を行うものとする。

第7条（協議）

この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

附則

この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年12月20日

甲 守口市京阪本通2丁目2番5号
守口市
守口市長 西 端 勝 樹

乙 守口市河原町10番15号テルプラザ内225
株式会社エフエムもりぐち
代表取締役 大 原 文 夫

《資料11－15》 大規模災害時等における協力体制に関する基本協定(学校法人大阪国際大学)

守口市（以下「甲」という。）と学校法人大阪国際学園（以下「乙」という。）は、安全・安心なまちづくりに資するため、災害時等の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力して、防災・減災の取組みを推進するとともに、災害が発生した場合には、市民、市内在学在職者及び市内訪問者（以下「市民等」という。）の迅速な安全確保に努めるとともに、市民等に対する円滑な生活復興支援等を行うことを目的とする。

（平時からの取組み）

第2条 甲及び乙は、災害に備え、連絡を密にするなど、平時から相互協力体制を整えるものとする。

（ボランティア組織の育成）

第3条 乙は、災害に備え、学生ボランティアの育成に努めるものとする。

2 甲は、前項の乙の活動を支援するため、必要な情報及び資機材の提供に努めるものとする。

（災害時における協力）

第4条 災害が発生した場合には、甲の協力要請に対して、乙は可能な限り協力するものとする。

2 前項の要請は、あらかじめ定めている甲乙双方の連絡担当者を通じて行うものとする。

3 乙が甲に対して行う協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1） 甲の派遣要請に基づく被災場所、避難場所等への学生ボランティアの派遣
- （2） 乙の施設の一時的避難施設としての提供
- （3） 乙の施設に収容した市民等に対する備蓄物資、応急用医療資機材等の提供
- （4） その他第1条の目的を達成するために甲が行った協力要請事項

（経費の負担）

第5条 前条の協力に要した費用は、原則として、甲が負担する。

（協議）

第6条 この協定を実施するために必要な事項及びこの協定に定めるもののほか、安全・安心なまちづくりに必要な事項については、甲乙協議の上、別に定める。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各々１通を保有する。

平成 26 年 2 月 14 日

守口市

守口市長

西 端 勝 樹

学校法人大阪国際学園

理事長

奥 田 吾 朗

《資料11－16》 大阪府北ブロック消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条に基づき、吹田市、守口市、高槻市、枚方市、茨木市、寝屋川市、門真市、大東市、三島町、市場畷町、交野町、島本町、枚方寝屋川消防組合及び、守口市門真市消防組合との間における消防の相互応援について、次のように協定する。

第 1 条 吹田市、守口市、高槻市、枚方市、茨木市、寝屋川市、門真市、大東市、摂津市、四条畷町、交野町、島本町、枚方寝屋川消防組合及び、守口市門真市消防組合（以下「大阪府北ブロック」という）との間における消防の相互応援については、この協定の定めるところによる。

第 2 条 大阪府北ブロック区域内の消防機関の消防長及び消防団長は、火災防ぎよのため、各機関に支障のない限り、次の区分により相互に応援隊を派遣するものとする。

- 一 消防機関が何らかの情報により、区域内における火災の発生を認知したときは、消防長又は消防団長は、それぞれ当該区域に対して 1 分隊（消防自動車 1 台及び所要の消防隊員をいう。以下同じ）を派遣する。
- 二 区域内の各消防機関が、各々の管轄区域内の境界線付近に火災の発生を認知したときは、各市町の消防長及び消防団長はそれぞれ当該区域に対して必要分隊を派遣する。
- 三 区域内における火災の規模が拡大するおそれがある場合において、消防長又は消防団長から応援の要請があったときは、前各号の規定に関わらず相互にその要請区域に対して必要分隊を派遣する。

第 3 条 前条の場合において、受援地における応援分隊の指揮は、受援地の消防長（消防署長）又は消防団長が応援隊の長に対して行う。

第 4 条 第 2 条による応援に要した経費の負担については、別に定めがあるもののほか、次の区分によるものとする。

- 一 消防機器の破損の修理、機関の燃料、隊員の諸手当及び被服等についての諸経費は、応援側の負担とする。
- 二 要請地域の現場到着並びに、帰着までの途中で交通事故による消防隊員及び市町住民に対する死傷に伴う諸経費は、応援側の負担とする。
- 三 現場活動中に発生した事故のうち、次に掲げる諸経費は受援側の負担とする。
 - イ 消防作業従事者の公務災害補償については、関係市町の長が協議のうえ定める補償費
 - ロ 建築物、工作物、農作物又は土地に対する補償費
- 四 前各項以外の経費については、その都度関係市町協議のうえ決定するものとする。

第5条 区域内の消防長又は消防団長は、火災防ぎょ以外の消防業務及び救急業務について、応援を求める必要があるときは、お互いに消防隊員の派遣又は消防施設の利用について、要請することができる。

2 前項の応援要請があったときは、お互いに消防業務の執行に支障がない限り、要請に応ずるものとする。この場合における消防経費の負担区分については、その都度関係市町協議のうえ、決定するものとする。ただし、救急業務の応援に要した経費の負担については、第4条を準用する。

第6条 この協定に定めのない事故又は疑義が生じた事故については、その都度関係市町において協議のうえ決定するものとする。

附 則

本協定締結前に各市長において、実施されている応援協定の主旨は、これを尊重する。
この協定は、昭和40年7月1日から実施する。

《資料11－17》 大阪市・守口市門真市消防組合消防相互応援協定

消防組織法第39条の規定に基づき、大阪市と守口市門真市消防組合との消防の相互応援について、次のように協定する。

第1条 大阪市（以下「甲」という。）と守口市門真市消防組合（以下「乙」という。）との消防相互応援については、この協定の定めるところによる。

第2条 甲又は乙の消防長は、火災、水災、その他の災害（以下「災害」という。）防ぎよのため、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対し、相互に応援するものとする。

第3条 前条の応援要請は、受援地の消防長が、火災等の概況、出場を求める機械種別及び数、誘導員配置場所等を明示し、応援地の消防長に対して行うものとする。

第4条 災害防ぎよのため、化学消火薬剤を大量に必要とする場合においては、甲又は乙の消防長は、薬剤種別、用量及び使用場所を明示し、化学消火薬剤の供給について、相互に応援の要請をすることができる。

2 前項の応援要請があったときは、応援側において当該薬剤を要請地まで搬送するものとする。

第5条 受援地における応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

（1） 受援地の消防長又は消防署長が指揮すること。

（2） 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

第6条 災害防ぎよのため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

（1） 消防機械器具の小破損の修理、機関の燃料、職員の出場手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合を除く。）は、応援側の負担とする。

（2） 前条による受援側の指揮下における活動中に発生した事故のうち、次に掲げる諸経費は、受援側の負担とする。

ア 前号に定める小破損の程度を越える消防機械器具の修理費（破損の原因が応援側の重大な過失によるものを除く。）

イ 化学消火に要した薬剤費（第4条の薬剤費を含む。）

ウ 建築物、工作物、又は土地に対する補償費

エ 応援隊員及び一般員の死傷に伴う災害補償費、特別救慰金及び弔慰金等

2 前項第2号エの応援隊員に対する災害補償費等は、応援側の定める例により、応援市に対して支払うものとする。

3 第1項各号以外の経費分担については、その都度双方協議のうえ、決定するものとする。

第7条 甲又は乙の消防長は、災害防ぎょ以外の救急業務についても、応援を求める必要があるときは、相互に応援の要請をすることができる。

2 甲又は乙の消防長は、前項の応援要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請に応じるものとする。

3 救急業務の応援に要した経費の分担については、第6条第1項第1号の規定を準用するほか、その都度双方協議のうえ、決定するものとする。

第8条 甲及び乙の消防長は、第2条及び第7条の規定に基づく応援要請の有無にかかわらず、災害又は救急事故の発生を認知若しくは受報した場合において、直ちに相互に応援する必要がある地域及び応援隊数等について、あらかじめ協議のうえ、協定することができるものとする。

2 前項の協定地域内において、応援隊が現場に先着した場合における応援隊の指揮は、受援側の指揮者が到着するまでの間、第5条の規定にかかわらず、応援隊の指揮者が指揮するものとする。

3 前項の場合における応援に要した経費の分担については、受援側の指揮者の指揮下における活動とみなして、第6条の規定を準用する。

第9条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙双方協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定は、昭和40年12月1日から実施する。

附 則

この改正協定は、昭和46年10月20日から施行する。

附 則

この改正協定は、平成25年11月1日から実施する。

《資料11－18》 守口市門真市消防組合・東大阪市消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき守口市門真市消防組合と東大阪市は、近畿自動車道天理吹田線のうち、それぞれの市（区）域間における火災及び救急救助事故等処理するため消防相互応援に関し、次のとおり協定する。

なお、本協定書 2 通を作成し、守口市門真市消防組合管理者及び東大阪市長において各 1 通を保管する。

（目的）

第 1 条 この協定は、近畿自動車道天理吹田線（以下「近畿自動車道」という。）のうち、それぞれの市（区）域間における火災及び救急救助事故（以下「火災等」という。）の処理について、守口市門真市消防組合（以下「甲」という。）及び東大阪市（以下「乙」という。）が相互に協力し、その円滑を図ることを目的とする。

（火災等の処理責任）

第 2 条 火災等の処理の責任は、近畿自動車道が貫通している区域を管轄する市（消防組合）が負う。

（出動）

第 3 条 甲又は乙の消防長は、甲又は乙の区域内において火災等の発生を認知したとき、又は応援要請を受けたときは、その地域に対し、相互に必要と認める消防隊（救急隊等を含む。）を出動させるものとする。

（応援に要する経費）

第 4 条 応援に要する経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところによる。

（1） 応援側の負担

- ア 応援隊員の旅費、諸手当及び被服等の補修費
- イ 消防機械器具の破損又は故障を生じた場合の修理費及び機関の燃料費
ただし、疑義のあるときは双方が協議のうえ決定する。
- ウ 応援隊の出署から帰署までの間における市民等の交通事故による諸経費

（2） 受援側の負担

- ア 応援隊員及び消防作業従事者の災害補償（双方協議のうえ定める補償費）
- イ 化学消火に要した薬剤

（3） 前各号以外の経費負担については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

（その他）

第 5 条 この協定に基づく出動区域、区分その他必要な事項は、甲・乙双方の消防長が協議し、別に覚書を作成するものとする。

附 則

この協定は、昭和 51 年 3 月 22 日から実施する。

附 則

この協定は、平成 25 年 3 月 20 日から実施する。

《資料11－19》 大阪府下広域消防相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、大阪府域内（以下「府下」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町）

第2条 この協定は、府下の消防本部を設置する市町村（消防の一部事務組合にあつては、当該組合をいう。以下「協定市等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- 一 大規模な地震、風水害等の自然災害
- 二 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- 三 武力攻撃による災害
- 四 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- 五 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- 六 その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した協定市等（以下「受援市等」という。）の消防長が受援市等の消防力によっては、災害の防ぎよ又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の協定市等（以下「応援市等」という。）の消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- 一 災害の発生日時、場所及び状況
- 二 必要とする人員、車両及び資器材等
- 三 集結場所及び連絡担当者
- 四 その他必要事項

（応援隊の派遣）

第5条 応援市等の長又は消防長は、前条の規定により応援要請を受けたとき、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市等の長又は消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨すみやかに受援市等の長又は消防長に通報するものとする。

3 応援市等の長又は消防長は、当該災害の規模、状況等により応援の必要があり、かつ、受援市等の長又は消防長が応援要請を行うことが困難であると認められるときは、要請を待つことなく応援出場することができるものとする。この場合、第4条第1項の応援要請があつたものとみなす。

(応援隊の指揮)

第6条 受援市等における応援隊の指揮は、受援市等の長又は消防長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援出場に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

一 応援のために要した経常的な経費は応援市等の負担とする。ただし、要請により特別に調達した燃料費等は、受援市等の負担とする。

二 受援市等の指揮下における活動中に発生した職員の死傷に伴う賞じゅつ金等及び第三者に対する損害賠償費、損失補償費は受援市等の負担とする。

2 経費負担について疑義が生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(協定市等以外への応援)

第9条 協定市等は、協定市等以外において第三条に定める災害が発生し消防隊の応援要請を受けたときは、積極的に応援を行うものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、協定市等の長又は消防長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市等が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、昭和 63 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この協定は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正協定は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この協定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

大阪市長	堺市高石市消防組合管理者	堺市長
岸和田市長		豊中市長
池田市長		吹田市長
泉大津市長		高槻市長
貝塚市長	守口市門真市消防組合管理者	守口市長
茨木市長		八尾市長
泉佐野市長		富田林市長
河内長野市長	枚方寝屋川消防組合管理者	寝屋川市長
松原市長		大東市長
和泉市長	柏原羽曳野藤井寺消防組合管理者	柏原市長
箕面市長		摂津市長
東大阪市長		泉南市長
四条畷市長		交野市長
大阪狭山市長		島本町長
忠岡町長		熊取町長
阪南町長		美原町長

《資料11－20》 大阪市・守口市門真市消防組合航空消防応援協定

(目的)

第1条 大阪市（以下「甲」という。）と守口市門真市消防組合（以下「乙」という。）との回転翼航空機（以下「航空機」という。）による消防業務の応援については、この協定の定めるところによる。

(運行の基準)

第2条 この協定に基づく航空機の運航は、別紙「大阪府下市町村消防用航空機運航要綱」の定めるところによる。

(指揮)

第3条 乙の要請に基づく航空機の運航の指揮は、乙の消防長又は消防署長が、機長に行う。

2 機長は、航空機運航上、気象条件が飛行に適しない場合又は航空機の性能限界を超える場合等重大な支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず自己の判断により適宜運行することができる。

(賠償責任)

第4条 乙の要請に基づく運航により発生した事故の処理に要する経費のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

(1) 航空機の修理費

(2) 建築物（家具什器等をふくむ）、工作物又は土地等に関する補償費

(3) 航空隊員、搭乗者及び一般人の死傷に伴う損害補償、特別救慰金、弔慰金等

2 前項第3号に定める航空隊員及び甲の搭乗者に対する費用の支払いは、甲の定めるところによる。

3 前2項の規定に定めのない経費負担が生じたときは、双方協議のうえ決定する。

(この協定に規定しない事項等)

第5条 この協定に規定しない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙双方協議のうえ決定する。

附 則

この協定は、昭和45年10月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成22年4月1日から施行する。

《資料11－21》 大阪広域水道震災対策相互応援協定書

(目的)

第1条 本協定は、大阪府域に地震が発生し水道施設に被害が生じた場合、大阪府地域防災計画に基づき、大阪府域の市町村（大阪市を除く。）の水道事業者、泉北水道企業団、大阪広域水道企業団（以下「各水道事業者」という。）及び大阪府が相互に協力して、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 各水道事業者及び大阪府は、震災時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための相互応援体制として、大阪広域水道震災対策中央本部（以下「中央本部」という。）、大阪広域水道震災対策ブロック本部（以下「ブロック本部」という。）、大阪広域水道震災対策現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

2 中央本部は、大阪府と連絡を取り合い、協議を行い、相互に協力するものとする。

3 前二項の相互応援体制は、別図のとおりとする。

(中央本部)

第3条 中央本部は、大阪広域水道企業団震災対策本部の構成員、大阪広域水道企業団運営協議会（以下「運営協議会」という。）議長、運営協議会各ブロックの代表者、大阪府健康医療部環境衛生課長、及び中央本部長が指名する者をもって構成する。

2 中央本部長には大阪広域水道企業団副企業長を、中央副本部長には運営協議会議長及び大阪広域水道企業団事業管理部長をもって充てる。

3 中央本部長は中央本部を統括し、中央副本部長はこれを補佐する。

(ブロック本部)

第4条 ブロック本部は、運営協議会各ブロックの主任者、大阪広域水道企業団水道事業所（以下「事業所」という。）の所長、次長及び各課長並びにブロック本部長が指名する者をもって構成する。

2 ブロック本部長には運営協議会各ブロックの代表者を、ブロック副本部長には事業所長を、ブロック本部班長には事業所次長をもって充てる。

3 ブロック本部長はブロック本部を統括し、ブロック副本部長はこれを補佐する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、大阪広域水道企業団及び市町村水道等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

2 現地連絡本部長は中央本部長が指名する。

3 現地連絡本部長は現地連絡本部を総括する。

(中央本部等の設置)

第6条 中央本部及びブロック本部は、大阪府域に震度5弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置され、現地連絡本部は、中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

2 前項の場合のほか、震度4以下の地震その他災害の発生又は他府県への応援派遣等に当たり、中央本部は大阪広域水道企業団企業長が、ブロック本部及び現地連絡本部は中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

3 中央本部は大阪広域水道企業団本庁舎に、ブロック本部は事業所に、現地連絡本部は適宜必要な箇所に設置するものとする。

(応援要請)

第7条 応援の要請は、中央本部に対し、応援を受ける水道事業者（以下「被応援事業者」という。）が口頭、電話、電信その他の情報通信手段により行うものとする。

2 前項の場合のほか、被災地が混乱している状況にあって、中央本部会議において応援が必要と判断した場合は、被応援事業者から応援要請があったものとみなす。

3 被応援事業者は、後日速やかに中央本部に文書を送付するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に要した費用の負担については、当事者間においてそれぞれ別途協議するものとする。

(実施要領)

第9条 本協定に基づく具体的な震災対策相互応援等の実施については、別途実施要領の定めるところによる。

(情報交換)

第10条 各水道事業者及び大阪府は、震災対策に留まらず、大規模な事故等想定されるすべての危機について相互に協力し、情報交換を行うものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、各水道事業者及び大阪府で協議するものとする。

本協定の締結を証するため本書45通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年4月1日

- | | |
|------------------|------------------|
| 1) 大阪広域水道企業団企業長 | 2) 豊中市上下水道事業管理者 |
| 3) 高槻市水道事業管理者 | 4) 吹田市水道事業管理者 |
| 5) 茨木市水道事業管理者 | 6) 箕面市上下水道企業管理者 |
| 7) 池田市上下水道事業管理者 | 8) 摂津市長 |
| 9) 島本町水道事業・島本町長 | 10) 豊能町水道事業・豊能町長 |
| 11) 能勢町水道事業・能勢町長 | 12) 東大阪市水道企業管理者 |
| 13) 枚方市上下水道事業管理者 | 14) 八尾市水道事業管理者 |

- 15) 寝屋川市水道事業管理者職務代理者 水道局長
16) 守口市水道事業管理者 17) 門真市水道事業管理者
18) 大東市水道事業管理者職務代理者 水道局長
19) 交野市水道事業管理者職務代理者
20) 四條畷市水道事業・四條畷市長
21) 松原市水道事業管理者職務執行者 上下水道部長
22) 富田林市水道事業・富田林市長
23) 河内長野市水道事業・河内長野市長
24) 羽曳野市水道事業・羽曳野市長
25) 柏原市水道事業管理者 26) 藤井寺市水道事業管理者職務代理者 水道局長
27) 大阪狭山市長 28) 河南町水道事業・河南町長
29) 太子町水道事業・太子町長 30) 千早赤阪村水道事業・千早赤阪村長
31) 堺市上下水道事業管理者 32) 岸和田市上下水道事業・泉佐野市長
33) 和泉市長 34) 泉佐野市水道事業管理者
35) 貝塚市水道事業管理者・貝塚市長 36) 泉大津市水道事業・泉大津市長
37) 高石市水道事業・高石市長 38) 泉南市水道事業代表者・泉南市長
39) 阪南市水道事業・阪南市長 40) 熊取町水道事業・熊取町長
41) 岬町水道事業代表者・岬町長 42) 忠岡町水道事業・忠岡町長
43) 田尻町水道事業・田尻町長 44) 泉北水道企業団企業長
大阪府健康医療部長

12 被害情報関係

《資料12-1》 大阪府防災情報システムによる報告

《報告の方法》

市町村から府に対する報告は、府防災情報システムに入力することによるものとする。

ただし、本システムが故障等の原因により運用できなくなった場合は、「災害報告取扱要領」第1号様式、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）（その2）により、FAXで報告することとする。

《府防災情報システムの運用について》

ア 報告の開始時点

下記のとき、府においてシステムへの災害登録をするので、被害など入力すべき事項があった都度速やかに入力するものとする。

- ① 府域において震度4の地震が発生したとき
- ② 気象警報が発表されたとき
- ③ 津波警報が発表されたとき
- ④ その他上記以外で、被害が発生した場合、又は火災事故等で特異なものが発生した場合で、府が入力を依頼したとき。

イ 直後報告については、原則としてアの①のときのみとする。

ウ 災害登録、入力モードの変更等にあたっては、府が、市町村に対して府防災行政無線の一斉通信により連絡する。

《資料12-2》 災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領による報告

《報告すべき災害及び即報基準》

【災害報告取扱要領】

ア 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、概ね次のとおりとする。

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ③ 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ④ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

【火災・災害等即報基準】

ア 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

① 一般基準

- （1）災害救助法の適用基準に合致するもの
- （2）都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの
- （3）災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

② 個別基準

（地震）

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの
（風水害）

- （1）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- （2）河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

③ 社会的影響基準

①一般基準、②個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第4号様式（その1）

〔 災 害 概 況 即 報 〕（府用）

報告日時	年 月 日 時 分
大 阪 市	
報告者名	
電話番号	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分		
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不 明 人	住 家	全 棟	壊	一 部 破 損 棟
		負 傷 者	人	計 人		半 棟	壊	床 上 浸 水 棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部 等の設置状況		(都道府県)			(市町村)		

第4号様式（その2）

[被 害 状 況 即 報]（府用）

都道府県			区 分			被 害						
災害名 報告番号			災害名 第 月 日 時 現在)			田 冠 水 ha 畑 冠 水 ha						
報告者名			文教施設									
			病 院									
区 分			被 害			道 路						
人的被害	死者		人					橋りょう				
	行方不明者		人					河 川				
	者 負傷	重症	人					港 湾				
		軽症	人					砂 防				
住 家 被 害	全 壊		棟					清掃施設				
			世帯					崖くずれ				
			人					鉄道不通				
	半 壊		棟					被害船舶				
			世帯					水 道				
			人					電 話				
	一部損壊		棟					電 気				
			世帯					ガ ス				
			人					ブロック塀等				
	床上浸水		棟									
			世帯									
			人									
床下浸水		棟		り 災 世 帯 数			世帯					
		世帯		り 災 者 数			人					
		人										
家 非住	公共建物		棟					火災発生 建 物			件	
	そ の 他		棟					危 険 物			件	
								そ の 他			件	

区 分			被 害			災害対策本部 等の設置状況			都道府県 市 町 村			
公立文教施設		千円										
農林水産省施設		千円										
公共土木施設		千円										
その他公共施設		千円										
小計		千円										
公共施設被害市町村数		団体				災害救助法 適用市町村名			計 団体			
その他の	農産被害		千円									
	林業被害		千円									
	畜産被害		千円									
	水産被害		千円									
	商工被害		千円									
その他		千円				消防職員出動延人数		人				
						消防団員出動延人数		人				
被害総額												
備 考	災害発生場所											
	災害発生年月日											
	災害の種類概況											
	応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況											

※被害額は省略することができる。

第1号様式

[災 害 確 定 報 告] (府 用)

都道府県					区 分			被 害	
災害名 報告番号		災害名 第 報 (月 日 時 現在)		田	流失・埋没		ha		
					冠 水		ha		
報告者名				畑	流失・埋没		ha		
					冠 水		ha		
区 分		被 害		文教施設					
				病 院					
人的被害		死者		人		道路			
									橋りよう
者 負 傷		重症		人		河 川			
									港 湾
軽症		人		砂 防					
							清掃施設		
全 壊		棟		崖くずれ					
							世帯		
半 壊		棟		鉄道不通					
							被害船舶		
一部損壊		棟		水 道					
							電 話		
床上浸水		棟		電 気					
							ガ ス		
床下浸水		棟		ブロック塀等					
住 家 被 害		棟		り 災 世 帯 数			世帯		
				り 災 者 数			人		
非 住 家		公共建物		棟		火災発生			
						建 物			件
そ の 他		棟		危 険 物			件		
				そ の 他			件		

区 分			被 害		都 道 府 県 本 部 対 策 本 部	名 称				
公立文教施設		千円				設置	月 日 時			
農林水産省施設		千円					解散	月 日 時		
公共土木施設		千円								
その他公共施設		千円								
小計		千円			設置市町村名 災害対策本部					
公共施設被害市町村数		団体								
そ の 他	農産被害		千円			災害救助法 適用市町村	計 団体			
	林業被害		千円							
	畜産被害		千円							
	水産被害		千円							
	商工被害		千円							
	その他		千円							
被害総額										
備 考	災害発生場所									
	災害発生年月日									
	災害の概況									
	消防機関の活動状況									
その他(避難の勧告・指示の状況)										

《資料12－3》 被害状況等報告基準

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みも者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものであるとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。

被害項目		報告基準
その他	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となり施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

調査ブロック図

凡 例

——— ブロック境界線

ブロック割

Aブロック：大阪中央環状線・府道京都守口線

Bブロック：大阪中央環状線・府道京都守口線

Cブロック：大阪中央環状線・京阪電車北側

Dブロック：京阪電車南側・国道163号北側

Eブロック：国道163号南側

13 災害救助法関係

《資料13－1》 被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

《資料13-2》 災害救助法による救助の程度・方法及び期間の早見表

平成 26 年 4 月 1 日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 310円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1 戸当たり平均29.7㎡（9 坪）を基準とする。 2 限度額 1 戸当たり2,530,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から 20日以内 着工	1 平均 1 戸当たり 29.7㎡、2,530,000 円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高 2 年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1 人 1 日当たり 1,040円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1 食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 （飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間		備 考	
被服、寝具 その 他生活必需品の 給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、 床上浸水等により生 活上必要な被服、寝 具、その他生活必需品 を喪失、又は毀損し、 直ちに日常生活を営 むことが困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬季 （10月～3月）の季別は 災害発生の日をもって 決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から10日 以内		1 備蓄物資の価格は年 度当初の評価額 2 現物給付に限ること	
		区 分		1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6人以上1人増 すごとに加算
		全壊 全焼 流出	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
			冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
		半壊 半焼 床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
			冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400
医 療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬 剤、治療材料、医療器具 破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民 健康保険診療報酬の額 以内 3 施術者 協定料金の額以内				災害発生の日から14日 以内		患者等の移送費は、別途 計上	
助 産	災害発生の日以前 又は以後7日以内に 分べんした者であっ て災害のため助産の 途を失った者（出産の みならず、死産及び流 産を含み現に助産を 要する状態にある者）	1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料等 の実費 2 助産婦による場合は、 慣行料金の100分の80 以内の額				分べんした 日から7日 以内		妊婦等の移送費は、別途 計上	
被災者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある 者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常 の実費				災害発生の日から3日 以内		1 期間内に生死が明ら かにならない場合は、 以後「死体の搜索」と して取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別 途計上	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の 応急修理	1 住宅が半壊(焼) し、自らの資力によ り応急修理をする ことができない者 2 大規模な補修を 行わなければ居住 することが困難で ある程度に住家が 半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度の 部分 1 世帯当り 547,000円以内	災害発生 の日から1ヵ 月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、 流失、半壊(焼)又は 床上浸水により学用 品を喪失又は毀損 し、就学上支障のあ る小学校児童、中学 校生徒及び高等学等 生徒。	1 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届 出又はその承認を受けて 使用している教材、又は 正規の授業で使用してい る教材実費 2 文房具及び通学用品は 1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,100 円 中学生生徒 4,400 円 高等学校等生徒等 4,800 円	災害発生 の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及 び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、 個々の実情に応じて 支給する
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に 埋葬を実施する者に 支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 206,000円以内 小人(12歳未満) 164,800円以内	災害発生 の日から10日 以内	災害発生の日以前に 死亡した者であっても 対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態に あり、かつ、四囲の 事情によりすでに死 亡していると推定さ れる者	当該地域における通常 の実費	災害発生 の日から10日 以内	1 輸送費、人件費は、 別途計上 2 災害発生後3日を経 過したものは、一応 死亡したものと推定 している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする	(洗浄、消毒等) 1 体当り 3,400円以内 一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当り 5,200円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は、原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当り 133,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる

14 復旧・復興関係

《資料14－1》 応急仮設住宅建設候補地一覧表

1 都市公園

平成 26 年 4 月 1 日現在

ブロック	公園名	開設面積 (㎡)	建設可能面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)	備考
A	佐太第2公園	1, 200	約 300	6	
	大日公園	3, 100	約 800	16	
	佐太中央公園	2, 400	約 900	18	一時避難場所
	大日東公園	1, 100	約 250	5	
	小 計			45	
B	金田東公園	1, 100	約 400	8	
	金田第2公園	5, 800	約 1, 500	30	一時避難場所
	大久保公園	1, 800	約 450	9	
	弥治右衛門碑前公園	3, 300	約 800	16	
	藤田公園	6, 000	約 1, 500	30	一時避難場所
	金田公園	5, 500	約 1, 400	28	一時避難場所
	佐太第1東公園	2, 300	約 600	12	
	大日南公園	3, 700	約 900	18	一時避難場所
	梶公園	1, 200	約 300	6	
	梶第1公園	3, 600	約 900	18	一時避難場所
	藤田南公園	1, 700	約 400	8	
	大久保中央公園	5, 900	約 2, 000	40	一時避難場所
	金田北公園	1, 000	約 250	5	
	大久保南公園	1, 200	約 300	6	
	藤田西公園	2, 900	約 700	14	
	藤田東公園	1, 100	約 250	5	
	金田西公園	1, 000	約 250	5	
	金田きりん公園	800	約 200	4	
	金田中央公園	2, 000	約 500	10	
	大久保西公園	1, 400	約 350	7	
	佐太東あじさい公園	700	約 250	5	
	梶南公園	1, 000	約 350	7	
	金田南公園	1, 100	約 200	4	
	大日東つつじ公園	600	約 100	2	
	大日中央公園	2, 100	約 250	5	
	東公園	2, 000	約 300	6	
	小 計			308	
C	下島公園	17, 000	約 3, 500	70	一時避難場所
	日吉公園	4, 800	約 1, 400	28	一時避難場所
	松月公園	1, 800	約 450	9	一時避難場所
	外島公園	1, 500	約 350	7	
	八雲公園	1, 700	約 400	8	
	八雲北公園	3, 300	約 800	16	
	八雲東公園	2, 000	約 500	10	
	八雲ぞう公園	800	約 150	3	
	八雲東第2公園	1, 800	約 400	8	
	平代うさぎ公園	800	約 200	4	
	八雲北第2公園	2, 700	約 200	4	
	八雲西公園	1, 100	約 300	6	
	八島さくら公園	900	約 300	6	
	小 計			179	

ブロック	公園名	開設面積 (㎡)	建設可能面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)	備考
D	大枝公園	62,800	約7,500	150	一時避難場所
	大宮中央公園	10,400	約3,100	62	一時避難場所
	滝井りす公園	500	約100	2	
	土居公園	3,100	約500	10	
	大宮公園	2,600	約800	16	
	橋波公園	1,700	約500	10	
	高瀬公園	1,700	約500	10	
	菊水北公園	1,100	約250	5	
	大宮南公園	1,100	約250	5	
	南寺方西公園	1,300	約300	6	
	西橋波さつき公園	1,000	約150	3	
	小計			279	
E	南寺方公園	3,000	約700	14	
	菊水公園	2,800	約700	14	一時避難場所
	世木公園	7,900	約700	14	
	錦公園	1,100	約250	5	
	南寺方東公園	3,100	約800	16	
	東郷北公園	1,100	約250	5	
	小計			68	
合 計				879	

※ 建設可能戸数は、建設可能面積を1戸当たり必要面積50㎡で除して得た数である。

2 防災協力農地

平成26年4月1日現在

所在地	建設可能面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)
金田町1丁目59番内	1,957	39
金田町1丁目59番内	13	—
大久保町5丁目38番内	1,265	25
梶町1丁目29番・30番	1,527	30
梶町1丁目29番・30番	80	1
梶町1丁目29番・30番	264	5
梶町1丁目46番内	1,059	21
梶町1丁目19番南	50	1
梶町1丁目19番南	708	14
佐太東町1丁目27番内	674	13
南寺方東通4丁目9番内	1,069	21
金田町1丁目7番内	965	19
大日町2丁目1番	1,014	20
大日町2丁目1番	261	5

所在地	建設可能面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)
南寺方東通4丁目11番内	700	14
寺方錦通4丁目1番	555	11
金田町3丁目9番内	1,032	20
寺方錦通4丁目1番	1,976	39
八雲北町1丁目20番内	310	6
八雲北町1丁目20番内	214	4
大久保町5丁目68番内	1,125	22
南寺方東通1丁目8番内	641	12
寺方錦通2丁目9番内	743	14
八雲西町1丁目28番内	905	18
金田町2丁目53番	18	—
金田町2丁目53番内	557	11
八雲西町1丁目39番内	195	3
八雲西町1丁目39番内	496	9
八雲中町2丁目7番内	650	13
東郷通1丁目4番内	1,073	21
菊水通3丁目12番内	1,036	20
八雲西町1丁目34番内	800	16
南寺方東通1丁目8番内	822	16
大久保5丁目44番内	310	6
大久保町5丁目50番内	323	6
大久保町5丁目49番内・5丁目50番内	380	7
大久保町5丁目49番内	327	6
大久保町5丁目44番内	370	7
大久保町5丁目49番内	1,004	20
藤田町4丁目19番内	1,312	26
八雲西町1丁目39番内	859	17
大宮通4丁目16番	952	19
大宮通4丁目16番	707	14
大久保町5丁目61番内	1327	26

所在地	建設可能面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)
大久保町2丁目34番内	572	11
南寺方東通4丁目17番内	1,181	23
南寺方東通4丁目17番内	1,443	28
南寺方東通4丁目17番内	411	8
大久保町2丁目6番内	606	12
大久保町2丁目7番内	687	13
八雲北町1丁目9番内	1,117	22
合 計		754

※ 建設可能戸数は、建設可能面積を1戸当たり必要面積50㎡で除して得た数である。

3 その他施設

施設名	面積	建設可能面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)	備考
市民球場	12,572	約10,000	200	臨時ヘリポート
学校グラウンド	市立小学校、府立高校等の学校グラウンドについては、応急仮設住宅の建設候補地であるが、応急教育等の関係から調整が必要なため、具体的な建設可能面積を設定できない。			
児童公園	児童公園は、敷地内に遊具・砂場などが点在しているため、仮設住宅の建設に必要な空間が確保できない。			

《資料14-2》 守口市災害弔慰金の支給等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項、第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、「市民」とは、災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）第1条に規定する災害（以下この条、第5条及び第6条において「災害」という。）により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に6条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(遺族の範囲等)

第4条 災害弔慰金の支給を受けることができる遺族の範囲は、法第3条第2項の規定によるものとし、その順位は、次に掲げる順序による。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合は、兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

2 前項の場合において、同順位の父母については、義父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、義父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(死亡の推定及び災害弔慰金の支給の制限)

第5条 災害による死亡の推定及び災害弔慰金の支給の制限については、法第4条及び第5条の規定によるものとする。

(災害障害見舞金の支給)

第6条 災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害がある市民(次項において「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金を支給する。

2 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(災害障害見舞金の支給の制限)

第7条 災害障害見舞金の支給の制限については、法第9条において準用する法第5条の規定によるものとする。

(災害援護資金の貸付け)

第8条 法第10条第1項に規定する災害により同項各号に掲げる被害を受けた世帯で令第4条の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が令第5条に定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

2 災害援護資金の貸付額は、1世帯当たり350万円以内において市長が定める。

(償還期間)

第9条 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(市長が特別の事情があると認める場合にあつては、5年)とする。

(貸付利率)

第10条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還方法等)

第11条 災害援護資金の貸付けに係る償還方法、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、令第7条第3項及び第4項、第8条から第11条までの規定によるものとする。

(償還免除)

第12条 市長は、法第13条第1項の規定により、災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、令第12条による場合はこの限りではない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平23.12.9条例21)

この条例は、公布の日から施行する。

《資料14-3》 守口市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この条例は、守口市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年守口市条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(災害弔慰金の支給手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次の各号に掲げる事項を調査して支給する。

- (1) 死亡者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 条例第5条に規定する支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(災害弔慰金に関する必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対して、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(災害障害見舞金の支給手続)

第4条 市長は、条例第6条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次の各号に掲げる事項を調査して支給する。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 条例第7条に規定する支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(災害障害見舞金に関する必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、条例第6条第1項に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

（災害援護資金の貸付金額）

第6条 条例第8条第2項に規定する災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付額は、次の各号に掲げる場合に従い当該各号の表の左欄に掲げる被害の種類及び程度の区分に応じ、1世帯当たりそれぞれ右欄に掲げる額を限度とする。ただし、第1号の住居が半壊した場合又は第2号の住居が半壊した場合若しくは住居が全壊した場合（住居の全体が滅失又は流失した場合を除く。）において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合で市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（1）療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主」の負傷という。）があつた場合

区分	貸付限度額
家財についての損害額がその価格のおおむね3分の1未満であり、かつ、住居についての損害額がその価格のおおむね3分の1未満である場合（以下「住居の損害がない場合」という。）	150万円
家財についての損害額がその価値のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
住居が半壊した場合	270万円
住居が全壊した場合	350万円

（2）世帯主の負傷がない場合

区分	貸付限度額
家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
住居が半壊した場合	170万円
住居が全壊した場合（次項の場合を除く。）	250万円
住居の全体が滅失又は流失した場合	350万円

（借入れの申込み）

第7条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、資金借入申込書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）世帯主の負傷を理由とする申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

（2）被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前前年とする。以下この号において同じ。）において、本市の区域外に居住していた申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

（3）その他市長が必要と認める書類

2 前項の資金借入申込書の提出は、被災した日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに行わなければならない。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、前条の規定により資金借入申込書の提出があつたときは、必要な事項の調査を行い、貸付けの可否を決定する。

2 市長は、前項の貸付けの可否を決定したときは、貸付/決定/不承認/通知書により申込者に通知する。

(借受けの手続)

第9条 資金の貸付けの決定を受けた者(以下「借受人」という。)は、保証人の連署した借用書並びに借受人及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(保証人)

第10条 条例第11条に規定する保証人は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 独立して生計を営んでいること。
- (2) 資金の貸付けを受けていないこと。
- (3) 資金の借受けについて他に保証をしていないこと。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれらに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 借受人は、資金の繰上償還をしようとするときは、繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、その理由等を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の支払猶予の可否を決定したときは、支払猶予/承認/不承認/通知書により借受人に通知する。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の支払免除の可否を決定したときは、支払免除/承認/不承認/通知書により借受人に通知する。

(償還の免除)

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、その理由を記載した申請書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類
- (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

2 市長は、前項の償還免除の可否を決定したときは、償還免除/承認/不承認/通知書により当該償還免除申請書に通知する。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに市長に氏名等変更届を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わつてその旨を届け出るものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則 (平3.12.26 規則19)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の守口市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第6条第1号及び第2号の規定は、平成3年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

様式

〈様式 1〉 職員動員報告書

職 員 動 員 報 告 書				
年 月 日				
総 務 部 長 様				
○ ○ 部長 印				
○ ○ 部にかかる職員の動員状況は、下記のとおりです。				
配備区分 :			配備	
発令時刻 :			月 日 時 分	
所 属	氏 名	配備場所	勤務に従事した時刻	備 考
			: ~ :	
			: ~ :	
			: ~ :	
			: ~ :	
			: ~ :	
			: ~ :	
			: ~ :	
			: ~ :	
			: ~ :	
			: ~ :	
			: ~ :	
			: ~ :	
			: ~ :	
			: ~ :	
			: ~ :	
			: ~ :	
			: ~ :	
			: ~ :	

〈様式 2〉 防災関係機関被害報告様式

防災関係機関被害報告様式

報 告 基 準		報 告 内 容	
共通項目		死者、負傷者が生じたとき	死者 名、負傷者 名
		火災が生じたとき	火災発生場所： 町・通 丁目 番 号 施設名：
		独自の対策本部が生じたとき	対 策 本 部 名：
個 別 項 目	河 川	堤防が破堤したとき	破堤・溢水場所： 住民避難の要否： 要 ・ 否 (避難の必要な地域)：
		堤防が溢水したとき	
	道 路	通行規制が生じたとき	路線名： 区 間： ~ 復旧予定： 留意事項：
	電 力	停電地域が生じたとき	地域名： 町・通 丁目付近 戸 数： 約 軒 復旧予定： 留意事項
	ガ ス	供給を停止したとき	
	水 道	供給を停止したとき	
	電 話	電話サービス停止地域が生じたとき	
	鉄 道	不通区間を生じたとき	不通区間： 駅～ 駅 運行停止期間： 月 日 時～ 月 日 時 復旧予定： 留意事項
運行を停止したとき			
その他	関係機関が必要と認めたとき	内容：	

報告日	月 日 時 分 報告番号： 号
報告者	機関名： 氏名：
報告先	守口市：電話（代表）06-6992-1221 （危機管理課直通）06-6992-6695 FAX 06-6994-7494

〈様式 3〉 被害状況受付表

①被害状況受付表（地震災害用）

受 信 時 間	年 月 日 時 分 現		受 信 者
	在		
受 信 相 手	市民	住所 氏名 電話	町・通 丁目 番 号
	市	調査復旧班・救援救護班・水道局 () 避難所・その他 () 氏名等 ()	
受 信 内 容			
処 理 附 記			処 理 者
通 報 先	警 察・消防本部・大阪ガス・関西電力・N T T		
	市	調査復旧班・救援救護班・水道局 () 避難所・その他 () 氏名等 ()	

②被害状況受付表（浸水被害用）

番号	時：分	住宅地図 ページ	住 所	氏名	受付者	被 害 内 容	現場の状況	消毒	衛生	処 置 内 容
				電話	現調者					
	:		町 通	氏名	受付者	床下浸水、床上浸水、会所詰まり 道路冠水、ポンプ要請、消毒要請 土のう要請				
			丁目 番地							
			番 号	電話	現調者					
	:		町 通	氏名	受付者	床下浸水、床上浸水、会所詰まり 道路冠水、ポンプ要請、消毒要請 土のう要請				
			丁目 番地							
			番 号	電話	現調者					
	:		町 通	氏名	受付者	床下浸水、床上浸水、会所詰まり 道路冠水、ポンプ要請、消毒要請 土のう要請				
			丁目 番地							
			番 号	電話	現調者					

〈様式４〉 災害時の広報文例

【例文１】 地震発生時の緊急情報

1-1 緊急情報です。

ただいま、大きな地震がありました。

守口市の震度は（〇〇）です。（余震が続いています。）（余震が起きることがありますが、本震ほど強くはありません。）

市民の皆さん（注１）

注１：状況、時間に応じて、下記の項目を取捨選択する。

- ア 上から落ちてくるもの、倒れてくるものに気をつけて下さい。
- イ 使用中のガス器具やストーブ等は、火を消して下さい。
- ウ ガスの元栓を切り、電気器具はコンセントから抜いて下さい。
- エ あわてて、外に飛び出さないで下さい。
（ガラスの破片などで怪我をしないよう、スリッパや靴を履いてください。）
- オ 窓や戸を開けて出口の確保をして下さい。
- カ マッチ、ライターは使わないで下さい。
- キ けが人や火災が発生したときは、隣近所に声を掛け合って、お互いに助け合いましょう。
- ク 狭い路地や門、塀に近づかないで下さい。
- ケ 正しい情報をキャッチして、デマに惑わされないで下さい。
- コ 避難は徒歩で、持ち物は最小限に、ドアには行き先を張って、なるべく道の真ん中を通りましょう。
- サ 車に乗っている人は、車を道の左端に止め、エンジンを切り、キーをつけたままにしておいて下さい。そばに空地等があれば、そこにとめて置いてください。
- シ 電話は非常に混み合っていますので、しばらく、電話を使わないで下さい。

1-2 新しい情報が入り次第、放送で流しますので、ラジオやテレビのスイッチをそのままにして、これからも「FMもりぐち」や「北河内ケーブルテレビ」の緊急情報に注意して、落ち着いて行動して下さい。

1-3 こちらは、守口市役所（守口市災害対策本部）です。
自主防災組織や自治会の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始してください。
また、住民の皆さんも、自分たちのまちを守るために、役員やリーダーの方々に協力してください。

以上、守口市役所（守口市災害対策本部）からです。
繰り返しお知らせします。

【例文 2】 延焼火災地区住民への避難命令

- 2-1 緊急放送、緊急放送、守口市災害対策本部から避難命令が出されました。
◇◇地区の火災が、〇〇地区の方向に燃え広がっております。
〇〇地区の住民の方は、至急〇〇小学校（△△方面）へ避難してください。
なお、避難に当たっては、火の元を消して、現金・貯金通帳、印鑑などの貴重品や衣類など必要最小限の荷物をリュクサックなどに入れ、背負って、両手を空けて避難してください。

繰り返しお知らせいたします。

（避難完了が確認されるまで繰り返すこと）

【例文 3】 浸水地区住民への避難勧告

- 3-1 緊急放送、緊急放送、こちらは守口市の災害対策本部です。
避難の準備をしてください。
現在、◇◇地区付近は、〇〇川の増水のため危険な状態になりつつあります。
お年寄りや子供さんを安全な〇〇小学校（△△方面）へ早めに避難させてください。
また、その他の人もいつでも避難できるように準備をしておいてください。
なお、避難に当たっては、火の元を消して、現金・貯金通帳、印鑑などの貴重品や衣類など必要最小限の荷物をリュクサックなどに入れ、背負って、両手を空けて避難してください。

繰り返しお知らせいたします。

（避難完了が確認されるまで繰り返すこと）

- 3-2 緊急放送、緊急放送、こちらは守口市の災害対策本部です。
避難勧告が出ました。
◇◇地域の皆さんへ。〇〇川の△△付近の堤防が決壊し、浸水しています。
（◇◇地域の皆さんへ。〇〇川の△△付近の堤防が決壊の恐れがあります。）
◇◇地域の住民の方は、至急〇〇小学校（△△方面）へ避難してください。

なお、現場に警察官や市職員、消防職員などがいる場合は、その指示に従って、落ち着いて避難してください。

以上、守口市災害対策本部です。

繰り返しお知らせいたします。

（避難完了が確認されるまで繰り返すこと）

【例文 4】 安心情報の伝達

- 4-1 守口市災害対策本部から、
これまでに判明した安心情報をお知らせいたします。
〇〇保育所、◇◇幼稚園、□□小中学校の児童・生徒については、現在、全員無事との報告が入っています。
なお、園児、児童、生徒は各学校園で保護しております。
- 4-2 守口市災害対策本部から
これまでに判明した情報をお知らせいたします。
〇〇小学校、△△中学校では、数人のけが人が出ておりますが、いずれも軽傷で、命に別状ありません。児童、生徒は、全員各学校で保護されております。

【例文 5】 救助協力要請

- 5-1 緊急放送、緊急放送、守口市災害対策本部から救助協力の要請がありました。
ただいま、〇〇町〇〇丁目〇〇番地の◇◇さん宅で、救助を求めています。
付近の方は、至急、救助の応援をお願いいたします。

【例文 6】 避難所の開設状況

- 6-1 守口市災害対策本部から避難所の開設場所についてお知らせいたします。
市内各小学校のほか、〇〇中学校、△△高校に避難所を開設いたしました。
お困りの方は、直接避難所においで下さい。

【例文 7】 救護所の開設

- 7-1 守口市災害対策本部から各小学校等に救護所の開設が発令されました。
守口市医師会、歯科医師会、薬剤師会の皆さんは、予め定められた場所に急行し、救護所を開設して下さい。
- 7-2 守口市災害対策本部から救護所の設置場所についてお知らせいたします。
負傷された方々のために、市内各小学校に応急救護所を、市民保健センターと生涯学習情報センターに医療救護所を開設いたしました。

【例文 8】 道路状況と交通規制

- 8-1 守口市災害対策本部から道路交通情報をお知らせいたします。
現在、市内の道路は、一般車両の通行が禁止されております。
市民の皆さんは、車を使用しないで下さい。
- 8-2 守口市災害対策本部から道路交通情報をお知らせいたします。
現在、地震（大雨、強風）のため、阪神高速道路は、全線（〇〇線）が通行禁止となっております。
また、国道 1 号、1 6 3 号、4 7 9 号、中央環状線の幹線道路は、全線（〇〇～△△）が通行禁止となっております。

【例文 9】 交通機関の運行状況

- 9-1 守口市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせいたします。
現在、京阪電鉄は、全線（〇〇駅から△△駅まで）、
地下鉄谷町線は、全線（〇〇駅から△△駅まで）、
大阪モノレールは、全線（〇〇駅から△△駅まで）、
京阪バスは、全線（〇〇線）、
タウンくるバスは、〇〇路線、
地震（大雨、強風）のため、運行を中止しております。
運転の再開については、今後の情報に注意して下さい。
- 9-2 守口市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。
現在、京阪電鉄（地下鉄谷町線、大阪モノレール、京阪バス）は、次の路線で運転が一部再開されました。
なお、各路線とも運行本数が少なく、大変混雑が予想されます。

【例文 10】 ライフライン情報

10-1 守口市災害対策本部から、水道、電気、ガス、電話の被害状況をお知らせいたします。

水道は、現在 市内全域（〇〇地区）で使用できません。

電気は、現在 市内全域（〇〇地区）で停電しています。

ガスは、現在 市内全域（〇〇地区）で使用できません。

電話は、現在 市内全域（〇〇地区）でかかりにくくなっています。

応急給水、復旧状況の情報は、今後随時お知らせします。

10-2 守口市災害対策本部から、水道、電気、ガス、電話の復旧状況をお知らせいたします。

・水道については、〇日△時頃から、市内の全域（〇〇地区）において給水が再開できる見込みです。

・電気については、〇日△時頃から、市内の全域（〇〇地区）において通電が再開できる見込みです。

・ガスについては、〇日△時頃から、市内の全域（〇〇地区）において供給が再開できる見込みです。

・電話については、〇日△時頃から、市内の全域（〇〇地区）において通常通り復旧する見込みです。

10-3 守口災害対策本部から応急給水のお知らせです。

本日、△時頃から◇◇学校（公園）において、応急給水を行います。

【例文 11】 救援物資の提供

11-1 守口市災害対策本部から救援物資の提供についてお知らせいたします。

救援物資〇〇〇を本日◇◇時から△△△で配布いたします。

【例文 12】 被害状況

12-1 守口市災害対策本部から、これまでに分かった被害の状況をお知らせいたします。

死者〇〇人、行方不明〇〇人、負傷者〇〇人です。

全壊家屋〇〇棟、半壊家屋〇〇棟、一部損壊家屋〇〇棟です。

（特に被害の大きいのは、△△地区です。）

〈様式 5〉 緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章

緊急通行車両確認申請書		
		年 月 日
大 阪 府 知 事 大阪府公安委員会		
申請者住所 (電 話) 氏 名		
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他() 名 称 ()	
業務の内容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急通行の確保 9 災害の防御等 10 その他 ()	
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

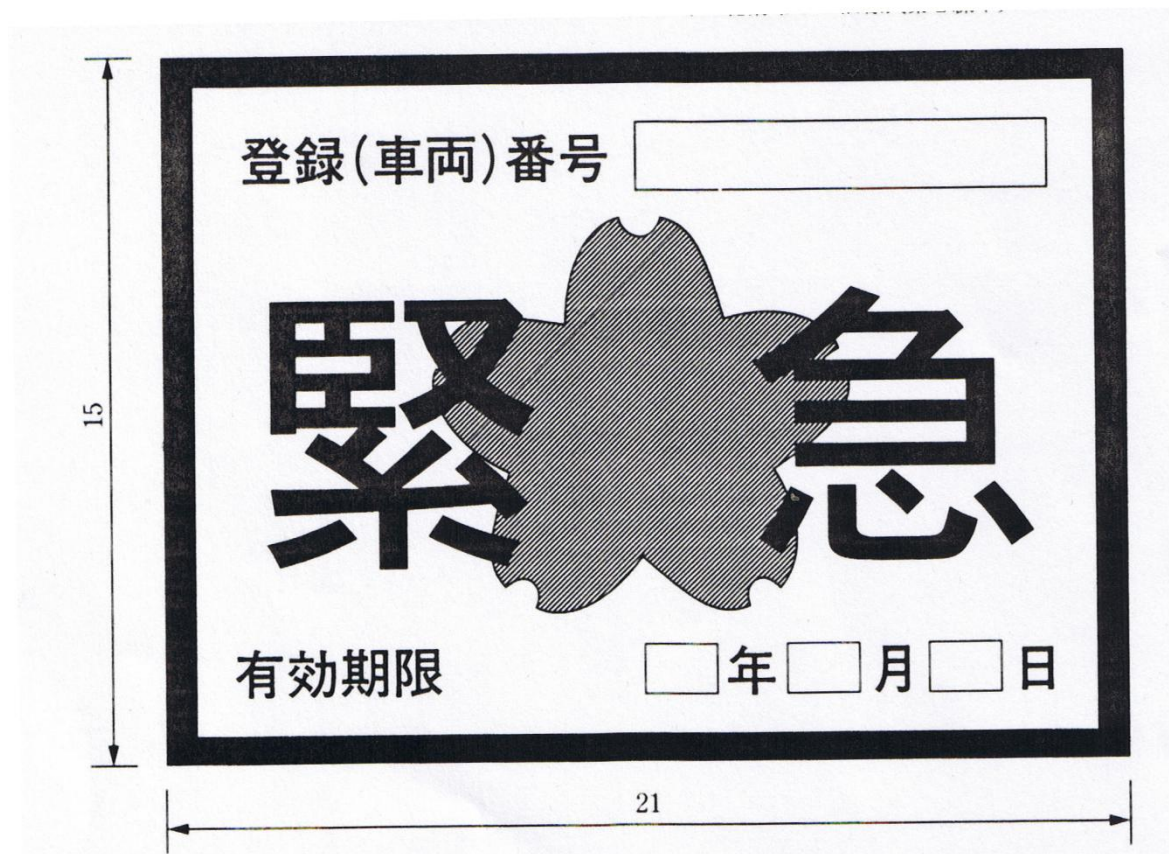
災害対策基本法施行規則別記様式第4号

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
大阪府知事 大阪府公安委員会			印	
番号欄に表示されている番号				
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名				
使用 者	住 所			
	氏 名	() 局 番		
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地		
備 考				

備 考 用紙は、日本工業規格A5とする。

標 章

別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2繰下）



備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

〈様式6〉 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証

緊急通行車両事前届出書

別記様式第1号

(表)

			() 第 号			
緊急通行車両事前届出書						
年 月 日						
大阪府公安委員会 殿						
申請者住所						
(電 話)						
氏 名						
(印)						
行政機関等 の名称等		1 指定行政機関		2 指定地方行政機関		
		3 地方公共団体(執行機関を含む)		4 指定公共機関		
		5 指定地方公共機関				
		名 称 ()				
業務の内容		1 警報の発令等		2 消防等の応急措置		
		3 救難救助等				
		4 児童等の教育		5 施設等の応急復旧		
		6 保健衛生				
		7 社会秩序の維持		8 緊急通行の確保		
		9 災害の防御等				
		10 その他 ()				
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)						
大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域		有	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県			無
			その他の都道府県 ()			
車両の 使用者	住 所	() 局 番				
	氏 名					
番号標に表示されている番号						
出 発 地						

注:この届出書を2通作成し、申請にかかる車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署(指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の所在地を管轄する警察署)に提出すること。

緊急通行車両事前届出済証

(裏)

()第 号

年 月 日

緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会

㊞

注意事項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続きを受けること。
- 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続きができない場合には、他の警察署等で手続きを受けること。
- 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続きを受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
 - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 当該車両が廃車となったとき。
 - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。